

官報

号外

昭和三十一年五月十六日

○第二十四回 衆議院會議録第五十号

昭和三十一年五月十六日(水曜日)

議事日程 第四十六号

昭和三十一年五月十六日

午後一時開議

第一 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)

整理に関する法律案(内閣提出)

●本日の會議に付した案件

日程第二 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)

正する法律案(内閣提出)

日程第一 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後五時十四分開議

○議長(金谷秀次君) これより會議を開きます。

日程第二 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)

正する法律案(内閣提出)

○議長(金谷秀次君) この際お諮りいたします。日程第二及び第三の両案を繰り上げて一括上程するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、日程の順序は変更せられました。(拍手)

日程第二、地方自治法の一部を改正する法律案、日程第三、地方自治法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。地方行政委員長大矢省三君。

地方自治法の一部を改正する法律案

〔本号追録に掲載〕

地方自治法の一部を改正する法律案に対する修正案

〔本号追録に掲載〕

〔報告書は會議録追録に掲載〕

地方自治法の一部を改正する法律案の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

〔本号追録に掲載〕

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔大矢省三君登壇〕

○大矢省三君 たいま議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案並びに地方自治法の一部を改正する法律案の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案につき、地方行政委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

この二法案は、去る三月十五日日本會議に上程せられ、政府の提案理由の説明が行われておりますので、ここにその内容の詳細を申し上げることを省きます。

二法案のうち、地方自治法の一部を改正する法律案は、現下地方行政の事情にかんがみ、地方公共団体の組織及び運営の合理化をはかるために、都道府県の性格及び権能を明らかにし、地方公共団体の議會の開会及び常任委員の制度並びにその運営について若干の改正を行い、執行機關の組織の簡素化をはかるとともに、各執行機關を通じて、組織、財産の管理及び予算の執行等について、その一体的、効率的な運用を確保する方途を講じ、かつ、国と地方公共団体との関係の規定を整備して、相互の協力ないし連絡、調整を緊密ならしめ、さらに大都市に関する事務の配分の特例を設けるとともに、特別市の制度を廃止する等の措置を講じようとするものであります。そのおもなるねらいは、地方行政制度の簡素化、合理化と経費の節減にあり、兼ねて、行政運営の総合性と能率の向上を期待しているものであります。

また、他の一法案は、地方自治法の一部改正に伴い、当然必要となる関係法規の規定の整備を目的とするものであります。大都市に対する事務配分の特例の新設及び特別市制の廃止による、それぞれその関係法律に所要の改正を加えることをおもなる内容としておるのであります。

両法案は、三月十五日日本委員會に付託、同二十二日太田自治庁長官より提案理由の説明を聴取し、四月二十七日に関係地方六団体の代表者等を参考人として招致し、その意見を聴取するなど、慎重審議を行なつて参りました。

これら参考人の陳述のうち、全国知事會等、地方の六団体の意向は、本案作成の過程において、政府がそれぞれの団体と連絡し、その意見を参酌しているもので、大体において本案に対しては賛意を表し、その成立を希望する旨陳述がございましたが、なお若干の点について、各団体とも修正の希望を表明したのであります。また、人事委員會及び選挙管理委員會の全国連合会を代表する参考人は、これら委員會の委員の報酬をいわゆる日当制にすることは、その職務の性格及び勤務の実情に照らして適当でないから修正されたいという強い要望があったのであります。

かくして、同日、両法案に対する質疑を終了しましたが、その後、自由民主黨側において、地方自治法の一部を改正する法律案を修正したいとの議がございました。五月十五日成案を得て、委員鈴木直人君より、提案者を代表して修正案の提案理由が説明されました。その修正案の内容は次のごときものであります。

すなわち、修正の第一点は、議會の議員を除く委員會の委員等、非常勤の職員に対する報酬の日当制は、条例で特別の定めをした場合は日当制をとらないことができることとしたのであります。

第二点は、常勤職員に対する手当中、薪炭手当を加え、国家公務員に対すると同様の例によつて、地方公務員にも薪炭手当を支給することとしたのであります。

第三点は、造林を目的とするところの土地の使用の許可は、昭和二十三年八月地方自治法の一部改正法の施行の際、現にその土地の上に生育しておるところの造林のための立木が、そのときまでに森林法の第七條に定めた適正な伐採年齢に達しない場合は、これに連するときはその効力を失わないこととする。

昭和三十一年五月十六日 衆議院會議録第五十号 地方自治法の一部を改正する法律案外一案

以上が修正案の要点であります。

修正案に対する質疑を行なった後、両案並びに修正案を一括討論に付し、委員の木崎茂男君は、自由民主党を代表して、修正案及び両案に賛成の意見を述べられ、委員加賀田君は、日本社会党を代表して、修正案に対する賛成、修正部分を除く両案には反対するの意思を表明されました。

採決の結果、修正案は満場一致可決され、修正部分を除く両案は賛成多数をもって可決せられました。よって、地方自治法の一部を改正する法律案は修正議決すべきものと決し、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案は原案通り可決すべきものと決したのであります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(益谷秀次君) 討論の通告があります。順次これを許します。加賀田進君。

〔加賀田進君登壇〕

○加賀田進君 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま議題となっておりまゝる地方自治法の一部を改正する法律案に対する自民党の修正案に賛成をいたしました。修正案を除きまゝる政府原案に対して、並びに、これに伴う関係法律の整理に関する法律案に対して、反対の討論を行わんとするものであります。(拍手)

今次政府の提出いたしました地方自治法の改正案は、昨年の二十二国会においても再度提出されて廃案となりまして、国民ひとしく安堵の胸をなでおろしました悪法案と大同小異でございます。いわゆる国民への直接

サービス機関たる自治体の機能を圧縮し、機能を弱めるとともに、住民のたゞ一つの意思反映機関である地方議会の機能を不当に抑圧せんとする意図が一貫して貫かれていたのであります。断じてわれわれの容認できない悪法案でございます。(拍手)

昨年、本法の改正案が提出されるや、地方公共団体の、議会側はもちろんのこと、住民も、理事者も、執行機関も、全国民あげて強烈な反対運動が展開され、世論の猛反響の前に葬り去られたことは、与党の諸君といえども、なまなましい記憶として脳裏に刻み込まれておるものと私は思います。しかるに、政府は、おくれもなく、またぞろ今次国会で、かかる反民主的な、時代逆行法案を提出したのであるが、鳩山内閣の凶暴さと執念深さには、今さらながら、われわれは驚かざるを得ないのであります。(拍手) 昨年の案と比較いたしますと、少々緩和されておるようにも感ぜられますが、実はその目標は同じであります。中央集権への魔の道が地方団体の中に設けられる、自治体の本旨が根底からゆすぶられるに相違ないというところは、この法案に一貫して流れておる思想であります。

ここにその二、三の例を取り上げて明らかにしたいと思ひます。現行法によりまゝると、自治体の機構の制定は、都は十局、道は九部、その他府県におきましては、人口割りに三段階に分れて、法定標準部局が単に設けられておるのみであります。知事が必要に応じて条例で部局を増減することができるようになっておるのであります。

サ、知事と議会との自主的な意思に基いて、実情に即した機構の改変を行なう権限が、すべて地方公共団体に与えられておるのであります。ところが、今度の改正を見ますと、標準部局を越えて設置しようとするときには、内閣総理大臣と協議しなければ設けることができないようになっております。政府の委員会におきましての質疑に対する答弁を聞きますと、協議がもし不成立の場合には、この部局の増加は許されないと云つております。このことは、明らかに地方自治体に対する政府の内政干渉であつて、鳩山内閣が地方自治の支配権を確立しようとする第一歩であることは疑い余地もございません。(拍手)

しかも、最近、各府県におきましては、赤字財政の再建のために、自主的に逐次その部局の廃合に努力いたしておるのであります。しかし、その廃合に対して最も妨害して知事を悩ましておるのは、現在の政府であり、地方公共団体と密接な関係のある各省の高級官僚であるというところは、明確な事実であります。協力的立場にあるものが、逆に、自分の地位と権限を保持するために、地方自治体に対して、しかも、地方自治体が真剣にこれを断行しようとする熱意に燃えておるにもかかわらず、国家権力を背景として不当な圧力を加えることは、断じて許されないのであります。(拍手) かかる改正案を提出するとならば、まず政府自体が体内に宿っている病源に断を下すのが私は適当だと思ひます。ちやうど酒屋の主人が禁酒同盟の会長のようなことでは、国民は納得しないと私は思ふのであります。(拍手)

さらに、今度の改正案には、地方公共団体または長に対して内閣総理大臣が監督的な特定の指示命令権を持つことになっております。つまり、政府は、地方公共団体に對して、事務処理が不当であるとか、執行に對して適正を欠いておるから公益を害するとかの理由に基いて必要な措置を要求し、指示する権利を政府が握ろうとしたのであります。政府が、かかるおそれるべき権限を乱用して、一々地方自治体の行政に干渉を始めたなら、一体自治体の独立性というものはどこで保障されるのでありましょう。

政府は、委員会の質疑等では、明らかな法規の違反あるいは著しい不適当な事務の執行の場合にのみ発動すると言つておりますが、従来の政府のやり方を見ても、危なかしうて、われわれは信用することはできないのであります。現在でも、政府は、勧告や助言に基いて適正な方法をとる道が開かれておるのであります。それが、もかかわらず、さらに指揮権同様の権力を確立しようとする政府のねらいは、民主政治の基盤である地方自治体を骨抜きにして、再び過去の独裁的内務省を再現させようとする陰謀にほかならないと思ふのであります。そのためか、さらに、政府は、市町村に対する勧告や調査の権限を行使する場合に、総理大臣や自治庁長官が知事に代行することができるような道を開いておられます。知事の権限を強化拡大して、内閣との不可分の関係に置かえろと同時に、このことは、知事官選の条件を築き上げようとする悪らつな手段であるとして、市町村があげて強く

反対してゐることは、単なる想像に基くものではないと私は思ひます。(拍手)

こうして、自治体の執行権に對して不当なる支配権を打ち立てるとともに、他面、地方議会に對しても、活動の極端な制限の魔の手が伸ばされております。まず、議会の閉会中、常任委員会の活動を極端に制約いたしまして、閉会中住民の声を反映する機会を失わさせようとしたのであります。議員の審議権につきましても、議員がその議案を提出しようとする場合には、あるいは修正動議を提出しようとする場合におきましては、議員定数の八分の一以上の賛成を得なければならぬという条件が定められました。地方住民の代表者たる議員の議会活動に制約が加えられると同時に、特に少数派の正式意思表示の機会を封殺するまがごときことは、民主政治として断じて私は許してはならないと思ひます。(拍手)

常任委員会の設置についても、人口段階別に應じて、その数を制限しようとしたのであります。このことが、議会運営に種々の弊害を発生させることは、すでに都府県等からも指摘されている通りであります。まことに現状に合わない、地方自治体に対する混乱と矛盾を引き起す法案であります。たとえば、その一例を申し上げますと、京都におきましては、京都府の総人口は百九十万、改正案によりまゝと、常任委員会の数は六つでありまして、しかしながら、同じ地域の中に包含されておられます京都市の人口は百万をこえるから八つであります。市よりも広域にわたつて事務処理を担当する

団体が、逆に少数の常任委員会によって運営されなくてはならないとは、全く本末転倒もはなはだしといわざるを得ないのであります。(拍手)

このように、議会に對しても、多くの弊害と圧迫が至るところに存在いたしてあります。

さらにもう一つ、法案の中で、従来人事交流が円滑化を欠くからという理由のもとに、恩給等の支給基準となる在職年限の通算の処置が講じられておりますけれども、国と府県との間は義務規定として、市町村においては任意規定として、このことが定められております。そのために、国と府県間に在職期間の通算に基いて解決はいたしませんが、市町村と府県、市町村間の人事交流は、依然として従来と同じような状態に残存するという矛盾が、この法案改正の中に存在をいたしてあります。

なお、私は大都市の特例に關して一言触れておきたいと思ひますが、昨年提出されました改正案においても、このたびの改正案におきましても、大都市に對して事務の委譲をする内容が含まれておりました。すなわち、人口五十万以上の指定市に、都道府県より十六項目にわたる事務の委譲がされることになっております。このことは、政府として都市行政の將來への一貫した基本的計画の上に行われていないといふところに問題があります。政治的取引の道具に使用したといふことである。

一昨年の十九国会において、政府は、世論の反響を無視して、警察法の

改正を断行いたしました。その経過措置として、五大市に昨年の三月一ばい市警の存続を認めたのであります。ところが、その後、五大市は引き続き市警を存続することになっておりまして、政府は、この五大市のその後における強き存続の圧力に屈服いたしました。いろいろな政治的な取引の上に立つて、今度は五大市の市警は府県に委譲いたしますけれども、事務の一部は市より府県に移管するという取引を行なったのであります。残念ながら、政府としては、幸か不幸か、昨年の自治法の改正は廢案となつて、問題は今次の国会に持ち越されました。そこで、今度おさまらないのは、五大市を持つ府県側であります。政府は、ちやうど中間に立つて、府県と市の一大暗躍の間に板ばさみになつてしまつたのであります。そのために、与党の中に、府県側から五名、市側から五名の十人委員会を設けて調整をはかつたのであります。これがまた意見がぐくぐとして結論を得ることができません。とうとう党幹部の裁断を仰ぐことになりました。党幹部、また、理論的な手段ではなくして、例によつて例のごとく、一を以て一を取るといふ政治的配慮で、事務は五大市に委譲するが、特別市の条項全部を削り取つてしまふといふ、乱暴な裁断を行なつてしまつたのであります。市町村の育成発展の政策の基本も持たずして、場当たり的に、自治行政を、そのときどきの情勢によつて改変されるということは、自治体こそ全く迷惑千万なことでありまして、

(拍手)

こうして列挙いたしました範圍においても、自治法改正の政府のねらいは、地方公共団体の組織及び運営の適正化ではなくして、その企圖するところが独裁政治への漸進みであるといふことは、万人ひとしく認めるところであります。(拍手)

最後に、私は、本法案の委員会の審議経過を通じて自民党の諸君の持つた議事運営に對して、国会の將來に重大な悪例を残したことを申し上げたいと存じます。(拍手)

この法案は、委員長報告の通り、三月十五日に提出されました。二十一日提案理由の説明を聴取いたしましたのであります。自來、自治庁の要請もございまして、私たちは慎重に審議をいたして参りました。四月二十七日、全会一致をもつて、与党の諸君が、われわれに、ここにこゝで、質疑打ち切りに對して賛同をいたしましたのであります。

〔時間、時間と叫ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 加賀田君、簡単に願ひます。

○加賀田進君(總) しかるに、与党諸君は、その直後、突如、修正案を出すから四、五日待つてもらいたいと申し出て参りました。われわれは、良心をもつて、その四、五日間の猶予を与えたのでありますけれども、とうとう、このことは、何と十八日間も、質疑打ち切後現在まで採決がされなかつたという状態でありまして、(拍手)聞くところによりますと、四月の二十七日、どうも質疑が打ち切られるから、質疑を打ち切らないように善処してもらいた

いと、この法律成案に對して責任を持つ太田自治庁長官が、地方行政委員会の理事に督促したといふことであります。早川政務次官は、質疑打ち切りが行われたと知つて、直ちに顔色を変えて、同僚に對して暴言を吐いたと私は聞いております。(拍手)この、みづから法律を育て上げ、促進する義務がある政府の機関と与党が、みづから議事審議の延長をするといふようなことは、国会史上かつて見ざる珍風景だと私は思ひます。(拍手)

〔時間、時間と叫ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 加賀田君、簡単に願ひます。

○加賀田進君(總) 最後に、十八日間審議過程ではございしますが、政府、与党の三項目にわたつての修正案に對しては、社会党として賛成をいたします。

なお、質疑打ち切り後、修正案を提出するからという理由のもとに、十八日間も採決の延期をした与党の諸君に、われわれは申し上げたいと思ひます。野党のわれわれにいたしましては、質疑打ち切り後に、いろいろな法案に對しても、修正案提出のために、相当長期にわたる時間を今後要求することを皆様に申し上げて、本案に對する私の討論を終りたいと思ひます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 太崎茂男君。

〔太崎茂男君登壇〕

○太崎茂男君 私は、自由民主党を代表いたしました。ただいま上程せられました地方自治法の一部を改正する法律案に對する修正案、修正部分を除く政府原案並びに地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に關する法律案について、賛成の

討論を行わんとするものであります。(拍手)

現行の地方自治法は、憲法第九十二条に規定する地方自治の本旨を基調とするものであり、団体が自主、自律的に、その住民の意思によつて、地方の実情に即して地方行政を行おうとする基本的原則に立つてゐることは、今さら私が申し上げるまでもないところであります。この地方自治の本旨、すなわち、団体自治と住民自治の基本原則は、いかなる事情が將來発生いたしまして、も、あくまでこれを守り抜かなければならないと信ずるものであります。

(拍手)しかしながら、その行政運営の面におきまして、わが国の実情に照らし、現行地方自治法の施行の経過にかんがみて、今日幾多改善を要する点のあることも、これまた、これを認めざるを得ないのであります。昭和二十八年十月、地方制度調査会の答申においても、すでにこのことが端的に指摘せられておるのであります。今回政府の意圖する改正案は、この基本的な地方自治の原則を守りつつ、民主的で、しかも合理的な自治の運営を確立するために、当面必要な若干の改正を行わんとするものであります。私が賛成をいたします第一の理由もここにありするのであります。(拍手)

他面、現下の地方自治の確立のために最も重大なることは、赤字に苦しみ危機に瀕した地方財政の根本的再建をいかにすすべきであるかといふことである。政府並びに与党においては、第二十三国会以来、地方財政再建のために国の責任において措置すべき幾多の施策を相次いで断行して参つたのであります。これらの諸施策の実

七六一

現ともに、最も必要なることは、私は、地方自治団体自身の力による行政運営の改善を積極的に推進させなければならぬということでありまして、このような観点から本法の改正を考えたときに、これまた基本的に賛成をいたし得ると思ふのであります。

これら二つの基本的な考え方の上に立ちまして、地方行政機構を簡素合理化し、経費節減と行政効果の充実は、かり、もって真に住民の福祉の積極的向上を期さんとするには、まことに機を得たる適切な措置といふべく、われわれは双手をあげて賛成をいたすものであります。(拍手)

以上、本法の具体的改正点につきまして、簡単に賛成の理由を申し述べたいと存じます。

まず、改正の第一点は、都道府県と市町村の地位、権能を明らかにしたことでありまして、現行地方自治法において、従来、この両者の地位、権能に区別が認められないうえ、ややもすれば適正なる両者の関係について理解を欠くうらみがあったことは事実であります。今回、この点に改正を加えまして、市町村は基礎的な地方公共団体とし、都道府県は市町村を包括する広域の地方公共団体といたしまして、それぞれ処理すべき事務を明確にし、相互に競合しないよう規定せんとするものであります。現実にも即した合理的なる改正であるといわなければならぬのであります。ただいまお話がありましたように、この改正点に反対する諸君が、これをもって直ちに知事官選への一里塚のごとき議論をなさいますのは、現実を離れた、あまりにも飛躍的

な理論であると思ふのであります。(拍手)

改正の第二点は、議決機関及び執行機関を通じて、地方公共団体の運営の適切合理化をはからんとするものであります。これまた、前述の通り、巨額の赤字に悩む地方財政の抜本的再建策として、きわめて時宜を得た措置といふべきで、地方自治運営の車の両輪とも考えらるべき両者の基本的な権能を制約することなく、これを合理化いたしたもので、地方自治の確立のために大なる役割をささえるものとして、賛意を表さざるを得ないところであります。

改正の第三点は、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係につき、現行地方自治法施行の経過にかんがみて、行政運営の適切化をはかるため必要なる規定の整備を行わんとするものであり、特に地方公共団体長年の熱望にこたえて、国と都道府県または地方公共団体相互間における公務員及び義務教育職員の在職期間の通算の措置を講じたことは、けだし、適切な改正といふべきであります。(拍手)

改正の第四点は、大都市及びその機関に対して事務配分の特例を設け、これに伴って、特別市に関する規定を削除せんとするものであります。大都市の発展に伴う都市の實力の充實と行政の必要性から、特別市制を実現しようとする大都市側の主張も、自然の要求であります。他面、現行地方自治法の上から、所在府県が大都市を切り離した残存部分の行政執行の立場に立つてこれに反対をされてきたことも、また私

は当然の理由があると思ふのであります。地方自治法が幾たびか改正さるべくして改正されなかつた過去の経過も、このよう両者の複雑な相対的立場と強い抗争の議論があつたことにその一つの原因があつたことは、見のがせない事実であります。しかしながら、この間、住民の福祉という立場でこれを考察いたしましたときには、大都市に限って二重行政、二重監督の弊を除く去しなければならぬことは、各方面で指摘せられておつたところでございす。本改正法案で委譲せんとする十六項目の行政事務につきましては、現実に府県から大都市に移されては、もの少くないのであります。大都市の行政能力がらいつても、私は当然であるうかと思ふのであります。

なお、これに伴ひまして、現行の特別市に関する規定の削除をされることになつたのであります。本制度は、確かに地方自治の本旨に適合する理想的な制度ではありますけれども、現行の府県制度を前提として考えましたときには、実際にはきわめて困難なる事情にもありますので、本問題は、むしろ、今後に残された府県制度の抜本的改革と関連をして、総合的に検討、解決せらるべきが至当であると思ふのであります。(拍手)従つて、今回の改正は、過去の本制度をめぐつて続けられた激烈なる両者の抗争に一応の終止符を打つ意味におきまして、適切な措置といふべきであります。(拍手)

私は、政府並びに与党が、あらゆる政治的な困難を克服して、将来の紛争の禍根を断つた英断の改正に對しましては、満腔の賛意を表する次第でございます。(拍手)

以上、本改正案に対する基本的かつ具体的事例に對しまして賛成の理由を申し述べたのであります。今や、地方自治法の実情に即した改正は、何人もこれを是認するところでありまして、本法審議の過程におきまして、地方公共団体関係者の方々の意見に徴しても、この事實は明らかでございす。この事実を承知されながら、社会党は、これらの実情を承知されながら、本案に反対をされました。しかも、何らの具体的な修正案も示さざる態度は、まことに私どもは了解に苦しむのであります。(拍手)地方自治の確立に對しまして全く無為無策であることを見ずから表明せられたものといわれたいと思ふのであります。(拍手)

最後に、先ほど委員長から御報告がありました。わが党は、本案の重要性にかんがみまして、公聴会、参考人の御意見や、各方面、ことに社会党の真剣に御議論をなさいました委員諸君のごもつともな御発言は十分尊重いたしまして、先ほど委員長が御報告の三点の修正を行なつた次第でございます。(拍手)先ほど、加賀田さんから、本案審議におきまして、わが党が党略上一次的に引き延ばしを策したとの御批判がございました。わが党といたしましては、ただいま申し上げました通り、各方面の意見を尊重した修正を検討するとともに、社会党の委員の皆さんから要求せられました、政令で定むる大都市の委譲事務十六項目の具体的な内容の確認等に若干の時日を要したのには現実でございます。むしろ、私は、社会党の皆さんが、本案に反対の態度

をとられながら、十分なる根本的審議を行われることなく、さらには、みずから要求せられた重要な資料の提出も待たれないで質疑の打ち切りを策された、まことに上手に打ち切りはされましたけれども、強行されたのは事実であります。かかる態度は、私は、社会党の皆さんにこそ、党利党略のためには重要な法案の審議をおろそかにしたという非難が的中すると思ふのであります。(拍手)

以上、私は、地方自治確立のため、すみやかなる本案の成立を念願いたしまして、賛成の討論をいたす次第でございます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(益谷秀次君) 二案を一括して採決いたします。日程第二の委員長の報告は修正、日程第三の委員長の報告は可決であります。二案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(益谷秀次君) 起立多数。よつて、二案は委員長報告の通り決しました。(拍手)

日程第一 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(益谷秀次君) 日程第一、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。公職選挙法改正に関する調査特別委員長小澤佐重喜君。

公職選挙法の一部を改正する法律案(本号追録に掲載)

公職選挙法の一部を改正する法律案
に対する修正案

〔本号追録に掲載〕

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔小澤重喜君登壇〕

○小澤重喜君 たいだいま議題となり
ました。内閣提出の公職選挙法の一部
を改正する法律案の、委員会におきま
す審査の経過並びにその結果を御報告
申し上げます。

まず、本改正案につきまして、簡単
に、その骨子のみを申し上げますことと
いたします。

本案は、議会政治の健全なる発達を
はかるため、衆議院議員の選挙につい
て、小選挙区制を採用し、候補者の公
認制度を確立し、あわせて選挙の際に
おける政党の政治活動の規制を合理化
し、もって民主政治の基盤を強化せん
とすることを提案理由とするものであ
ります。

その改正案の要点は、第一に、衆議
院議員の定数を現行より三十人増加し
て四百九十七人としたことでありま
す。第二に、衆議院議員の選挙区を四
百七十七区とし、そのうち、一人区は
四百五十七区、二人区は二十区設ける
こととしております。第三に、衆議院
議員の選挙における政党の候補者の公
認制度を確立するとともに、選挙運動
期間中における政党の政治活動の規制
を合理化せんとするものであります。

第五に、選挙犯罪に関する附帯
訴訟の制度を採用したことでありま
す。第六に、衆議院議員の選挙運動の
期間を五日間短縮して二十日とし、法
定選挙費用をおおむね六十万円程度に
引き下げたことであります。その他、
衆議院議員の選挙に關し、立候補の辞
退は選挙の期日前五日まででなければ
ならないものとし、供託金の額を二十
万円に引き上げ、繰り上げ補充は同点
者の場合に限って議員の任期中行ふも
のとし、また、補充選挙は、繰り上げ
補充ができる場合を除き、議員に欠員
が生じたとき、そのつどこれを行ふも
のとする等の改正を行わんとするもの
であります。

本案は、去る三月二十六日の委員会
において太田自治庁長官より提案理由
の説明を聴取し、翌二十七日より質疑
に入つたのであります。その間、
四月十日には参考人より意見を聴取
し、また、四月二十日より三日間、仙
台、名古屋、広島、福岡の各市に委員
を派遣し、各地において調査会を開催
し、それぞれ意見を聴取いたしました。

さらに、四月二十三日及び
二十五日には公聴会を開き、学識経験
者より意見を聴取する等、慎重な審議
を継続して参つたのであります。

その間における質疑のおもなる点を
申し上げますと、まず、選挙制度調
査会の運営に遺憾の点はなかつたか、
政府は何ゆゑ調査会の答申を変更して
政府案を作つたかとの問題が論議され
たのであります。これに対し、政
府は、調査会の答申は有効であると認
める、政府案は答申に基いて作つたも
のであるとの答弁がありました。

次に、一事不再議の問題が盛んに論
議されたのであります。すなわち、本
案は政府より三月十九日に国会に提出
されたが、その数日前成立した参議院
提出の公職選挙法改正案の内容と重複
する点が多い、これは一事不再議の原
則に反するのではないか、政府は撤回
すべきであるとの主張がなされたので
あります。これに対し、政府は、さき
に成立した公職選挙法改正案は参議院
議員の選挙及び中選挙区制における衆
議院議員の選挙関係のものであり、今
回の改正案は衆議院議員の選挙を小選
挙区制に改めると、両法案はその趣
旨、目的が違ふから、一事不再議の
原則に反しないとの答弁がありました。

次に、小選挙区制については、小選
挙区制の実施は、過去の経験に照ら
し、かつた、現状においては必ずし
も二大政党の維持育成にはならないと
思ふ、むしろ小党分立の結果になるの
ではないかとたゞしたのに対し、政府
は、今回の小選挙区制は過去のものと
は異なる、この小選挙区制実施によつ
て二大政党を維持育成するものと信じ
ているとの答弁がありました。

次に、小選挙区制実施によつて、実
際には、憲法改正に必要な衆議院にお
ける三分の二の議席を自由民主党が制
しよつたという意図があるのではないか
との質疑がありました。これについ
ては、政府は、憲法改正とは全く関係
はない、小選挙区制によつて政局の安
定が生まれてくるとの答弁がありまし
た。

次に、小選挙区の実施による二大
政党の政策の近似性について活発な論

議が重ねられたのであります。これ
に対し、政府は、小選挙区制を実施し
ていく間に漸次政策の近似性が生まれ
てくると考へるとの答弁がありまし
た。

次に、小選挙区制と死票増加、比例
代表制等の問題について真剣な論議が
なされたのであります。政府は、死票
をなくするには比例代表制をとらなけ
ればならない、しかしながら、比例代
表制は、小党分立を招き、政局が不安
定になる、政局安定の方が重要である
と答えております。

その他、新人や婦人の進出がむづか
しくなることも、地域的なボスが進
出する結果になるとの意見に対して、
政府は、政党が公認候補者を厳正にき
めるだろうから、そういう結果になら
ないと思ふ、と述べております。

その他、次に述べるような諸問題に
ついて、熱心活発に質疑が行われたの
であります。すなわち、小選挙区制の
実施は時期尚早ではないか、今回の小
選挙区制による区割は党利党略によ
るものであつて、社会党議員の減少を
はかるものではないか、立会演説会は
何ゆゑ廃止したか、候補者の公認制を
法律で定め、違反者に重い処罰を加え
る規定は違憲ではないか、政党が特定
の候補者のために選挙運動を行うこと
を認めながら、これに要する費用を制
限しないのは何ゆゑか、附帯訴訟に關
する法律案は同時に提出すべきではな
いか、選挙に關し特定の寄付の禁止に
ついて、その範囲を拡大する必要がある
のではないか、連座制をさらに強化
する必要があるのではないか等の諸問

題についての質疑に對しましては、二
大政党ができてゐる現在こそ、これを維
持育成するために小選挙区制の実施が
必要である、区割制については、そのよ
うな意図は絶対にない、立会演説会は、
小選挙区制になれば地域が狭くなつて
公認候補者の数も少いから、その必要が
なくなる、また、演説会場の秩序保持が
より困難になるから廃止した、公認制の
違反者を処罰することについては、憲
法における自由保障は絶対無制限なも
のではなく、議会政治の健全な発達と
いう、公共の福祉のための制限が認め
られるから、違憲ではない、政党の選
挙運動の範囲は法律で限定されてい
るので、これに要する費用は特に大き
くなることはない、附帯訴訟に關する法
律は、膨大な改正で、直ちに提出する
ことは困難であるが、できるだけ早い
機会に提出する、選挙に關する会社、
法人等の政治献金がいけなくなるから、
公務員からの政治献金もいけなくなるか
ら、この兩者の關係について考えなけ
ればならない、連座制は、現行法にお
いて最も強い規定になつてゐる等の答
弁がありました。これらの質疑に答
へる詳細につきましては会議録に議るこ
とといたします。

かくて、去る五月十二日、自由民主
党提案として、青木正君外二十名より
修正案が提出されたのであります。

以下、その要旨を御説明申し上げます。
修正案が提出されたのであります。
まず、第一は、別表第一の改正規定を
削除することとし、選挙区の区割案を
作成するため、衆議院議員選挙区確定
委員会を設けるものとし、なお、原案
中の選挙区審査会に關する規定は削除
するものとしております。

次に、選挙区固定委員会について申し述べますと、同委員会は、内閣総理大臣が任命する次の委員七人をもって構成されることになっております。すなわち、その委員は、一、衆議院議長が推薦する学識経験者一人、二、国立国会図書館長、三、中央選挙管理委員会委員長、四、都道府県の選挙管理委員会を代表する者一人、五、市の選挙管理委員会を代表する者一人、六、町村の選挙管理委員会を代表する者一人といひておきます。

次に、同委員会は、選挙区割案を作成するに当っては、一、各選挙区の人口は、当該都道府県においてはなるべく均等になるようにすること、二、行政区域はなるべく尊重し、特に町村の区域は分割しないこと、三、地勢、交通、産業等の見地からの地域的一体性はなるべく尊重すること、以上の基準を総合的に考慮して作成するものとす、この場合において、本年三月十三日の選挙制度調査会の答申を尊重し、議員の定数は四百九十七人をこえないようにしなければならぬものとしておきます。

さらに、同委員会は、選挙区割りの案を作成し、次の国会の常会までにこれを内閣総理大臣に提出するものとす、内閣総理大臣は、その案に基いて別表改正案を作成し、国会に提出しなければならぬものとする、第二に、立会演説会は、演説会場の秩序保持のための規定を整備した上存置するものとすること、第三に、供託金は現行法の通り十万円とすること、第四に、選挙犯罪者が逃亡した場合の時効期間を現行の二倍、罪の種類により二

年または四年に延長するものとする、第五に、本改正法中、選挙区固定委員会に関する規定は公布の日から施行し、その他の規定は、本改正法に基いて作成される別表の改正、及び、連座制強化のための附帯訴訟の手續に関する法律の公布の日から六カ月を経過した日以後に期日の公示された総選挙から施行するものといひておきます。

以上が修正案の要旨であります、同日、青木正君より修正案の趣旨説明があり、本修正案は予算を伴うものでありますので、これにつき、国会法の定むるところによりまして内閣の意見を徴し、翌十四日、原案並びに修正案につき一括して質疑を行なつたのであります。その修正案に関する質疑のおもなるものは次の通りであります。

政府案を分析して、その本意ともいふべき区割り案を将来に残し、政府案は廃案にひといしことになる大修正をのむからには、政府は重大なる政治責任を負ふべきである、その政治責任をどのように考へてゐるかとしたしたのに対して、政府は、修正案においては、政府案の小選挙区制度の原則は維持されている、また、政党本位の選挙の強化も承認されているので、その大原則は変わつてはいないのである、区割りについては謙虚な気持ちで再検討し、慎重を期する意味において修正案に應ずるといふことであつて、政府において責任を負ふことではないとの答弁がありました。また、修正案については、三月十三日の選挙制度調査会の答申を尊重して、選挙区固定委員会が区割り案を作成し、政府はこの案に基いて

区割りに関する法律案を提出するといふことになつてゐるが、この三段の過程においては、区割り案は全くゆがめられたものになつてくる可能性が十分にあるのではないかとたゞししたのに対し、政府は、今までの審議の経過を見まして、政府としては選挙区固定委員会の答申をそのまま出すつもりである、ただし、答申後に行政区画に変更があつたときは別問題である、との答弁があつたのであります。その他、

選挙制度調査会があるのに選挙区固定委員会を設けるのは何ゆゑか、修正案の趣旨説明には固定委員会は臨時的名のものであるといつてゐるが、いつまで存続するものであるのか、固定委員会が区割り案を作成する際の基準は抽象的であつて、あいまいに過ぎるのではないか、人口等については、より具体的に基準を定むべきではないか、議長裁定の詳細なる内容、その精神等について政府は承知してゐるかどうかが等しい質疑に對しましては、選挙区固定委員会は、選挙法の別表第一の区割り案を作成することだけを目的とするのであつて、選挙制度調査会と併存することとは差しつかえない、選挙区固定委員会は、実際上は次の通常国会までに区割り案の作成提出という臨時的な任務を持つものであるが、法律上は廃止のための改正手続がとられるまで存続する、法律上区割りの作成基準を定めるとすればこの程度でよい、それ以上の具体的な点は、固定委員会委員の公正な裁量ある判断にゆだねることが適当と思ひ、議長裁定の内容、精神は承知してゐる等の答弁がありました。

その質疑応答の詳細は會議録に譲ることといたします。

かくいたしましたして、昨十五日、原案及び修正案の質疑を終了し、引き続き討論に入りまして、まず日本社会党を代表して片島港君より、修正案及び原案に反対の意見が述べられ、次に自由民主党を代表して松澤雄蔵君より、修正案及び修正部分を除く原案に賛成の意見が述べられ、次に小会派クラブの小山亮君より、修正案及び原案に反対の意見が述べられたのであります。かくて討論を終局いたしましたのであります。その討論の内容については會議録によつて御承知を願ひます。

次いで、採決に入りましたところ、まず、青木正君外二十名提出の修正案は多数をもって可決され、次いで、修正部分を除く原案の通り決しました。かくて、内閣提出の公職選挙法の一部を改正する法律案は修正議決いたしました次第でございます。

以上、御報告を申し上げる次第であります。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 質疑の通告があります。これを許します。滝井義高君。

○滝井義高君(登壇)

私は、日本社会党を代表いたします、ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案並びに手続修正案に対する小澤委員長報告に對し、また、それに関連して、委員会の審議の過程を通じて不明確であつた一、二の点について、自治庁長官並びに鳩山総理に對して御所見をお尋ねしたいと思ひます。(拍手)

【議長退席、副議長着席】

そも、政府、与党が今回この公職選挙法の一部改正なる世紀の悪法を今二十四国会に提出いたしました、その根本的な理由とするところを推測いたしてみますと、その第一の理由は、選挙のたびごとにすくすくと伸びて参ります社会党の勢力を分断しようとするところ、まずその第一の理由であると思われまゝ。(拍手)第二の理由は、寄せ集めの、寄木細工の政党である自民党の主導権を、この小選挙区の名のもとに確立しようとする一部幹部の陰謀であつたというのが第二の点でございます。この公職選挙法の改正は、この二つの理由以外にないと思はれるのでございます。政府、与党は、この二つの目的を達成せんがために、異常な熱意を持って参りました。私の尊敬する温厚篤実なる加藤敏五郎委員長をかへて、その名を聞けば泣く子も黙るといわれてゐる、国会内で有名な小澤重喜氏を委員長に押し立て、(拍手、笑声)猛虎の勢いをもつて二十四国会を押し切ろうとして参つたのでございます。しかるに、何ぞはからんや、世論は強くその政府、与党の陰謀と意欲とを打ち砕いたことは、現実の五十有

余日にわたる審議の経過が、しみじみと、三百名になんなんとする絶対多数を握つてゐる与党諸君に味あつたことと私は思ふのでございます。(拍手)さて、政府は、この法案を提出するに當つて、二つの大きな理由を掲げました。まず第一の理由は、二大政党の育成をはかるということであつたのでございます。さらに第二には、政局の安定をはかるということでございます。

た。この小選挙区のみがその二つの目的の達成にかなう政策であり、しかも、この小選挙区によつてのみその二つの目的が達成せられて、内外にわたつて山積してある重要政策を、着実に、堅実に遂行できるといふのが、これが自治庁長官並びに総理が絶えず委員会において御説明下さつた点でございます。そこで、こゝより前提のものと立って、私は小澤委員長並びに鳩山総理、自治庁長官に、一、二の所見をお伺いしたいと思つたのでございます。

まず第一に、小澤委員長と自治庁長官にお尋ねをいたします。すでに、事態は、政府がこの法案を提出したときとは、ずいぶん變つて参りました。政府がこの法案を出したとき、その出す具体的理由をいたしましては、第一には、選挙制度調査会が、早々の間に、あの区割り案とともに、法規の基本となる答申をして下さつた。早々の間にあつたために、その全部を取り入れることができなかった。だから、まずその中で特に必要と思われる点のみを採用して法文を作つたというのが、第一の政府の理由でございました。

第二に、総理にお尋ねをいたしたいのでございます。この法律をこの国会に無理やりにお通しになろうとするのか。その、あなたが通しになろうとする目的は一体どこにあるのか。ということなのでございます。御存じのように、この法律は、党利党略のサラマンダーの法律だと言われました。サラマンダーは火の中のトカゲです。サンショウウオだといわれております。この、いわばサンショウウオの二つの眼となつたものは何であつたか。この区割り案というサラマンダーの二つの眼となつたもの、その一つの眼は、立憲演説の廃止と、そつして供託金の引き上げといふことでございまして、いま一つの眼は何であつたか。いま一つの眼は、選挙における政治活動の政党に対する強化でございまして、いま一つは何であつたか。それは公認制の確立でございまして、これらの眼がそれぞれ左右について、いわば画龍点睛を欠く——画龍点睛を欠くという言葉を昔から日本にあります、このサラ

マンダーは、その二つの眼を持つて、この国会を乗り切ろうといつたし、また、ところが、おそろしいことには、与党みずからが、その左の眼についておりましたところのこの立憲演説という眼と、そつして供託金の眼を、みずからの手で抜いてしまつたといふことであつた。このサラマンダーは、左の眼を抜かれ、さらにその上に、施行期日などこにいふたかわからないといふことで、サラマンダーの足が奪われてしまつたのでございます。一体、このサラマンダーはどこにはつていへばいいのでしようか。どういふ目的を持つておるものでしょうか。

このように切り裂かれた法律といふものを、鳩山総理は、やはり政局の安定と二大政党のために必要だと、その口をもつて堂々と委員会を答弁したように、この場で言うことができるでしようか。(拍手)もし鳩山総理が良心的な政治家であられるならば、この壇上で国民に向つて不明を謝すべきであらうと思つたのでございます。(拍手)

さらに第三にお尋ねをいたしたい点は、これは小澤委員長に對してでございます。委員長の御存じのように、今回の選挙制度調査会の答申を尊重するといふ一項で足りたのでございまして、しかも、その七人委員会の良識に信頼すると政府も言ひ、与党の諸君もおっしゃつておるのでございます。ところが、当然さういふものは入れなくてもよかつたはず。ただ選挙制度調査会の案を尊重する、これだけで私はけっこうでなかつたかと思ふ。それは、わざわざ多くのワクをはめることと言ひながら、これを尊重しないおそれさへ出てくると思つたのでございまして、小澤委員長から、委員長として、

この壇上で、七人委員会できつた案はそつくりそのまま尊重する所存であるかどうかといふ御言明を得たいのでございまして。

さらに第四に私のお尋ねをいたしたい点は、鳩山総理に對してでございます。まず、鳩山総理に、政治責任について私はお尋ねをいたしたい。同時に、良識の士である小澤委員長について、この点の御所見を伺つておきたいのでございます。それは、御存じのように、政府が提案いたしましたこの法律案といふものを、与党みずからが大幅の修正を加へ、骨を抜き、筋を抜いて、軟体動物のような姿にしてしまつた。この軟体動物のような姿になつた修正案といふものについて、私は太田自治庁長官の御意見を聞いてみました。太田さん、一人一區といふことは、この法案のどこからか就取れないと思ふのだが、一体あなたの政治責任はどうなるのだとお尋ねしましたところ、太田さんいわく、この修正案の中には一人一區の精神が躍動しておるので責任をとる必要はないと申しました。まず、これまでは、百歩を譲つて、私も了承いたしておきました。さらに私は質問を続けました。それから、参議院で継続審議になつた場合には、あなたの政治責任はどうなりますかと問つたら、継続審議になつた場合には、まだその精神は死んでいないから、政治責任をとる必要はないとおっしゃいました。しかし、継続審議になつた場合はさういふことにならうが、審議未了になつた場合はどうだと言つたら、審議未了の場合は、まだその精神が浮いて生きておるから、こ

は、三つの基準を基礎にして案を作らなければならぬ。その三つの基準の第一は、少くとも、選挙区の人口はなるべく均等にしなければならぬ。行政区域は分割してはならない。地勢上の一体性を考慮しなければならぬといふ三つの基準、このような四つのワクをはめられました。

ところが、政府、与党の諸君は、ワクをはめておきながらも、選挙制度調査会の答申案を尊重しなければならぬといふ一項を入れておきます。選挙制度調査会はその答申を尊重するといふならば、何で四百九十七人をこえてはならないか、あるいは、さいせん申しました三つの基準をわざわざ書かなければならないのか、選挙制度調査会の答申の中には、すでに、一人一區で四百九十七人と、きちつと書いておられます。書いておるばかりではない。区割り案の基礎になつた基準といふものは七つありまして、今回与党のつけた三つの基準は、すべてその七つの基準の中に含まれておるのでございます。従つて、選挙制度調査会の答申を尊重するといふ一項で足りたのでございまして、しかも、その七人委員会の良識に信頼すると政府も言ひ、与党の諸君もおっしゃつておるのでございます。ところが、当然さういふものは入れなくてもよかつたはず。ただ選挙制度調査会の案を尊重する、これだけで私はけっこうでなかつたかと思ふ。それは、わざわざ多くのワクをはめることと言ひながら、これを尊重しないおそれさへ出てくると思つたのでございまして、小澤委員長から、委員長として、

れも政治責任をとる必要はない。しかし、一体あなたの政治責任をとるのはいつなのかと問いましたところが、それは参議院において否決されたときにおいてのみ政治責任をとると言ったのでございます。一体、政党政治のもとにおいて、良識ある政治家が、こういふことで、世論政治の政党政治ができるでしょうか。(拍手)私は鳩山総理にお尋ねをいたしたい。総理が御任命になった自治庁長官がこういふ態度で、責任政治の政党政治が行われるでしょう。あなたもまた、この重大な法案が、こんなはずだに切り裂かれても、なお太田長官と同じ御意見であるかどうか、これをお伺いをいたしたい。同時に、長く政党内として苦勞をしてこられた小澤委員長の御所見を、あわせてお尋ねをいたしておきたいと思ふのでございます。

さらに、与党の皆さんもよくお聞き願いたい点は、この法律の施行の時期に対する問題でございます。御存じのように、非常な御無理をしてお通しになるところのこの法案がこの国会を通つたにしても、この法案で実際に実施のできる、動くところの面というものは附則だけでございます。附則だけが動いて、効力があつて、この法律の本文には何ら動くものはありません。これがまず第一です。附則が動いて、今度できる七人委員会が、次の通常国会の前日までに区割り案を作ります。その区割り案が次の通常国会において可決をされて通ります。通つても、なおこの法律は動きません。通つて六カ月たつた後の総選挙からこの法律は動くこととなります。従つて、皆さん方が

こんなに無理をして通したこの法律が、いよいよその効力を発効するのは、昭和三十一年の十月以降に行われる総選挙だということですよ。皆さん、二大政党の育成を考え、政局の安定を考え、内外にわたつて重要政策を一刻も早く実行しようとするために出したこの法案というものは、一体どういふ目的で出されたものでしょうか。私は、何が何かわからないのでございませう。(拍手)この実施の時期に対する考え方について、鳩山総理は、それでも御満足であるかどうか、私はお尋ねをいたします。

最後に、世論政治というものは、これは政党政治であります。従つて、政党は世論に耳を傾けなければなりません。もし、自民党の諸君が、鳩山総理が、政府の閣僚が、真に世論に耳を傾けたならば、私は、このような悪法は、このような軟体動物のごとき法律は、すみやかにここに撤回することを要請いたしまして、私の委員長報告に対する質問にいたしたいと思ひます。(拍手)

○国務大臣(鳩山一郎君) たいだいまの御質問に対してお答えをいたします。まず第一に、政府はこの法案をどういふ目的で出したかということをお聞きになりましたが、これはたまたび申しましたように、政府は、この法案の成立に当りまして、政局の安定と二大政党の育成をはかりたいというのをたまたび申し上げております。決して、あなた方の主張せらるるがごとくに、党利党略を念としたものではございません。(拍手)

修正案と原案との関係についての御質問がございましたが、修正案は原案の根本精神をくずしておりません。すなわち、小選挙区制を採用せんとする原案の精神を確保してあります。また、政党による選挙運動は強化せられ、政党本位の制度は維持せられておるのであります。

第三に、区割りについては、中正に、慎重に審議せんとする修正案は、私は当然のことと思つて同意してあります。政府は、修正案の将来については、かくのごとき意味において責任を感じておりません。(拍手、発言する者あり)

その他の質問については太田長官より答弁をしております。(拍手、発言する者あり)

○国務大臣(太田正孝君) 滝井君の私に対する御質問に対してお答えいたします。

公職選挙法改正全体を考えずして、衆議院選挙のみを改正した理由につきまして申し上げます。公職選挙法の衆議院議員選挙以外の部分につきましては、今後選挙制度調査会または地方制度調査会などの意見を求めまして、改正の要否を慎重に検討していきたいと思ひのでございます。

また、総理大臣に対して御質問がありました。今度の修正案は施行時期を先に延ばしておるといふことについてでございます。この大事業をやる第一歩を大きく踏み出したのでございませう。御了承を願ひます。(拍手、笑聲)

○小澤佐重吉君 滝井君の質問に対してお答えを申し上げます。委員

長の質疑に対する答弁というものは、委員会の審議に関する事項に限られておると思ひます。よけいなことを言つて議事規則違反なんと言われると大へんでございませうから、私は本案の内容についてはお答えしません。

ただ一言私に対する質問と思われることは、私が泣く子も黙るようなこわい男といふことでありますが、私は決してそんなこわい男ではありません。泣く子も笑うような男でございませうから、この点御承知を願ひます。

○副議長(杉山元治郎君) これにて質疑は終了いたしました。順次これを討論の通告があります。順次これを許します。山下第二君。

○山下第二君 私は、たたいま議題となりました、政府提出にかかわる公職選挙法の一部を改正する法律案並びに自由民主党の同修正案に對しまして、日本社会党を代表して反対の討論を行わんとするものであります。(拍手)

この法律案は、どうもこの世論の反響にあつて、やむなく政府与党もこれに修正を加えざるを得ない羽目に立ち至り、ついに骨抜きとなり、満身創痍の法案となつてしまつたのであります。(拍手)しかしながら、かかる骨抜き法案とはいへども、わが社会党の断じて同意し得るところでございませう。(拍手)すなわち、わが党は、政界の浄化と公正なる選挙制度の樹立を眼目といたしまして、政治資金規正の確立と連座制の強化、公営制度の拡充こそがその根本なりと信じて、この法案の提出と同時に、わが党は、わが党独自のこれらに關する法案を提出いたし

たのであります。かかる根本的方策が優先して実施されて、初めて公明なる選挙が推進されることに相なるのでございまして、さういふ方法の具備せざるを得ないのであります。(拍手)

第一に、この法案の提出の動機があまりにも不純であることであります。(拍手)政府は、社会党を議会の三分の一以下に減少せしめて、アメリカに奉仕する再軍備を公然と行なつて、徴兵制度をしつめた憲法改悪と、保守政権の永久化を意図する、きわめて悪らつたる陰謀から提案されましたことは、あまりにも明白であります。

○(拍手)鳩山総理大臣は、憲法改正、小選挙区制の制定のみにきき身をやつして、国民の生活安定、国家将来の問題を置き去りにしておられる。勤勞大衆の生活、農民や中小企業の問題は、今日ほど切迫した重大なときにはないのであります。わが国の直面せる重大問題は、小選挙区制や憲法改正問題にあらずして、国民に生活の安定と明日への光明と将来に対する希望を与えない。これが反対の第一の理由であります。(拍手)

次に、小選挙区制自体が持つ欠点について申し上げたいと存じます。さきに、本会議並びに委員会におきまして、わが党の同僚議員より、小選挙区制の欠陥についてはあらゆる立場から政府を究明し、わが党の提出せる法案の主張を申し上げたのでございませう。ここにおいて私はそれらの詳細は省略いたしますが、政府は、法案の説明に際しまして、小選挙区は、二大政党の確立と政局の安定、なお政策の徹底

と選挙費用の削減を理由にしておられるのであります。政局の安定は、申し上げるまでもなく、政府与党は二百九十九名であります。野党たる社会党は、わずかに百五十三名にすぎないのであります。これまでに政局安定なりといわざるを得ないのであります。何ゆえに、かようなところに理屈をつけたか、鳩山総理のその意思を私は疑わざるを得ないのであります。小選挙区制が実現したといたしますならば、選挙は一對一の騎打ちとなつて参ります。選挙が必然激烈となることは、火を見るよりも明らかであります。その結果は、三百六十五日とんと毎日選挙運動と化し、常日ごろから、選挙のために、それ葬式だ、やれ盆踊りだ、町内会の運動会だ等々、何だかんだとこれに忙殺されて、国政は放置され、また、その運動の費用はおそろるべき金額にならうと思ふのであります。

(拍手) これまじく政界浄化どころの騒ぎではないのであります。また、そういうことになつて参ります。ならば、またぞろ、造船汚職だ、中古エンジンだ等々の問題で、疑獄や汚職はばつこするに至り、わが国の政治はまことに嘆かわしい事態と相なるであらうといわざるを得ないのであります。

(拍手) また、そのほか、平和な村にも町にも各派の対立をかもし、それはともすれば感情に走り、その結果、ひどい対立と紛争を激化することは、これまた火を見るよりも明らかであります。すでに、かつて民政党と政友会の同じ保守二大政党のときに、九州では、ある政友会の駅と民政党の駅ができた、市場も二つできた、きわめて深刻な争いのあつたことは、皆さんの御承知の通りであります。われわれは、かかる対立を再び繰り返したくないのであります。その他、小選挙区制実施によつて危惧される弊害は、枚挙にいとまがないと申さなければならぬのであります。

次に、その一として、私は小選挙区制の一番大きな欠陥は何であるかと申し上げますと、それは申し上げるまでもなく死票の問題であります。私は、この致命的な死票の欠陥について、いさうしく申し上げてみたいと思ふのであります。

死票の欠陥については、すでに学者も識者もひとしくこれを認めていてるところであります。いかに小選挙区論者といへども、死票の欠陥だけはやむを得ないと、どなたも言つておられるのであります。その死票をカバーするために、西ドイツのブント式等が、その死票を解決する、唯一の、りっぱな方法であるといわれておるのであります。しかるに、政府が、提出の法律案に、これらに対して何ら考慮をされておらぬことは、まことに不都合千万といわなければならぬと思ふのであります。(拍手) たとえば、小選挙区の場合、保守派が六万票、革新派が五万票、無所属が四万票という選挙の結果が現われたといたしますならば、保守派の六万票の人が当選ということになるのであります。残りの革新と無所属の九万が死票になつてしまふのであります。その結果は、おそろるべき結果が現われて参ります。多数が少数に從わなければならぬという、不合理にして不自然な姿となり、民主主義に違反すること、これより大なるはないといわなければならぬのであります。(拍手)

さらに、小選挙区制の致命的欠陥は、地方の利益の代弁者のみが国政に参与することになる。その結果は、国家將來の道を誤らしめる以外の何ものでもないといわなければならぬのであります。(拍手)

次に、小選挙区制は、婦人候補者の当選を不可能とする結果を招来することとなる。全国有権者の半数以上の婦人の意思表示を事実上ふさぐことになつてしまふのであります。過日、婦人議員が全国会議を開いて、その席上、満場一致をもつてこの小選挙区制反対の決議がなされたことは、皆さんの御承知であらうと思ふのであります。

この決議に対しては、保守党婦人議員も賛成しておられるのであります。この決議文は、その会議の代表者から内閣に手交されたにもかかわらず、全国婦人の意思を全く無視して、無理やりこの法案を押し通さんとする政府、与党の厚顔無恥は、ひとしく国民の指弾するところでございます。(拍手)

政府は、選挙区割り決定するため選挙制度調査会にこれを諮問いたしながら、他方において、与党内に川島議員を委員長とする調査会を設置したものであります。選挙制度調査会の答申案は何ら尊重されることなく、むげにも、党内で調整された自民党のゲリマンダー区割りを政府提案として国会に提出した。このことは、小選挙区制にひそむ自民党の党利党略を露呈せんとするがために選挙制度調査会を利用するにすぎなかつた。そのことは、選挙制度調査会の区割り案の起草委員長であつた矢部貞治氏が、過日、毎日新聞紙上で、政府の暴挙を痛烈に批判

し、全く自分らが自民党の党利党略に利用された、ふんまんをぶちまけているところを見ましても、自民党の党利党略、私利私欲がいかに大きなものであるかを社会に暴露したものだといわなければなりません。(拍手) しかも、その政府案の作成に當つては、党内の不平等分子が百名以上署名運動を行なつたといわれておるのであります。この署名運動を行なつた百名以上の者を抑えるために、あらゆる謀略を用いたと、われわれは聞いておるのであります。あるいは懐柔策を弄する等、全く目に余るものがあつた。自民党現議員の有利な選挙区を行政的区画、地形、経済的立地条件を全く無視して、驚くべきゲリマンダーを作成いたしました。この自民党の党利党略に対して国民世論が猛烈に反撃したことは当然といわなければならぬのであります。

(拍手) 新聞、ラジオはもとよりのこと、あらゆる言論機関はもちろんだ、この小選挙区制反対の声は全国津々浦々まで響きわたる、現に、神戸市議会の議員三十八名が自民党を脱党し、小選挙区案に反対を表明したこと、各位のすでに御承知の通りであります。(拍手) それは、かかる自民党の現議員優先の横暴に対するふんまんの現われであると申さなければなりません。(拍手)

以上のごとき党利党略、私利私欲は、わが党の断固反対するゆえんであります。(拍手)

政府、与党が、四月二十八日、突如として、公職選挙法に関する調査特別委員会の中間報告を求めるの暴挙に出たことは、民主的議会のルールをじゅうりんとし、多数暴力による民主的運営の破壊といわなければなりません。(拍手) かつ、また、これは国会の権威を著しく傷つけるもので、断じてわれらの許さざるところであります。(拍手) かかる暴挙に対し、世論の反撃はまさに頂点を達し、果せるかな、国会は混乱するのみで、何となすところなく数日を空費したのであります。この国会の混乱による一切の責任は、あげて政府並びに与党諸君が負うべきであります。(拍手) しかしながら、幸いにも、正副議長長の良識ある国会運営の適切な措置によつて国会の混乱を防止できたことを心から喜ぶとともに、この際、正副議長長に対し深甚の敬意を表する次第であります。(拍手)

かかる経緯においては、政府はこの法案を撤回することが当然の措置と信じていたものであります。しかるに、政府は与党と相ばかり、区割りを放棄する修正案を自民党をして提出せしめたのであります。修正案の中には、われらが委員会において非民主的な規定として指摘いたしました政党的政治活動または公認制度の問題等、幾多の党利党略がなお温存されていることは、皆さんの御承知の通りであります。

(拍手) このことは、すでに憲法第十四条に違反すること、われらの委員会において鋭く指摘したところでもあります。試みに、私は、この憲法第十四条を皆さん方に読み上げてみたいと思ふのであります。(拍手) 憲法第十四条には、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない

うりんとし、多数暴力による民主的運営の破壊といわなければなりません。(拍手) かつ、また、これは国会の権威を著しく傷つけるもので、断じてわれらの許さざるところであります。(拍手) かかる暴挙に対し、世論の反撃はまさに頂点を達し、果せるかな、国会は混乱するのみで、何となすところなく数日を空費したのであります。この国会の混乱による一切の責任は、あげて政府並びに与党諸君が負うべきであります。(拍手) しかしながら、幸いにも、正副議長長の良識ある国会運営の適切な措置によつて国会の混乱を防止できたことを心から喜ぶとともに、この際、正副議長長に対し深甚の敬意を表する次第であります。(拍手)

かかる経緯においては、政府はこの法案を撤回することが当然の措置と信じていたものであります。しかるに、政府は与党と相ばかり、区割りを放棄する修正案を自民党をして提出せしめたのであります。修正案の中には、われらが委員会において非民主的な規定として指摘いたしました政党的政治活動または公認制度の問題等、幾多の党利党略がなお温存されていることは、皆さんの御承知の通りであります。

(拍手) このことは、すでに憲法第十四条に違反すること、われらの委員会において鋭く指摘したところでもあります。試みに、私は、この憲法第十四条を皆さん方に読み上げてみたいと思ふのであります。(拍手) 憲法第十四条には、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない

七六八

あり、内閣すなわち政府は、この国会の議決によつてのみ成立するのであります。すなわち、主権者たる國民は、選挙を通じて、自己の欲する政府を自由に選択する建前になっておるのであります。ここに明治憲法下における選挙と現行憲法のもとにおける選挙とは本質的に重大なる違いがあることを、本憲法改正に關連して、私は特に強調したいのであります。

主権者たる国民が選挙を通じて自己の欲する政府を選挙するシステムが民主政治の本体であるならば、選挙は政策を本位とし、政党の組織を通じて行われることが絶対的な必要條件であります。この政策を本位とし、政党を中心として行われる選挙の最も合理的な制度は、すなわちこの小選挙区制度であります。(拍手)

現行憲法施行以来すでに十年を経ましたけれども、占領下においては、真の民主政治は存在しませんでした。講和条約発効以来ここに四年を経た今日、われわれは真に日本の民主政治の秩序を確立しなければなりません。この民主政治の基礎固めをなすために、最も便利で最も効果的な選挙制度がすなわちこの小選挙区法であります。(拍手)

第三の理由として、私は政局の基本的安定という問題を取り上げてみたいのであります。御承知の通り、近代国家の政治的任務は福祉社会の建設であります。従って、政府の任務は、きわめて広範にして、かつ積極的な活動を必要といたします。これは今日政治学

の定説でありまして、広範にして積極的な政治活動を行うためには、国民の強力な組織的支持のもとに、国民に直結した政治が行われることが必要であります。二大政党は、それぞれ組織を通じて政策を通じて国民に直結し、その国民の信頼を得て、組織の上に政策を基礎にして政府が組織される場合、その政府は、きわめてスムーズに、かつ能率的に政治が行われるのであります。(拍手)

三党、四党鼎立は、封建時代の権力主義の残滓であります。社会党の諸君も、すべからず二人区、三人区などという封建主義の残滓を抱えて、政策本位、組織本位、政党本位の選挙に賛成されんことを切望してやみません。(拍手) 党の組織と政策によって選挙を争う小選挙区法案に対し、社会党の諸君が反対されることは、きわめて不可解であります。諸君は、わが民主自由党の政策をボロクソにこきおろし、わが党こそ真に国民大衆の利益を擁護し、国民に信頼される党であることを誇示宣伝し、大いに宣伝これ努めておられるのであります。

次に、私は、わが党が提出いたしました修正案について一言いたします。政府提出の修正案は、冒頭に申しましたごとく、一カ月半にわたって審議が継続されてきたのであります。おそろく委員会における審議は国会の新レコードとなったのであります。ところが、この長時間に及ぶ審議にもかかわらず、容易に本法案の審議は終了いたしました。その間の事情が何であつたかは、諸君がよく御存じのはずであります。(拍手) やむを得ず、議長裁定という異例の事態によって、この審議の収拾をせざるを得なかつたのであります。ついに、われわれは、議長裁定の意のあるところを休まして、修正案を提出するに至つた次第であります。われわれは、国会の審議を通じて、その審議過程と世論にかながみて修正案を出すことは、まさに民主主義の最も正しいルールであります。

私は、討論を終る前に一言申し上げたいことがあります。私は、本案賛成の理由として、新しい日本の民主主義の基礎固めをしたと申しました。その民主主義の最も集約的な発動の拠点、われわれが国政を審議するこの国会であります。その国会において、本法案審議の過程における社会党のとられた態度はどうであつたか。(拍手) 世間はこれを暴力といひ、諸君はもし暴力という言葉を聞きたくないならば、私は社会党が得意の暴力行使という言葉を説明申し上げてみたい。

まず第一回の暴力行使は、四月二十七日、当委員会において行われました。これは記録に明らかであります。すなわち、小澤委員長が委員会の部屋に入らんとするや、諸君はドアを閉ざし、暴力をもって、委員長をついに入室せしめた。これは、(拍手) われわれの委員すら入室を拒んだではありませんか。(拍手) 審議を忠実に執行せず、委員長の入室を暴力をもって拒否する、委員会の審議がスムーズに行われないことは当然であります。従つて政府は、われわれは、やむを得ずして、その翌二十八日、当本会議場に委員長の間報告を求めたのであります。中間報告を求めると、諸君のとられた行動は、多数党の横暴、多数党の暴力を阻止するといふ主張と名目のもとに、議員として最も大切な投票権を妨害し、争議戦術よろしく、この階段にビケック・ラインを張つて、投票に登場する与党の議員の行動を阻止し、ついに国会の審議を不能に陥れたのは、社会党の諸君ではないか。(拍手) こういう議事の運営は、私は、日本の過去の議会にもない、世界のどの国にもないところと確信いたします。ついに、本会議場における審議も、諸君のいわれる暴力行使によって不能になりました。議長は、この事態を憂慮されて、たしか五月一日であります、議長の第一回の裁定が行われた。そして、ともかく五月四日から五日ごろ、委員会の審議を正常に戻して、この議事を進めようといふことになつたのであります。ところが、相変わらず委員会の審議が進まない。諸君のいわれる暴力行使によって進まないのではありませんか。ついに、議長は、五月七日、第二回の裁定を下され、委員会の審議は五月十二日まで終了すること、その第二回の裁定項目が重要であります。議長はいわく、議事の妨害、院の秩序を乱して院の品位を傷つけるようなことをしないという議長の裁定であります。(発言する者多し) 議長が、議事の妨害をしないこと、議院の品位を傷つけないこと、国会の運営を正常に戻すことを要件として出して、社会党の諸君は、これを……

「時間々々」と呼び、その他発言する者多し

○副議長(杉山元治郎君) 三田村君、時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○三田村武夫君(議) 議事を正常に戻すといふことは、今まで正常でなかつたといふことでもあります。次いで、第二回の暴力行使が現れた。すなわち、五月十一日、当委員会において、小澤委員長が引き出しの一幕でありました。これは一体総評するところの争議戦術の何ページに書いてあるのか知りませんが、あたかも労働争議の現場闘争よろしく、徹底的な暴力行使をもつて、小澤委員長を、委員会のそこにかつぎ出しをあたへて行なつたのであります。かくのごとき事態が当院において行われることは、まことに遺憾千萬であります。このような議会のあり方を……

○三田村武夫君(議) 議事を正常に戻すといふことは、今まで正常でなかつたといふことでもあります。次いで、第二回の暴力行使が現れた。すなわち、五月十一日、当委員会において、小澤委員長が引き出しの一幕でありました。これは一体総評するところの争議戦術の何ページに書いてあるのか知りませんが、あたかも労働争議の現場闘争よろしく、徹底的な暴力行使をもつて、小澤委員長を、委員会のそこにかつぎ出しをあたへて行なつたのであります。かくのごとき事態が当院において行われることは、まことに遺憾千萬であります。このような議会のあり方を……

〔発言する者多く、議場騒然、聴取不能〕

○副議長(杉山元治郎君) 静粛に願います。

○三田村武夫君(純) われわれは、この小選挙区法を提出し、真の国民の信頼を得て、党の組織を基礎にした選挙を行わんとするものであります。社会党の諸君も、諸君が常に言われる政策と組織に自信をお持ちであるならば……

○副議長(杉山元治郎君) 三田村君、時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○三田村武夫君(純) 画期的な選挙法の改正に賛成されんことを希望して、私の討論を終る次第であります。

(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) ただいまの三田村君の発言中、もし不適當の言辭があれば、速記録を取り調べの上、適當の処置をとることといたします。

小山亮君。

〔小山亮君登壇〕

〔副議長退席、議長着席〕

○小山亮君 私は、小会派クラブを代表し、議題となった、政府提出、公職選挙法の一部を改正する法律案並びに自民党提出修正案に対し、反対の討論を行わんとするものであります。

(拍手)

すでに、社会党代表より、本案は史上まれに見る悪法であり、全国民こぞってその反対と撤回を要望したものであり、断じて成立せしむべきものにあらずる理由を詳細に論断せられてあるから、さらに重複する説明を避けて、きわめて簡単に、かつ率直に、反

対の理由の説明を試みたいと思ひのであります。

公職選挙法改正法律案が、あまねく世間の悪評と反対と非難をこうむった悪法であるとして、この法案の成立が国家社会、国民にとって全く百害あって一利すらない法案であることは、自由民主党の修正によって明確に立証されております。(拍手)すなわち、自由民主党は、その提出された修正案に対して、公正、妥当、適切なものである旨を強調されたことは、原案がほとんど完膚なきまでに骨抜きに修正を必要とする程度の、不公正にして、かつ妥当適切なならざる法案であった。それがゆえに、これに対し自由民主党は修正を加えたのである。(拍手)だから、あなた方の修正案が適切妥当であるならば、原案はまことに不公正にして妥当ならざるどころの案であつたといふことが証明されているわけである。

(拍手)政府及び与党は、不公正にして、しかも妥当ならざる暴案を議院に提出しながら、当然かかる暴案に反対するところの野党の抵抗を――多数の不当な圧力によって、これを強引に通過成立せしめようとして、去る四月二十七日、審議半ばにして本会議に中間報告を行わんとしたことが、ついに与野党の衝突となつて、議場及び委員会の混乱を引き起したその導火線となつたことは、否定すべからざるところの事実ではないか。(拍手)そこに野党の必死の抵抗があつたことは当然過ぎるほど当然なんだ。その結果、良識ある議長が裁定があつて、さしもの頭迷ふ不逞の自由民主党の首脳部といふも、世論の袋だたきと、反対党の正論前に、初めて自己の非を悟つて、がく然とし

て、驚くべき骨抜きの大規模な修正を行なつて、辛うじて公正妥当な修正案として、再び政府提出修正案として議院に提出したことは、ただいま自民党代表によつて克明に国民の前に公表せられたことによつて見ても、私の言うことが少しも間違ひのないことは明らかではないか。(拍手)

自由民主党は、野党の必死の反対と抵抗に腰を抜かして、今さらに社会党の暴力などによつて対外的に宣伝に努めつつあるが、かくのごとき熾烈なる反対を受けなければ自分の不当も不正も反省するところの政治的良心がないとするならば、やむを得ない行動ではないか。(拍手)かかることすらも、かくのごとき反対を受けなければ、なおかつ反省することの能力がないとするならば、議會政治家としての能力があるかないか疑わしい。(拍手)もしも野党の必死の抵抗がなかったならば、あの驚くべき法案、世界政治史上にもまれなる、厚顔無恥なる暴案が平然として議會をまかり通つて、ついに民主政治、議會政治を破壊される悲しむべき結果を招来することになったであらう。わが国政治史上においても、鳩山ゲリマンダーの烙印を打たれた悪法案が記録されて、後世の物笑いになつたであらうことを思えば、野党の反撃こそ、議會の救済を頼んで無理を強行せんとする思い上つた自民党の幹部を覚醒せしめたのみならず、後世の物笑いたるゲリマンダーの出現を粉砕したことは、まことに貴重にして意義あつた議會政治救済の抵抗であつたことは明瞭である。(拍手)この野党の捨て身の反抗がなかったならば、国民の意思も、利益も、国家の平和もじゅうりん

せられ、その結果、政党政治排撃の聲がたちまち巻き起つたであらうことは明瞭である。思えば貴重な反撃であつた。自民党を反省せしむるところの大痛棒であつた。自民党の首脳部は、謙遜な態度で、こりべをたれて、自己の不明を深く反省しなければならぬ。(拍手)

三月二十三日日本案が議場に上程されてから今日まで五十余日、提出された法案が、満身創痍となつて、換骨奪胎の大修正を受けて、原案とはおおよそ似ても似つかぬ奇怪なる法案となつた。その残骸は、説明書やら次第書きやら弁明書きをつけなければ、何の意味や目的やらもわからないような、化けもののやうな法案が、賄賂として議會を通過するといふことは、何たるみじめなできごとであらうか。(拍手)

太田自治庁長官は、本案提出の際に、本法案は政局の安定をはかるためにも最も重要な法案であるなどといふ、こざかしい説明をしてゐる。かかる恥ずべき私利私欲の法案が通過しなければ、政局の安定が期し得られないのか。政局の安定なんというものは、こんな法案がなくとも、幾らでも安定が期し得られる。国民の信頼を得て多数の議員を占めるところの党員があつて、その党員を率いて政局の安定を期し得られないやうな政治家が、何で政黨の首脳者の資格があるか。(拍手)政局の安定は、こんな法案など出さなくとも、幾らでも安定し得るのだ。多数黨政治のドイツイにおけるアデナウアー政権がこれを立証しているではないか。国民生活の安定を最高の政治の目標とする政権でなくして、安定すべきはずはないのだ。日々の新聞紙上をど

らんない。求むれども職を得られず、働けども生活を保持し得ざる人々の一家心中の哀れな記事が、毎日の新聞をあけてごらんない、二人や三人ないことがあるか。これがわからないのか。(拍手)その救済すらもなし得ない、しかも、その計画すらも樹立することができない絶対多数政黨などといつても、それで何の政権の安定が期し得られるか。

多数を擁しながら、今日自民党が不安定で、党内の動揺常なき姿は、選挙の区画や機構が悪いからではない。政黨自体の構成が組織的に近代化されてないからだ。旧態依然たる舊軍人的な構成、ボスの運営、いわゆる親分子分式的骨董的組織の、幾多の維新の寄せ集めの組織であるから、おのおのが勝手な方向を向いてゐる。(拍手)ちやうどおもちや箱をひっくり返したかのやうに、どちらを向いておるかわけのわからないやうな政黨ではないか。(拍手)

不安定の原因はそこにある。所謂代議士の頭腦を全部一べん入れかえなければ、これはなおらない。(拍手)

自民党が公正妥当だと称する修正案中にも、現在の四百六十七名の定員数を何ゆゑに四百九十七名に増大しなければならぬのか。地方議會の議員数を減少し、そうして経費を節約するやうに強要しながら、国会みずからがその範を示さないで、どんどん人間をふやして、費用を増大していく。これでどうして国民が納得するか。(拍手)あなた方の修正案こそは、どこを見ても欠点だらけではないか。

三田村君は、今、不思議なことを言つた。本案は、思ひつきで出したのでも、卒然として出したのでもない、

数年前から自民党が一生懸命續りに續つて出した案だ。その案は、それは、これは自民党の政治的生命をかけた案ではないか。その案がこんなにならずにやつつけられて、何のかわかんないやつには、わからしてやるよりしようがないじゃないか。(拍手)

また、賛成の討論に出る人もそうだ。自民党を代表して賛成討論に出る人は、この間までは小選挙区反対の署名運動をやったところの発頭人であつて、社会党まで勧誘に来たような人が反対討論に立つから、議場が騒がしくなるのは当りまえじゃないか。(拍手) 私は、以上の理由から、この原案及び修正案には絶対に反対することを、ここにはっきりと言明します。(拍手)

○議長(金谷秀次君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。この採決は記名投票をもつて行います。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。閉鎖。

氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長(金谷秀次君) 投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開匣。開鎖。

投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

昭和三十一年五月十六日 衆議院会議録第五十号 公職選挙法の一部を改正する法律案

○議長(金谷秀次君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長朗読〕

投票総数 四百八十八
可とする者(白票) 二百五十七
否とする者(青票) 二百三十一
〔拍手〕

○議長(金谷秀次君) 右の結果、公職選挙法の一部を改正する法律案は委員長報告の通り決しました。

本案を委員長報告の通り決するを可とする議員の氏名

阿左美廣治君 相川 勝六君
逢澤 寛君 愛知 揆一君
青木 正君 赤城 宗徳君
赤澤 正道君 秋田 大助君
浅香 忠雄君 足立 篤郎君
荒船清十郎君 有田 喜一君
有馬 英治君 安藤 覺君
五十嵐吉藏君 井出 太郎君
伊東 隆治君 伊藤 郷一君
池田 清志君 池田 勇人君
池田正之輔君 石井光次郎君
石坂 繁君 石田 博英君
石橋 湛山君 一萬田尚登君
稲葉 修君 大森 健君
今井 耕君 今松 治郎君
宇田 耕一君 宇都宮徳馬君
植木庚子郎君 植原悦二郎君
植村 武一君 白井 莊一君
内海 安吉君 江崎 眞澄君
遠藤 三郎君 小笠 公昭君
小笠原八十美君 小川 半次君
小澤佐重喜君 大森 唯男君
大久保留次郎君 大倉 三郎君
大高 康君 大坪 保雄君
大野 伴陸君 大橋 忠一君

大平 正芳君 大村 清一君
大森 玉木君 太田 正孝君
岡崎 英城君 荻野 豊平君
奥村又十郎君 加藤 精三君
加藤 高藏君 加藤 常太郎君
加藤 五郎君 鹿野 彦吉君
神田 博君 龜山 孝一君
唐澤 俊樹君 川崎末五郎君
川崎 秀二君 川島正次郎君
川野 芳満君 川村善八郎君
菅 太郎君 菅野和太郎君
木崎 茂男君 岸 信介君
北 吟吉君 北澤 直吉君
北村徳太郎君 吉川 久衛君
清瀬 一郎君 久野 忠治君
草野 一郎平君 楠美 省吾君
熊谷 憲一君 倉石 忠雄君
黒金 泰美君 小泉 純也君
小枝 一雄君 小金 義照君
小島 徹三君 小平 久雄君
小林 郁君 小林 錦君
小山 長規君 河野 金昇君
高村 坂彦君 額 彌三君
佐々木秀世君 佐伯 宗義君
齋藤 憲三君 坂田 道太郎君
櫻内 義雄君 笹山茂太郎君
藤原 雄次君 志賀健次郎君
椎熊 三郎君 椎名悦三郎君
椎名 隆君 重政 誠之君
重光 葵君 篠田 弘作君
島村 一郎君 正力松太郎君
白濱 仁吉君 周東 英雄君
須磨彌吉郎君 杉浦 武雄君
助川 良平君 鈴木 武雄君
鈴木 善幸君 鈴木 直人君
薄田 美朝君 世耕 弘一君
瀬戸山三男君 関谷 勝利君
園田 直君 田口長治郎君
田中伊三次君 田中 角榮君

田中 龍夫君 田中 久雄君
田中 正巳君 田村 元君
高岡 大輔君 高木 松吉君
高橋 達之助君 高瀬 傳君
高橋 一雄君 高橋 等君
竹内 俊吉君 竹尾 式君
竹山祐太郎君 千葉 三郎君
中馬 辰猪君 塚田十一郎君
塚原 俊郎君 辻 政信君
堤 康次郎君 渡海元三郎君
徳田與吉郎君 徳安 實藏君
床次 徳二君 内藤 友明君
中垣 徳男君 中川 俊思君
中嶋 太郎君 中會根康弘君
中村 梅吉君 中村三之丞君
中村 寅太郎君 中村庸一郎君
中山 榮一君 中山 マサ君
永田 亮一君 永山 忠則君
長井 源君 難尾 弘吉君
夏堀源三郎君 並木 芳雄君
橋本 渡君 南條 徳男君
二階堂 進君 丹羽 兵助君
西村 直己君 根本龍太郎君
野澤 清人君 野田 卯一君
野依 秀市君 馬場 元治君
橋本登美三郎君 橋本 龍伍君
長谷川四郎君 島山 鶴吉君
八田 貞義君 鳩山 一郎君
濱地 文平君 濱野 清吾君
早川 崇君 林 譲治君
林 唯義君 林 博君
原 捨忠君 平野 三郎君
廣瀬 正雄君 福井 順一君
福井 盛太郎君 福田 越夫君
福田 篤泰君 福永 健司君
藤枝 泉介君 藤本 捨助君
淵上房太郎君 船田 中君
古井 喜實君 古川 丈吉君
古島 義英君 保利 茂君

保科善四郎君 坊 秀男君
星島 二郎君 堀内 一雄君
堀川 恭平君 堀本 武君
眞崎 勝次君 眞鍋 儀十君
前尾繁三郎君 前田房之助君
前田 正男君 町村 金五君
松浦周太郎君 松浦 東介君
松岡 松平君 松田 鐵藏君
松田竹千代君 松田 鐵三君
松永 東君 松本 龍藏君
松村 謙三君 三浦 一雄君
松山 義雄君 三田村武夫君
三木 武夫君 南 好雄君
宮澤 胤勇君 村上 博君
水田三喜男君 粟山 欽司君
村松 久義君 森山 欽司君
森 清君 山中 貞則君
山口 好一君 山中 貞則君
山手 満男君 山本 勝市君
山村新治郎君 山本 猛夫君
山本 正一君 山本 友一君
山本 利壽君 横川 重次君
横井 太郎君 米田 吉盛君
吉田 重延君 渡邊 良夫君
早稲田和南君 巨 四郎君

否とする議員の氏名

阿部 五郎君 青野 武一君
赤路 友藏君 赤松 勇君
苗ヶ久保重光君 浅沼稻次郎君
飛鳥田一雄君 有馬 輝武君
漢谷 悠藏君 井岡 大治君
井谷 正吉君 井手 以誠君
井上 良二君 伊瀬幸太郎君
伊藤四郎君 伊藤 好道君
猪俣 浩三君 池田 頼治君
石田 有全君 石橋 政嗣君
石村 英雄君 石山 龍作君
稻富 稔人君 稻村 隆一君

昭和三十一年五月十六日 衆議院會議第五十号 議長の報告

今澄 勇君	今村 等君
受田 新吉君	小川 豊明君
大西 正道君	大矢 省三君
岡 良一君	岡本 隆一君
加賀田 進君	加藤 清二君
風見 幸君	春日 一幸君
片島 港君	片山 哲君
勝岡田清一君	上林與市郎君
神近 市子君	神田 大作君
川俣 清吉君	川村 義義君
河上丈太郎君	河野 正君
太原津與志君	菊地養之輔君
北山 愛郎君	久保田鶴松君
栗原 俊夫君	小平 忠君
小牧 次生君	小松 幹君
五島 虎雄君	佐々木三三君
佐竹 新市君	佐竹 晴記君
佐藤觀次郎君	坂本 泰良君
櫻井 奎夫君	志村 茂治君
島上善五郎君	下川儀太郎君
下平 正一君	杉山元治郎君
鈴木茂三郎君	鈴木 義男君
田中幾三郎君	田中義之進君
田中 武夫君	田中 利勝君
田中 稔男君	田原 春次君
田万 廣文君	多賀谷風稔君
高津 正道君	滝井 義高君
竹谷源太郎君	堀 兼次郎君
辻原 弘市君	戸叶 里子君
堂森 芳夫君	中井徳次郎君
中崎 敏君	中島 義君
中村 高一君	中村 時雄君
成田 英男君	永井勝次郎君
西村 知巳君	西尾 末廣君
野原 榮一君	西村 力弥君
長谷川 保君	芳賀 貢君
原 彪君	日野 茂君
平岡忠次郎君	吉夫君
	平田 ヒデ君

福田 昌子君	古屋 貞雄君
帆足 計君	磯積 七郎君
細迫 兼光君	細田 綱吉君
前田榮之助君	正木 清君
松井 政吉君	松尾トシ子君
松岡 駒吉君	松平 忠久君
松原喜之次君	松前 重義君
三鍋 義三君	三宅 正一君
三輪 壽壯君	水谷長三郎君
武藤運十郎君	森 三樹二君
森島 守人君	森本 靖君
八百板 正君	八木 一男君
八木 昇君	矢尾喜三郎君
安平 鹿一君	柳田 秀一君
山口シヅエ君	山口丈太郎君
山崎 始男君	山下 榮二君
山田 長司君	山花 秀雄君
山本 幸一君	横山 重吉君
横路 節雄君	横山 利秋君
吉田 賢一君	和田 博雄君
渡邊 勉藏君	石野 久男君
岡田 春夫君	川上 貫一君
久保田 豊君	小林 信一君
小山 亮君	志賀 義雄君
中原 健次君	

○議長(金谷秀次君) 本日はこれにて散会いたします。
午後七時五十五分散会

出席國務大臣 鳩山 一郎君
内閣総理大臣 太田 正孝君
國務大臣 田中 正孝君
出席府委員
内閣官房長官 根本龍太郎君
自治庁次長 鈴木 俊一君
自治庁行政部長 小林與三三君
自治庁選挙部長 皆川 迪夫君
長事務代理

朗読を省略した報告 一、昨十五日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。 消防団員等公務災害補償責任共済基金法 公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律 一、昨十五日内閣から次の報告書を受領した。 昭和三十年年度第一・四半期における国庫の状況 一、昨十五日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。 内閣委員会 理事 石橋 政嗣君(理事石橋政嗣君去る十四日委員辞任につきその補欠) 通信委員会 理事 森本 靖君(理事森本靖君去る八日委員辞任につきその補欠) 一、昨十五日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 内閣委員 井堀 繁雄君 風見 章君 下川儀太郎君 地方行政委員 坂本 泰良君 西村 彰一君 法務委員 戸叶 里子君 平田 ヒデ君 福田 昌子君 古屋 貞雄君 山口シヅエ君 外務委員 佐竹 晴記君 武藤運十郎君 大蔵委員 有馬 輝武君 柳田 秀一君 文教委員 池田 眞治君 社会労働委員 赤松 勇君 石橋 政嗣君

受田 新吉君 勝岡田清一君 堀 兼次郎君 松尾トシ子君 横山 利秋君 木下 哲君 運輸委員 宇田 耕一君 川崎末五郎君 中垣 國男君 山本 猛夫君 山本 利壽君 荻野 豊平君 白濱 仁吉君 長谷川四郎君 山本 勝市君 山本 友一君 建設委員 岡本 隆一君 予算委員 阿部 五郎君 決算委員 小松 幹君 議院運営委員 中村 時雄君 荻野 豊平君 中垣 國男君 一、昨十五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。 内閣委員 石橋 政嗣君 赤松 勇君 古屋 貞雄君 古屋 貞雄君 地方行政委員 赤路 友藏君 有馬 輝武君 法務委員 武藤運十郎君 片山 哲君 佐竹 晴記君 下川儀太郎君 勝岡田清一君 外務委員 福田 昌子君 戸叶 里子君 大蔵委員 西村 彰一君 横山 利秋君 文教委員 小松 幹君 社会労働委員 井堀 繁雄君 風見 章君 山口シヅエ君 阿部 五郎君 栗原 俊夫君 岡本 隆一君 吉川 兼光君 池田 眞治君 運輸委員

通信委員 山本 友一君 白濱 仁吉君 荻野 豊平君 山本 勝市君 長谷川四郎君 中垣 國男君 川崎末五郎君 山本 利壽君 山本 猛夫君 宇田 耕一君 建設委員 堀 兼次郎君 予算委員 柳田 秀一君 決算委員 木下 哲君 議院運営委員 中垣 國男君 八木 昇君 荻野 豊平君 一、昨十五日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。 公職選挙法改正に関する調査特別委員 福井 順一君 瀬上房太郎君 山本 勝市君 一、昨十五日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。 公職選挙法改正に関する調査特別委員 安藤 覺君 加藤 精三君 藤枝 泉介君 一、昨十五日議員から提出した議案は次の通りである。 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律案(大平正芳君外十一名提出) 自治庁長官太田正孝君不信任決議案(淺沼稻次郎君外四名提出) 一、昨十五日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。 自治庁長官太田正孝君不信任決議案 淺沼稻次郎君外四名 一、昨十五日委員会に付託された議案は次の通りである。
--

旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律案(大平正芳君外十一名提出、衆法第五五号)

内閣委員会 付託

一、昨十五日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

充奉防止法案

一、昨十五日次の内閣提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

消防団員等公務災害補償責任共済基金法案

一、昨十五日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

一、今十六日議員から提出した議案は次の通りである。

防衛庁長官船田中君不信任決議案

(浅沼稻次郎君外四名提出)

一萬田大蔵大臣不信任決議案(浅沼稻次郎君外四名提出)

国務大臣正力松太郎君不信任決議案

(浅沼稻次郎君外四名提出)

国務大臣大蔵唯男君不信任決議案

(浅沼稻次郎君外四名提出)

労働大臣倉石忠雄君不信任決議案

(浅沼稻次郎君外四名提出)

通商産業大臣石橋湛山君不信任決議案(浅沼稻次郎君外四名提出)

一、今十六日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

防衛庁長官船田中君不信任決議案

浅沼稻次郎君外四名

一萬田大蔵大臣不信任決議案

浅沼稻次郎君外四名

浅沼稻次郎君外四名

浅沼稻次郎君外四名

国務大臣正力松太郎君不信任決議案

浅沼稻次郎君外四名

国務大臣大蔵唯男君不信任決議案

浅沼稻次郎君外四名

労働大臣倉石忠雄君不信任決議案

浅沼稻次郎君外四名

通商産業大臣石橋湛山君不信任決議案

浅沼稻次郎君外四名

一、今十六日議員から次の議案を撤回する旨の申出があった。

自治庁長官太田正孝君不信任決議案

(浅沼稻次郎君外四名提出)

防衛庁長官船田中君不信任決議案

(浅沼稻次郎君外四名提出)

一萬田大蔵大臣不信任決議案(浅沼稻次郎君外四名提出)

国務大臣正力松太郎君不信任決議案

(浅沼稻次郎君外四名提出)

国務大臣大蔵唯男君不信任決議案

(浅沼稻次郎君外四名提出)

労働大臣倉石忠雄君不信任決議案

(浅沼稻次郎君外四名提出)

通商産業大臣石橋湛山君不信任決議案(浅沼稻次郎君外四名提出)

浅沼稻次郎君外四名

昭和三十一年五月十六日 衆議院會議録第五十号

七七四

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(配達料共)
発行所 東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三―五五五五

官報

号外 昭和三十一年五月十六日

○第二十四回 衆議院會議録第五十号追録

〔本号参照〕

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

地方自治法目次中「第十一章 補則」を「第十二章 補則」に改める。

特例に、「第一章 特別市」を「第一章 削除」に改める。

第一条の二第三項中「特別市」を削る。

第二条第三項第十二号中「不良地区改良事業」を「土地区画整理事業」に改め、同項第十四号中「史跡」を「建造物、絵画、芸能、史跡」に、「記念物」を「文化財」に改め、同項の次に次の三項を加える。

市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項に例示されているような第二項の事務を処理するものとする。但し、第五項第四号に掲げる事務については、その規模及び能力に応じて、これを処理することができる。

都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第三項に例示されているような第二項の事務で、概ね次のような広域にわたるもの、統一的な処理を必要とするもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及び一般の市町村が処理することが不適当であると認められる程度の規模のものを処理するものとする。

一 地方の総合開発計画の策定、治山治水事業、電源開発その他の利水事業、林産資源、水産資源その他の天然資源の保全及び開発、産業立地条件の整備、道路、河川、運河その他の公共施設の建設、改良及び維持管理、開拓、干拓その他大規模な土地改良事業の施行等で広域にわたる事務に関するもの。

二 義務教育その他の教育の水準の維持、文化財の保護及び管理の基準の維持、警察の管理及び運営、社会福祉事務及び社会保険事業の基準の維持、医事及び薬事の規制、伝染病の予防その他公衆衛生の水準の維持、労働争議の調整その他労働組合及び労働関係に関する事務、職業安定に関する事務、土地の収用に

関する事務、各種営業の許可その他の規制、計量器の検査、各種生産物の検査その他の取締、各種の試験及び免許に関する事務、工業、人口動態等主要な統計調査、国民健康保険組合その他の公共的団体の監督等統一的な処理を必要とする事務に関するもの。

三 国と市町村との間の連絡、市町村の組織及び運営の合理化に関する助言、勧告及び指導、市町村相互間における事務処理の緊密な関係を保持させるためのあつせん、調停及び裁定、市町村の事務の処理に関する一般の基準の設定、訴訟の裁決等市町村に関する連絡調整の事務に関するもの。

四 高等学校、盲学校、ろう学校、養護学校、研究所、試験場、図書館、博物館、体育館、美術館、図書の陳列所、病院及び療養所その他の保健医療施設、授産施設、養老施設その他の社会福祉施設、労働会館その他の労働福祉施設、運動場等の営造物の設置及び管理、文化財の保護及び管理、生活困窮者及び身体障害者の保護、罹災者の救護、土地区画整理事業の実施、農林水産業

及び中小企業その他の産業の指導及び振興、特産物の保護奨励に関する事務等一般の市町村が処理することが不適当であると認められる程度の規模の事務に関するもの。

都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当つては、相互に競合しないようにしなければならない。

第三条第二項及び第三項中「及び特別市」を削る。

第八条の二第二項中「第二条第十項」を「第二条第十三項」に改める。

第九十二条の次に次の一条を加える。

第九十二条の二 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体の職員に、若しくは当該普通地方公共団体において経費を負担する事業につきその団体の長、委員会若しくは委員若しくはこれらの委任を受けた者に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

第九十六条第一項第七号及び第九号中「条例で定める」の下に「重要な」を加える。

第二百二条第二項中「毎年四回」を「毎年、四回以内において条例で定める回数」に改める。

第九十九条第一項及び第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

普通地方公共団体の議会は、条例で、都にあつては十二以内、道及

び人口二百五十万以上の府県並びに人口百万以上の市にあつては八以内、人口百万以上二百五十万未満の府県及び人口三十万以上百万未満の市にあつては六以内、人口百万未満の府県及び人口三十万未満の市並びに町村にあつては四以内の常任委員会を置くことができる。

議員は、それぞれ一箇の常任委員となるものとし、常任委員は、会期の始めに議会において選任し、条例に特別の定がある場合を除く外、議員の任期中在任する。

第九十九条第六項中「特に付議された事件」を「付議された特定の事件」に改める。

第一百零三条第三項ただし書中「特に付議された事件」を「付議された特定の事件」に改め、同条第四項中「第五項」を「第四項」に改める。

第一百零一条中「常任委員会及び特別委員会」を「委員会」に改める。

第一百零二条第一項の次に次の一項を加える。

前項の規定により議案を提出するに当つては、議員の定数の八分の一以上の者の賛成がなければならない。

第一百零二条第二項中「前項」を「第一項」に改める。

第一百零五条の次に次の一条を加える。

昭和三十一年五月十六日 衆議院會議録第五十号追録

第百十七条中「自己又は」を「自己若しくは」に改め、「一身上に關する事件の下に」又は自己若しくはこれらの者の從事する業務に直接の利害關係のある事件」を加える。

第一項の規定による決定に不服がある者は、都道府県にあつては内閣総理大臣、市町村にあつては都道府県知事に訴願し、その裁決に不服がある者は、裁決のあつた日から二十一日以内に裁判所に出訴することができる。

第百十八条第六項中「決定は、」を「決定又は前項の規定による裁決は、」に改める。

第百二十一条中「公安委員会の委員」を「公安委員会の委員長」に改める。

第百二十二条中「提出することができ、」を「提出しなければならぬ。」に改める。

第百三十二条中「議會」を「議會の會議又は委員會」に改める。

第百三十四条第一項中「及び會議規則」を「並びに會議規則及び委員會に關する條例」に改める。

第百三十五条第一項の次に次の一項を加える。

懲罰の動議を議題とするに當つては、議員の定数の八分の一以上の者の賛議によらなければならない。

第百三十五条第二項中「前項」を「第一項」に改める。

事業につきその団体の長若しくはその団体の長の委任を若しくは当該普通地方公共団体において經費を負担する事業につきその団体の長、委員會若しくは委員若しくはこれらの委任に、「支配人、又は」を「支配人又は」に、「又はこれに準すべき者」を「若しくはこれらに準すべき者」に改める。

第百五十五条第二項及び第三項を削り、同条第四項及び第五項中「支所若しくは出張所又は区の事務所若しくはその出張所」を「又は支所若しくは出張所」に改める。

第百五十八條第一項中「都道府県知事の権限に屬する事務を分掌させるため、都道府県に條例で左の局部を置くものとする。」を「都道府県知事の権限に屬する事務を分掌させるため、條例で、都に十局、道に九部、人口二百五十万以上の府県に八部、人口百万以上二百五十万未満の府県に六部、人口百万未満の府県に四部を置くものとし、その局部の名稱及びその分掌する事務を例示すると、概ね次の通りである。」に改める。

第百五十八條第二項中「局部の名稱若しくはその分掌する事務を変更し、又は」を削り、「第二條第九項及び第十項」を「第二條第十二項及び第十三項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

都道府県知事は、前項の規定により第一項の規定による局部の数を超えて局部(至その他これに準ずる組織を含む。以下本条中同じ。)を置くこととするときは、予め

内閣総理大臣に協議しなければならない。

第百五十八條第三項中「前項の規定により」を「都道府県知事は、」に、「事務を変更し、」を「事務を定め、若しくは変更し、」に、「都道府県知事は、」を「運搬なく」を「運搬なくその旨を」に改め、同条第六項中「第二條第九項及び第十項」を「第二條第十二項及び第十三項」に改める。

第百七十条第一項中「出納」を「現金又は物品の出納」に改める。

第百七十一条第一項及び第二項中「出納員」を「出納員及び分任出納員」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

分任出納員は、出納員の命を受けてその出納事務の一部を分任する。

第百七十一条第四項中「出納員」を「出納員及び分任出納員」に改める。

第百七十六条第五項を次のように改める。

前項の規定による議會の議決又は選挙がなおその権限を超え又は法令若しくは會議規則に違反すると認めるときは、都道府県知事にあつては内閣総理大臣、市町村長にあつては都道府県知事に對し、当該議決又は選挙があつた日から二十一日以内に、審査の請求をすることができ、

第百七十六条に次の二項を加える。

前項の請求があつた場合において、内閣総理大臣又は都道府県知事は、審査の結果、議會の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは會議規則に違反すると認めるときは、当該議決又は選挙を取り消す旨の裁定をすることができ、

第五項の規定による請求に係る審査の裁定に不服があるときは、普通地方公共団体の議會又は長は、裁定のあつた日から六十日以内に、裁判所に出訴することができる。

第百八十条の二中「委員の同意を得、」を「委員と協議して、」に改め、「事務を補助する職員の下に」を「若しくはこれらの執行機關の管理に屬する機關の職員」を加える。

第百八十条の三中「委員の申出があるときは、」を「委員と協議して、」に改め、「事務を補助する職員の下に」を「若しくはこれらの執行機關の管理に屬する機關の職員」を加える。

第百八十条の四に次の一項を加え、同条を第百八十条の五とする。

普通地方公共団体の委員會の委員又は委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に關し請負をし、若しくは当該普通地方公共団体において經費を負担する事業につきその団体の長、委員會若しくは委員若しくはこれらに準すべき者、支配人及び清算人たることができ、

第二編第七章第二節第五款中第百八十条の三の次に次の一項を加える。

第百八十条の四 普通地方公共団体の長は、各執行機關を通じて組織及び運営の合理化を図り、その相互の間に權衡を保持するため、必要があるとき認めるときは、当該普通地方公共団体の委員會若しくは

とらにより、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市に人事委員會を置かなければならない。

第百八十条の四第四項の次に次の一項を加える。

前四項の委員會の事務局又は委員會の管理に屬する事務を掌る機關で法律により設けられなければならないものとされているものの組織を定めるに當つては、当該普通地方公共団体の長が第百五十八條第一項、第二項若しくは第六項又は第七項の規定により設けるその局部若しくは分課又は部課の組織との間に權衡を失しないようにしなければならない。

第百八十条の四に次の一項を加え、同条を第百八十条の五とする。

普通地方公共団体の委員會の委員又は委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に關し請負をし、若しくは当該普通地方公共団体において經費を負担する事業につきその団体の長、委員會若しくは委員若しくはこれらに準すべき者、支配人及び清算人たることができ、

第二編第七章第二節第五款中第百八十条の三の次に次の一項を加える。

第百八十条の四 普通地方公共団体の長は、各執行機關を通じて組織及び運営の合理化を図り、その相互の間に權衡を保持するため、必要があるとき認めるときは、当該普通地方公共団体の委員會若しくは

第五條第二項の市を、第二百五十二條の第十九第一項に規定する指定都市に改め、同條第二項中「自己又は」を「自己若しくは」に改め、「一身上に關する事件」の下に「又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害關係のある事件」を加える。

第百九十九條第六項中「貸付金を
の他財政的援助を与えているものの
出納その他の事務の執行」を「負担
金、貸付金、損失補償、利子補給そ
の他の財政的援助を与えているもの

第二百三條第一項の次に次の一項を加える。

前項の職員の中議会の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。

は、都道府県知事の行方決定については内閣総理大臣、市町村長の行方決定については都道府県知事に依頼し、その裁判に不服がある者は、裁判があつた日から九十日

を当該普通地方公共団体の長に引き継がなければならない。

第二百十五條に次の一項を加える。

第二百十六條第四項の規定は、第二項の決定を受けた者がその決定

昭和三十一年五月十六日 衆議院會議録第五十号追録

に不服がある場合にこれを準用する。

第二百二十三条第四項を次のように改める。

第二百六条第四項の規定は、過料の処分を受けた者がその処分に不服がある場合にこれを準用する。

第二百二十四条第五項中「及び第二項」を削り、同条に次の一項を加える。

第二百六条第四項の規定は、第二項の申立について第三項の規定による決定を受けた者がその決定に不服がある場合にこれを準用する。

第二百二十五条第六項を次のように改める。

前二項の規定による処分に異議がある者は、その処分を受けた日から三十日以内に、普通地方公共団体の長に異議の申立をすることが出来る。

第二百二十五条第七項中「都道府県知事」を「普通地方公共団体の長」に改め、同条第八項の次に次の一項を加える。

第七項の規定による異議の決定を受けた後でなければ、第三項乃至第五項に規定する事項については、裁判所に出訴することが出来ない。

第二百三十六条の次に次の一条を加える。

第二百三十六条の二 歳出予算の費目の中その性質上又は予算成立後の事由に基き年度内にその支出を終らない見込のあるものについては、予め議会の議決を経て翌年度に繰り越して使用することが出来る。

第二編第九章第四節中第二百三十三

九条の次に次の三条を加える。

第二百三十九条の二 普通地方公共団体は、法令又は条例に準拠し、且つ、議会の議決を経た場合の外、予算で定めるところによらなければ、当該普通地方公共団体の債務の負担の原因となる契約の締結その他の行為をしてはならない。

第二百三十九条の三 普通地方公共団体の長は、予算の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、予算の執行について権限を有する委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関に対し、収入及び支出の実績若しくは見込について報告を徴し、予算の執行状況を实地について調査し、又はその結果に基いて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者若しくは補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付を受けた者(補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。)又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対し、自らその状況を調査し、若しくは報告を徴し、又は監査委員に要求してこれらの監査をさせ、若しくは報告を徴させることができる。

第二百三十九条の四 普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件が新たに予算を伴うこととなるものであるときは、この法律に特別の定めがあるものを除く外、これがため必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込が得られるまでの間は、これを

議事に提出することができない。

普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関は、その権限に属する事務に関する規則その他の規程の制定又は改正が新たに予算を伴うこととなるものであるときは、これがため必要な予算上の措置が適確に講ぜられることとなるまでの間は、これを制定し、又は改正することができない。

第二百四十二条第一項前段中「これを」の下に「出納閉鎖後三箇月以内に」を加え、同項後段を削り、同条第二項の次に次の一項を加える。

前項の規定により決算を議会の認定に付するに当つては、普通地方公共団体の長は、当該決算に係る会計年度中の各部門における主要な施策の成果その他予算の執行の実績について報告しなければならぬ。

第二百四十二条第三項中「議会の議決」の下に「及び前項の規定による報告」を加える。

第二百四十三条第一項中「議会の同意を得たときは、」を「条例で定める場合に該当するときは、」に改め、同条第二項中「その重要なもの」を「特に重要なもの」に改める。

第二百四十四条の二に次の二項を加える。

前項の規定は、副出納長又は副収入役、出納員、分任出納員その他法令の規定により出納事務を掌する職員が上司の命を受けて保管する現金又は物品を亡失又は損した場合には、また、適用があるものとする。

前二項の場合において、第一項の規定中監査委員の監査又は審査に関する部分は、監査委員を置かない市町村については、これを適用しない。

第二百四十五条の三第二項中「第二項及び第十三項」を「第二項第十二項及び第十三項」に改める。

第二百四十六条の次に次の三条を加える。

第二百四十六条の二 内閣総理大臣は、普通地方公共団体の事務の処理又はその長の事務の管理及び執行が法令の規定に違反していると認めるとき、又は確保すべき収入を不当に確保せず、不当に経費を支出し、若しくは不当に財産を処分する等著しく事務の適正な執行を欠き、且つ、明らかに公益を害しているものと認めるときは、当該普通地方公共団体又はその長の長に対し、その事務の処理又は管理及び執行について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の条例、議会の議決、又は法令の規定に基きその義務に属する事務の管理及び執行を明らかに怠つておりと認めるときも、また、同様とする。

内閣総理大臣の前項の規定による措置は、市町村の事務の処理又はその長の事務の管理及び執行に係るものについては、都道府県知事をして行わせるものとする。但し、内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、自ら当該措置を行うことができる。

市町村長は、前項の規定による都道府県知事の措置に異議があるときは、その措置があつた日から二十一日以内に内閣総理大臣に対し、その意見を求めることができる。この場合においては、内閣総理大臣は、その意見を求められた日から九十日以内に、理由を附けて、その意見を市町村長及び関係都道府県知事に通知しなければならぬ。

内閣総理大臣が自ら第一項の規定による措置を行う場合にあつては、当該措置は、当該事務を担任する主務大臣の請求に基いて行ふものとする。

第二百四十六条の三 内閣総理大臣は、第二百四十五条の三第一項及び前条第一項の規定による権限の行使のため、その他普通地方公共団体の適正な運営を確保するため必要があるときは、都道府県知事をして、市町村についてその特に指定する事項の調査に当らせることができる。自治庁長官が第二百四十六条の規定による権限を行使する場合においても、また、同様とする。

第二百四十六条の四 主務大臣又は都道府県知事は、その担任する事務に關し、普通地方公共団体の処理する事務又はその長、委員会その他の機関の管理し及び執行する事務について検査又は監査する権限を有する場合においては、自ら当該検査又は監査を行わないで、当該普通地方公共団体の監査委員をして検査又は監査を行わせることができる。この場合においては、当該普通地方公共団体の監査委員

1
 2
 3
 4
 5
 6
 7
 8
 9
 10
 11
 12
 13
 14
 15
 16
 17
 18
 19
 20
 21
 22
 23
 24
 25
 26
 27
 28
 29
 30
 31
 32
 33
 34
 35
 36
 37
 38
 39
 40
 41
 42
 43
 44
 45
 46
 47
 48
 49
 50
 51
 52
 53
 54
 55
 56
 57
 58
 59
 60
 61
 62
 63
 64
 65
 66
 67
 68
 69
 70
 71
 72
 73
 74
 75
 76
 77
 78
 79
 80
 81
 82
 83
 84
 85
 86
 87
 88
 89
 90
 91
 92
 93
 94
 95
 96
 97
 98
 99
 100
 101
 102
 103
 104
 105
 106
 107
 108
 109
 110
 111
 112
 113
 114
 115
 116
 117
 118
 119
 120
 121
 122
 123
 124
 125
 126
 127
 128
 129
 130
 131
 132
 133
 134
 135
 136
 137
 138
 139
 140
 141
 142
 143
 144
 145
 146
 147
 148
 149
 150
 151
 152
 153
 154
 155
 156
 157
 158
 159
 160
 161
 162
 163
 164
 165
 166
 167
 168
 169
 170
 171
 172
 173
 174
 175
 176
 177
 178
 179
 180
 181
 182
 183
 184
 185
 186
 187
 188
 189
 190
 191
 192
 193
 194
 195
 196
 197
 198
 199
 200
 201
 202
 203
 204
 205
 206
 207
 208
 209
 210
 211
 212
 213
 214
 215
 216
 217
 218
 219
 220
 221
 222
 223
 224
 225
 226
 227
 228
 229
 230
 231
 232
 233
 234
 235
 236
 237
 238
 239
 240
 241
 242
 243
 244
 245
 246
 247
 248
 249
 250
 251
 252
 253
 254
 255
 256
 257
 258
 259
 260
 261
 262
 263
 264
 265
 266
 267
 268
 269
 270
 271
 272
 273
 274
 275
 276
 277
 278
 279
 280
 281
 282
 283
 284
 285
 286
 287
 288
 289
 290
 291
 292
 293
 294
 295
 296
 297
 298
 299
 300
 301
 302
 303
 304
 305
 306
 307
 308
 309
 310
 311
 312
 313
 314
 315
 316
 317
 318
 319
 320
 321
 322
 323
 324
 325
 326
 327
 328
 329
 330
 331
 332
 333
 334
 335
 336
 337
 338
 339
 340
 341
 342
 343
 344
 345
 346
 347
 348
 349
 350
 351
 352
 353
 354
 355
 356
 357
 358
 359
 360
 361
 362
 363
 364
 365
 366
 367
 368
 369
 370
 371
 372
 373
 374
 375
 376
 377
 378
 379
 380
 381
 382
 383
 384
 385
 386
 387
 388
 389
 390
 391
 392
 393
 394
 395
 396
 397
 398
 399
 400
 401
 402
 403
 404
 405
 406
 407
 408
 409
 410
 411
 412
 413
 414
 415
 416
 417
 418
 419
 420
 421
 422
 423
 424
 425
 426
 427
 428
 429
 430
 431
 432
 433
 434
 435
 436
 437
 438
 439
 440
 441
 442
 443
 444
 445
 446
 447
 448
 449
 450
 451
 452
 453
 454
 455
 456
 457
 458
 459
 460
 461
 462
 463
 464
 465
 466
 467
 468
 469
 470
 471
 472
 473
 474
 475
 476
 477
 478
 479
 480
 481
 482
 483
 484
 485
 486
 487
 488
 489
 490
 491
 492
 493
 494
 495
 496
 497
 498
 499
 500
 501
 502
 503
 504
 505
 506
 507
 508
 509
 510
 511
 512
 513
 514
 515
 516
 517
 518
 519
 520
 521
 522
 523
 524
 525

昭和三十一年五月十六日 衆議院會議録第五十号追録

区に選挙管理委員会を置く。

第四條第二項の規定は第二項の区の事務所又はその出張所の位置及び所管区域に、第七十五條第二項の規定は第三項の機関の長に、第二編第七章第三節中市の選挙管理委員会に関する規定は前項の選挙管理委員会について、これを準用する。

前五項に定めるものの外、指定都市の区に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

第二百五十五條の二 中「選挙又は決定」を「選挙若しくは決定又は再議決若しくは再選挙」に改め、同条を第二百五十五條の四とし、第二百五十五條の次に次の二條を加える。

第二百五十五條の二 この法律に特別の定めがあるものを除く外、この法律の規定による普通地方公共団体の機関の処分により違法に権利を侵害されたとする者は、都道府県の機関が行う処分については内閣総理大臣、市町村の機関が行う処分については都道府県知事に訴願し、その裁決に不服がある者は、その裁決のあつた日から九十日以内に、裁判所に出訴することができる。

第二百五十五條の三 内閣総理大臣又は都道府県知事は、この法律の規定による訴願の提起又は審査の請求があつた場合において、訴願を提起し若しくは審査の請求をした者から要求があつたとき、又は特に必要があると認めるときは、第二百五十一條第二項の規定により自治紛争調停委員を任命し、その審理を経た上、訴願を裁決し、又

は審査の裁定をするものとする。第二百五十八條の次に次の一條を加える。

第二百五十八條の二 この法律の規定による審査の裁定は、審査の請求を受けた日から九十日以内にこれをなすものとし、その期間内に審査の裁定がないときは、審査の請求を斥ける旨の裁定があつたものとみなすことができる。

審査の請求があつても、審査に係る手続その他の行為の執行は、これを停止しない。但し、行政庁は、職権により又は関係人の請求により必要と認めるときは、これを停止することができる。

審査の裁定は、文書を以てこれをし、その理由を附けてこれを本人に交付しなければならない。

第三篇中「第一章 特別市」を第一章 削除し、第二百五十四條から第二百八十四條までを次のように改める。

第二百八十四條乃至第二百八十五條 削除

第二百八十一條第二項第六号中「及び公共便所」を「公共便所及び公共用ごみ容器」に改める。

第二百八十四條第一項中「並びに特別市」、「特別市」及び「及び特別市」を削る。

第二百八十六條第一項中「及び特別市」を削る。

第二百八十七條第三項中「及び第二百八十一條第二項」を、第二百八十一條第二項及び第二百八十六條第二項に、「第二百七十八條又は第二百八十三條において」を「これらの規定を」に改める。

第二百九十二條中「及び特別市」を削る。

第二百九十四條第一項中「並びに特別市」を削る。

第二百九十五條中「市町村及び特別市の財産区にあつては都道府県知事、特別市の財産区にあつては特別市の市長」を「都道府県知事に、若しくは特別市又は特別市」を「又は特別市」に改める。

第二百九十六條の二第一項中「並びに特別市」を削る。

第二百九十六條の三第一項及び第二項並びに第二百九十六條の四第二項中「並びに特別市の市長」を削る。

第二百九十六條の五第一項から第三項まで及び第五項中「特別市若しくは」を削る。

第二百九十六條の六第一項中「特別市の市長」を削り、同条第二項中「特別市」を削る。

附則第四條に次の一項を加える。

都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、条例で、必要な地に労働事務所を置くことができる。

附則第七條を次のように改める。

第七條 都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下本条中「退職年金条例」という。）の規定の適用を受ける職員（都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法第一條及び第二條に規定する職員を含む。）中政令で定める者（以下本条中「都道府県の職員」という。）をあつた者が恩給法第十九條に規定する公務員（同法同條に規定する公務員とみなされる者を含む。以下本条中「公務員」という。）となつた場合

において、その者に同法の規定を適用し、又は準用するときは、政令で定めるところにより、都道府県の退職年金条例の規定により退職年金及び退職一時金の基礎となるべき都道府県の職員としての在職年月数は、同法の規定による恩給の基礎となるべき在職年数に推算する。但し、恩給法第二條第一項に規定する普通恩給を受ける権利を有する都道府県の職員が公務員となつた場合においては、その普通恩給の基礎となつた都道府県の職員としての在職年月数以外の都道府県の職員としての在職年月数は、この限りでない。

都道府県の職員が引き続いて公務員となつた場合について前項の規定を適用するときは、恩給法第二條第一項に規定する一時恩給又は一時扶助料に関する同法の規定の適用又は準用については、これを動議とみなす。

前二項に定めるものの外、恩給の基礎となる在職年の通算に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

附則第十條第一項中「及び特別市」を削り、同条第三項中「特別市にあつては市長の定める局部」を削る。

附則第十三條中「若しくは特別市の市長」を削る。

附則第十四條中「特別市」を削る。

附則第十六條第一項を削り、同条第二項中「特別市及び第二百五十五條第二項の市」を「第二百五十二條の十九第一項に規定する指定都市」に改める。

別表第一第一号の二中「特定地域に指定された都府県に限る。」を削る。

別表第一第一号の三を第一号の五とし、第一号の二の次に次の二號を加える。

一の三 国土調査法（昭和二十六年法律第八十號）の定めるところにより、国の機関が当該都道府県の区域において行つた国土調査の実施方法について意見を述べること。

一の四 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二號）の定めるところにより、主務大臣が毎年度作成する離島振興計画の実施のために必要な事業計画に基づく事業を実施すること。

別表第一第五号中「ねずみ族、こん虫等の駆除を行い、これに必要な器具、藥品その他の物件を設備し、」を「市町村に対し、市町村が行うねずみ族、こん虫等の駆除に關し、計画の樹立、実地の指導その他必要な措置を講じ」に改める。

別表第一第六号中「費用の二分の一を負担し」の下に「物件の廃棄による損失の補償等に関する事務を行い、」を加える。

別表第一第七号を次のように改める。

七 らい、予防法（昭和二十八年法律第二十四號）の定めるところにより、物件の廃棄による損失の補償等に関する事務を行うこと。

別表第一第七号の次に次の一號を加える。

七の二 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の定めるところにより、市町村が支弁した予防接種のための費用の一部を支出すること。
別表第一第九号を次のように改める。

九 清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)の定めるところにより、特別清掃地域内の土地又は建物の占有者によつて集められた汚物を一定の計画に従つて収集し、処分し、特別清掃地域において業務上その他の事由により多量の汚物を生ずる土地若しくは建物の占有者又は工場、事業場等で清掃作業を困難にし、若しくは清掃施設を損うおそれがある汚物を生ずるものの経営者に対し、当該汚物の処理方法を命令し、並びに汚物取扱業の許可に関する事務を行い、及び大掃除の実施計画を定めること。(都が特別区の存する区域において処理する場合に限る。)

別表第一第十四号の二を削る。
別表第一第十七号中「行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治三十二年法律第九十三号)の下に」及びこれに基く政令を加える。
別表第一第二十号中「費用の一部を負担すること」を「費用等の一部を負担し、並びに育成医療の給付若しくは補装具の交付等を受け、児童福祉施設に入所し、若しくは里親に委託された児童等又はその扶養義務者に負担能力のないとき当該費用を負担すること」に改める。

別表第一第二十二号を次のように改める。
二十二 急傾斜地帯農業振興臨時措置法(昭和二十七年法律第三十五号)の定めるところにより、農業振興計画に基く農業振興事業を実施すること。
別表第一第二十二号の次に次の四号を加える。

二十二の二 湿地単作地域農業改良促進法(昭和二十七年法律第三十五号)の定めるところにより、農業改良計画に基く事業を実施すること。
二十二の三 海岸砂地帯農業振興臨時措置法(昭和二十八年法律第十二号)の定めるところにより、農業振興計画に基く事業を実施すること。
二十二の四 畑地農業改良促進法(昭和二十八年法律第二十五号)の定めるところにより、農業改良計画に基く事業を実施すること。

二十二の五 特殊土壌、地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)の定めるところにより、特殊土壌より地帯対策事業計画に基く事業を実施すること。
別表第一第二十四号の次に次の一号を加える。
二十四の二 有畜農家創設特別措置法(昭和二十八年法律第二百六十号)の定めるところにより、主務大臣の定める有畜農家創設基準に従い有畜農家創設計画を定めること。

別表第一第二十五号中「瀬の検定施設を設け」を削る。
別表第一第二十六号を次のように改める。
二十六 漁港法(昭和二十五年法律第三十七号)及びこれに基く政令の定めるところにより、主務大臣の指定を受けて漁港の維持管理を行うこと。
別表第一第二十八号を削る。
別表第一第二十八号の二中「都道府県道の管理を行うこと」を「都道府県道の路線を認定し、その管理を行うこと」に改め、同号を第二十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十八の二 日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)の定めるところにより、日本住宅公団が定める当該都道府県の区域内における住宅の建設計画、宅地の造成計画又は土地区画整理事業の事業計画について意見を述べること。
別表第一第二十九号の次に次の二号を加える。
二十九の二 学校図書館法(昭和二十八年法律第八十五号)の定めるところにより、学校図書館を設置すること。
二十九の三 盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第一百四十四号)の定めるところにより、その区域内に住所を有する学齢児童生徒の盲学校、ろう学校又は養護学校への就学のため必要な経費のうち教科用図書、購入費、学校給食費等の全部又は一部を支弁すること。

別表第一第三十号を次のように改める。
三十 へき地教育振興法(昭和二十九年法律第四十三号)の定めるところにより、必要に応じてへき地学校に勤務する教員の養成施設を設置し、及びへき地学校に勤務する教員の採用について必要な指導を行うこと。
別表第一第三十二号中「指定を受けて」の下に「重要文化財、重要民俗資料及び」を加える。
別表第一第三十三号中「昭和二十三年法律第三十五号」を削る。
別表第一に次の一号を加える。
三十八 道路交通取締法(昭和二十二年法律第三十号)及びこれに基く政令の定めるところにより、危険防止その他の交通の安全のため、道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は自動車若しくは軌道車の最高制限速度を定める等道路交通の規制を行うこと。
別表第二第一号(二)を削る。
別表第二第一号(一)の二中「負担すること」を「負担し、物件の廃棄による損失の補償等に関する事務を行うこと」に改め、同号(二)を(一)とする。
別表第二第一号(三)を次のように改める。
(三) 削除
別表第二第一号(五)中「都道府県道」を「その区域内に存する都道府県道」に、「第五百五十五条第二項の市」を「第二百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める。

別表第二第二号(二)の次に次のように加える。
(二)の三 市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)及びこれに基く政令の定めるところにより、市町村職員共済組合に対し、組合員である市町村職員の掛金及び市町村負担金を払い込み、組合員である市町村職員の異動、給与等に関して報告する等市町村職員共済組合の業務の執行に必要な事務を行うこと。
(二)の四 離島振興法の定めるところにより、主務大臣が毎年度作成する離島振興計画の実施のために必要な事業計画に基く事業を実施すること。
別表第二第二号(七)を次のように改める。

(七) 伝染病予防法及びこれに基く政令の定めるところにより、清潔方法及び消毒方法を施行し、予防上必要な医師その他の人員を雇入れ、予防上必要な器具、薬品その他の物件を設備し、ねずみ族、こん虫等の駆除を行い、及びこれに必要な器具、薬品その他の物件を設備し、伝染病院、隔離病舎、隔離所又は消毒所を設置し、家用水の使用の停止期間中家用水を供給し、並びに伝染病が流行し、又は流行のおそれがあるときは、伝染病予防委員を設置し、臨時にねずみ族、こん虫等の駆除を行い、及びこれに関する施設をすること。

昭和三十一年五月十六日 衆議院会議録第五十号追録

昭和三十一年五月十六日 衆議院會議録第五十号追録

別表第二第二号(八)を次のように改める。

(八) 削除

別表第二第二号(十)中「寄生虫病予防法」の下に「昭和六年法律第五十九号」を加える。

別表第二第二号(十)の二を削り、(十一)を次のように改める。

(十一) 清掃法の定めるところにより、特別清掃地域内の土地又は建物の占有者によつて集められた汚物を一定の計画に従つて収集し、処分し、特別清掃地域において業務上その他の事由により多量の汚物を生ずる土地若しくは建物の占有者又は工場、事業場等で清掃作業を困難にし、若しくは汚物を生ずるものの経営者に対し、当該汚物の処理方法を命令し、並びに特別清掃地域内及び季節的清掃地域内の必要と認めるところに、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを維持管理し、並びに汚物取扱業の許可に関する事務を行い、及び大掃除の実施計画を定めること。

別表第二第二号中(十一)の二を削り、(十二)を次のように改める。

(十二) 削除

別表第二第二号(十五)中「児童福祉施設に入所し、若しくは里親に委託された」を「児童福祉施設に入所した」に改める。

別表第二第二号(十七)中「及びこれに基づく政令」を削る。

別表第二第二号(十八)を次のように改める。

(十八) 削除

別表第二第二号(二十)を次のように改める。

(二十) 急傾斜地帯農業振興臨時措置法の定めるところにより、農業振興計画に基づく農業振興事業を実施すること。

(二十一) 急傾斜地帯農業振興臨時措置法の定めるところにより、農業振興計画に基づく農業振興事業を実施すること。

(二十二) 急傾斜地帯農業振興臨時措置法の定めるところにより、農業振興計画に基づく農業振興事業を実施すること。

(二十三) 急傾斜地帯農業振興臨時措置法の定めるところにより、農業振興計画に基づく農業振興事業を実施すること。

(二十四) 急傾斜地帯農業振興臨時措置法の定めるところにより、農業振興計画に基づく農業振興事業を実施すること。

(二十五) 急傾斜地帯農業振興臨時措置法の定めるところにより、農業振興計画に基づく農業振興事業を実施すること。

(二十六) 急傾斜地帯農業振興臨時措置法の定めるところにより、農業振興計画に基づく農業振興事業を実施すること。

(二十七) 急傾斜地帯農業振興臨時措置法の定めるところにより、農業振興計画に基づく農業振興事業を実施すること。

(二十八) 急傾斜地帯農業振興臨時措置法の定めるところにより、農業振興計画に基づく農業振興事業を実施すること。

(二十九) 急傾斜地帯農業振興臨時措置法の定めるところにより、農業振興計画に基づく農業振興事業を実施すること。

(三十) 急傾斜地帯農業振興臨時措置法の定めるところにより、農業振興計画に基づく農業振興事業を実施すること。

(三十一) 急傾斜地帯農業振興臨時措置法の定めるところにより、農業振興計画に基づく農業振興事業を実施すること。

(三十二) 急傾斜地帯農業振興臨時措置法の定めるところにより、農業振興計画に基づく農業振興事業を実施すること。

(三十三) 急傾斜地帯農業振興臨時措置法の定めるところにより、農業振興計画に基づく農業振興事業を実施すること。

(三十四) 急傾斜地帯農業振興臨時措置法の定めるところにより、農業振興計画に基づく農業振興事業を実施すること。

(三十五) 急傾斜地帯農業振興臨時措置法の定めるところにより、農業振興計画に基づく農業振興事業を実施すること。

(三十六) 急傾斜地帯農業振興臨時措置法の定めるところにより、農業振興計画に基づく農業振興事業を実施すること。

(三十七) 急傾斜地帯農業振興臨時措置法の定めるところにより、農業振興計画に基づく農業振興事業を実施すること。

(三十八) 急傾斜地帯農業振興臨時措置法の定めるところにより、農業振興計画に基づく農業振興事業を実施すること。

(三十九) 急傾斜地帯農業振興臨時措置法の定めるところにより、農業振興計画に基づく農業振興事業を実施すること。

(四十) 急傾斜地帯農業振興臨時措置法の定めるところにより、農業振興計画に基づく農業振興事業を実施すること。

(四十一) 急傾斜地帯農業振興臨時措置法の定めるところにより、農業振興計画に基づく農業振興事業を実施すること。

(四十二) 急傾斜地帯農業振興臨時措置法の定めるところにより、農業振興計画に基づく農業振興事業を実施すること。

(四十三) 急傾斜地帯農業振興臨時措置法の定めるところにより、農業振興計画に基づく農業振興事業を実施すること。

(四十四) 急傾斜地帯農業振興臨時措置法の定めるところにより、農業振興計画に基づく農業振興事業を実施すること。

(四十五) 急傾斜地帯農業振興臨時措置法の定めるところにより、農業振興計画に基づく農業振興事業を実施すること。

(四十六) 急傾斜地帯農業振興臨時措置法の定めるところにより、農業振興計画に基づく農業振興事業を実施すること。

(四十七) 急傾斜地帯農業振興臨時措置法の定めるところにより、農業振興計画に基づく農業振興事業を実施すること。

別表第二第二号(二十五)を削る。

別表第二第二号(二十五)の二中「被害復旧事業団の請求によりその徴収金の滞納処分を行い」を削り、同号中(二十五)の二を(二十五)とする。

別表第二第二号(二十六)の二中「市町村道の管理を行うこと」を「市町村道の路線を認定し、その管理を行うこと」に改める。

別表第二第二号(二十六)の二の次に次のように加える。

(二十六)の三 日本住宅公団法の定めるところにより、日本住宅公団が定める当該市町村の区域内における住宅の建設計画、宅地の造成計画又は土地地区画整理事業の事業計画について意見を述べること。

別表第二第二号(二十七)の次に次のように加える。

(二十七)の二 学校図書館法の定めるところにより、学校図書館を設置すること。

別表第二第二号(二十八)を次のように改める。

(二十八) へき地教育振興法の定めるところにより、へき地における教育の内容を充実するために必要な措置を講じ、へき地学校に勤務する教職員のための福利厚生に必要な措置を講じ、並びに体育、音楽等の学校教育及び社会教育の用に供するため施設をへき地学校に設けること。

別表第二第二号(二十九)の二を(二十九)の三とし、(二十九)の次に次のように加える。

(二十九)の二 青年学級振興法(昭和二十八年法律第二百一十一号)の定めるところにより、青年学級を開設すること。

別表第三第一号(一)中「大正十二年法律第四十八号」を削る。

別表第三第一号(三)の二中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定第十八條第三項及び第五項に規定する請求の受理、当該請求に係る被害の調査並びに同条第三項の補償金の支払に関する事務並びに」を削り、「駐留軍労働者」を「駐留軍等労働者」に改める。

別表第三第一号(三)の三中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第四百四十号)の下に」及び「日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律の定めるところにより、漁船の操業の制限又は禁止により損失を受けた者から提出する損失補償申請書を受理し、意見書を添えて、これを主務大臣に送付すること。

別表第三第一号(四)の二の次に次のように加える。

(四)の三 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村である財政再建団体の状況を確認し、及び財政の運営について必要な措置を講ずることを求める等の事務を行うこと。

別表第三第一号(五)の二の次に次のように加える。

(五)の三 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村である財政再建団体の状況を確認し、及び財政の運営について必要な措置を講ずることを求める等の事務を行うこと。

別表第三第一号(六)の二の次に次のように加える。

(六)の三 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村である財政再建団体の状況を確認し、及び財政の運営について必要な措置を講ずることを求める等の事務を行うこと。

別表第三第一号(七)の二の次に次のように加える。

(七)の三 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村である財政再建団体の状況を確認し、及び財政の運営について必要な措置を講ずることを求める等の事務を行うこと。

別表第三第一号(八)の二の次に次のように加える。

(八)の三 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村である財政再建団体の状況を確認し、及び財政の運営について必要な措置を講ずることを求める等の事務を行うこと。

別表第三第一号(九)の二の次に次のように加える。

(九)の三 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村である財政再建団体の状況を確認し、及び財政の運営について必要な措置を講ずることを求める等の事務を行うこと。

別表第三第一号(十)の二の次に次のように加える。

(十)の三 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村である財政再建団体の状況を確認し、及び財政の運営について必要な措置を講ずることを求める等の事務を行うこと。

別表第三第一号(十一)の二の次に次のように加える。

(十一)の三 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村である財政再建団体の状況を確認し、及び財政の運営について必要な措置を講ずることを求める等の事務を行うこと。

別表第三第一号(十二)の二の次に次のように加える。

させるための漁船の操業制限等に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十三号)及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律の定めるところにより、漁船の操業の制限又は禁止により損失を受けた者から提出する損失補償申請書を受理し、意見書を添えて、これを主務大臣に送付すること。

(三)の五 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律(昭和二十八年法律第二百四十六号)の定めるところにより、損失補償申請書を受理し、意見書を添えて、これを主務大臣に送付すること。

(三)の六 公職選挙法及びこれに基づく政令の定めるところにより、国庫に帰属した寄附物件を保管者から収納し、領収証書を当該保管者に交付すること。

別表第三第一号(四)中「地方財政平衡交付金法」を「地方交付税法」に改める。

別表第三第一号(四)の二の次に次のように加える。

(四)の三 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村である財政再建団体の状況を確認し、及び財政の運営について必要な措置を講ずることを求める等の事務を行うこと。

別表第三第一号(五)の二の次に次のように加える。

(五)の三 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村である財政再建団体の状況を確認し、及び財政の運営について必要な措置を講ずることを求める等の事務を行うこと。

別表第三第一号(六)の二の次に次のように加える。

(六)の三 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村である財政再建団体の状況を確認し、及び財政の運営について必要な措置を講ずることを求める等の事務を行うこと。

別表第三第一号(七)の二の次に次のように加える。

(七)の三 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村である財政再建団体の状況を確認し、及び財政の運営について必要な措置を講ずることを求める等の事務を行うこと。

別表第三第一号(八)の二の次に次のように加える。

(八)の三 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村である財政再建団体の状況を確認し、及び財政の運営について必要な措置を講ずることを求める等の事務を行うこと。

別表第三第一号(九)の二の次に次のように加える。

(九)の三 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村である財政再建団体の状況を確認し、及び財政の運営について必要な措置を講ずることを求める等の事務を行うこと。

別表第三第一号(十)の二の次に次のように加える。

(十)の三 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村である財政再建団体の状況を確認し、及び財政の運営について必要な措置を講ずることを求める等の事務を行うこと。

別表第三第一号(十一)の二の次に次のように加える。

(十一)の三 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村である財政再建団体の状況を確認し、及び財政の運営について必要な措置を講ずることを求める等の事務を行うこと。

別表第三第一号(十二)の二の次に次のように加える。

(十二)の三 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村である財政再建団体の状況を確認し、及び財政の運営について必要な措置を講ずることを求める等の事務を行うこと。

別表第三第一号(十三)の二の次に次のように加える。

(十三)の三 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村である財政再建団体の状況を確認し、及び財政の運営について必要な措置を講ずることを求める等の事務を行うこと。

別表第三第一号(十四)の二の次に次のように加える。

(十四)の三 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村である財政再建団体の状況を確認し、及び財政の運営について必要な措置を講ずることを求める等の事務を行うこと。

別表第三第一号(十五)の二の次に次のように加える。

(十五)の三 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村である財政再建団体の状況を確認し、及び財政の運営について必要な措置を講ずることを求める等の事務を行うこと。

別表第三第一号(十六)の二の次に次のように加える。

(十六)の三 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村である財政再建団体の状況を確認し、及び財政の運営について必要な措置を講ずることを求める等の事務を行うこと。

別表第三第一号(十七)の二の次に次のように加える。

別表第三第一号(五)中「試験を実施し、及びその登録に関する事務を行うこと。」を「試験、登録、業務の停止等に関する事務を行い、及び職員をして行政書士の事務所又は出張所に立入検査させること。」に改める。

別表第三第一号(五)の三を次のように改める。

(五)の三 市町村職員共済組合法及びこれに基く政令の定めるところにより、市町村職員共済組合から必要な報告を求め、又は職員をして業務の状況若しくは書類帳簿等を検査させ、及び組合の保健給付に係る療養を行つた医療機関から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をして当該医療機関の病院等に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(五)の三の次に次のように加える。

(五)の四 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)及びこれに基く政令の定めるところにより、自衛官の募集に関する事務の一部を行い、治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があると認める場合に自衛隊の部隊等の出動を要請し、天災地変その他の災害に際して人命又は財産の保護のために必要があると認める場合に自衛隊の部隊等の派遣を要請し、自衛隊の防衛出動が命ぜられた場合に防衛庁長官等の要請に基き、病院、診療所等の施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の

保管を命じ、若しくは物資を収用し、又は医療、土木建築工事若しくは輸送を業とする者に対して防衛庁長官等の指定した業務に従事することを命じ、及び自衛隊の行方訓練のため水面を使用する必要がある場合に漁船の操業の制限又は禁止により損失を受けた者から提出する損失補償申請書を受理し、意見書を添えて、これを主務大臣に送付する等の事務を行うこと。

(五)の五 国土調査法の定めるところにより、市町村又は土地改良区等が作成する土地分類調査、水調査又は地籍調査の計画及び作業規程を審査してこれらの調査を国土調査として指定し、その成果を認証し、並びに国土調査の成果の写を保管し、及び一般の閲覧に供する等の事務を行うこと。

(五)の六 離島振興法の定めるところにより、離島振興対策実施地域の指定があつた場合に、当該地域について離島振興計画を作成して主務大臣に報告し、及び主務大臣が毎年度離島振興計画の実施のために必要な事業計画を作成するとき意見を述べることを。

別表第三第一号(八)の二中「代表者等に対し貯蓄に關し報告をさせ、」を「代表者等から必要な報告を求め、」に改める。

別表第三第一号(九)中「国立公園法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「主務大臣の委任を受けて」を削る。

別表第三第一号(十)中「事務を行うこと。」を「事務を行い、並びに温泉源から温泉を採取する者若しくは温泉利用施設の管理者から必要な報告を求め、又は職員をして温泉の利用施設に立入検査させること。」に改める。

別表第三第一号(十一)中「優生保護法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「受胎調節の実地指導を行うことができる者を指定し、」を「受胎調節の実地指導を行うことができる者の指定に関する事務を行い、」に改める。

別表第三第一号(十二)中「又はその」を「若しくは覚せい剤、麻薬若しくはあへんの慢性中毒者又はそれらの」に改める。

別表第三第一号(十二)の二中「栄養指導員」を「職員」に「立ち入り、特殊栄養食品を検査させ、又は収去させる」を「立入検査させる」に改める。

別表第三第一号(十三)中「栄養士法(昭和二十一年法律第二百四十五号)」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「栄養士の免許を」「栄養士の免許等」に改める。

別表第三第一号(十四)中「伝染病予防法の定めるところにより、」を「伝染病予防法及びこれに基く政令の定めるところにより、予防方法を施行する必要があると認める伝染病が発生したときはその旨を主務大臣に報告し、」に改め、「伝染病予防法上必要と認める」を削り、「使用制限等の措置」「使用制限等予防上必要な措置」に改める。

別表第三第一号(十五)中「結核菌に汚染した家屋又は物件の処分を命ずる等の事務を行い、」を「及び結核菌に汚染した物件の消毒、廃棄等を命じ、又は職員をして患者若しくはその死体がある場所等に立入検査させる等予防上必要な措置を講じ、」に改める。

別表第三第一号(十六)を次のように改める。

(十六) らい、予防法の定めるところにより、患者等に関する医師の届出を受理し、医師を指定して患者等について診察を行わせ、患者等を国立療養所に入所させ、特定業務への患者の従業を禁止し、並びに汚染場所及び汚染物件の消毒、廃棄等を命じ、又は職員をして患者若しくはその死体がある場所等に立入調査させる等予防上必要な措置を講じ、並びに患者及びその同伴者に対する一時救護等を行うこと。

別表第三第一号(十七)中「検診、従業禁止」を「及び検診、従業禁止を命ずる」に改める。

別表第三第一号(十八)中「予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)」を「予防接種法及びこれに基く政令」に改める。

別表第三第一号(十九)中「事務を行うこと。」を「事務を行い、並びに患者若しくはその保護者から必要な報告を求め、又は職員をして患者等の住所等に立入調査させる等性病の治療及び予防上必要な措置を講ずること。」に改める。

別表第三第一号(二十)の次に次のように加える。

(二十)の二 清掃法の定めるところにより、特別清掃地域の除外区域を指定し、尿浄化そのを設けようとする者からその旨の届出を受理し、並びに尿浄化その又は尿浄化そのによる尿の処理が不完全であると認める場合にその管理者に対して当該施設の使用禁止、当該施設による尿の処理方法の改善その他必要な措置を講ずべきことを命じ、及び職員をして尿浄化その又は尿浄化そののある土地又は建物に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(二十一)中「並びに」の下に「営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は」を加える。

別表第三第一号(二十二)中「及び」の下に「営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は」を加える。

別表第三第一号(二十三)中「及び」の下に「営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は」を加える。

別表第三第一号(二十四)を次のように改める。

(二十四) 理容師美容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)及びこれに基く政令の定めるところにより、理容師又は美容師の試験、養成施設及び免許に関する事務を行い、理容師又は美容師について健康診断を実施し、理容所又は美容所の開設に関する届出を受理し、及びその構造

十三年法律第二百四十四号)の定めるところにより、大麻取扱者の免許及び登録に関する事務を行い、大麻の栽培地外への持出しを許可し、大麻取扱者の業務に関する報告を受理し、並びに職員をして栽培地等に立入検査させる等大麻の取締上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(四十一)の三を次のように改める。

(四十一)の三 麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の定めるところにより、麻薬卸売業者等の免許及び業務等の停止に関する事務を行い、麻薬卸売業者等の業務の廃止等の届出、医師の麻薬中毒患者診断の届出等の受理等に関する事務を行い、並びに麻薬取扱者から必要な報告を徴し、又は職員をして業務所に立入検査させる等麻薬の取締上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(四十一)の三の次に次のように加える。

(四十一)の四 あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)の定めるところにより、麻薬研究者及び麻薬研究施設の設置者からその管理等に係るあへん又はけしき等の数量の届出を受理し、並びにけしき栽培者若しくは麻薬研究者から必要な報告を徴し、又は職員をしてけしきの栽培地等に立入検査させ、並びにけしき栽培者について許可の取消の処分を必要と認める場合にその旨を主務

大臣に具申する等あへん又はけしきの取締上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(四十二)中「及び共同募金会の設立の認可」及び「災害復旧のための」を削り、「その事業又は会計の状況に關し報告を徴し、予算又は役員について必要な報告を徴し、必要なる報告を徴し、予算の変更又は役員の解職を勧告し、」に、「返還を命じ、」を返還を命ずる等監督上必要な措置を講じ、に改める。

別表第三第一号(四十二)の次に次のように加える。

(四十二)の二 日本赤十字社法(昭和二十七年法律第三百五号)の定めるところにより、日本赤十字社が行う臨時の寄附金募集について許可すること。

別表第三第一号(四十三)中「その医療費を審査し、」の下に「指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を審査し、診療報酬の額を決定し、並びに審査のため必要がある場合に指定医療機関の管理者から報告を求め、又は職員をして指定医療機関に立入検査させる等監督上必要な措置を講じ、」を加える。

別表第三第一号(四十五)中「必要な措置を講じ、」の下に「指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を審査し、診療報酬の額を決定し、並びに審査のため必要がある場合に指定医療機関の管理者から報告を求め、又は職員をして指定医療機関に立入検査させる等監督上必要な措置を講じ、」を加える。

別表第三第一号(四十七)中「組合員の請求に基き、消費生活協同組合

から必要な報告を徴し、に、「検査する等の事務を行うこと。」「検査する等監督上必要な措置を講ずること。」「に改める。

別表第三第一号(四十九)中「北海道知事に限る。」を削り、

別表第三第一号(五十)中「児童福祉法の下に及びこれに基く政令」を加え、「身体に障害のある児童に対して補装具等の交付等を行い、」を削り、「母子手帳を交付し、」の下に「身体に障害のある児童に対して育成医療の給付を行い、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を審査し、診療報酬の額を決定し、並びに審査のため必要がある場合に指定医療機関の管理者から報告を求め、又は職員をして指定医療機関に立入検査させる等監督上必要な措置を講じ、」を加える。

別表第三第一号(五十一)の次に次のように加える。

(五十一)の二 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)及びこれに基く政令の定めるところにより、事業所に使用される者が受ける賃金で通貨以外のもの支拂われものの価額を決定し、日雇労働者健康保険被保険者手帳の交付に関する事務、保険給付に関する事務等を行い、及び適用事業所の事業主から必要な報告を求め、又は職員をして適用事業所に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(五十二)中「承認し、並びに主務大臣の委任を受けて基金の従たる事務所又は出張所の役員に監督に関する事務を行うこと。」「を承認すること。」「に改める。

別表第三第一号(五十三)中「保険者に対してその事業及び財政に關して報告させ、その状況を検査し、並びに条例又は規約等の変更を命ずる」

を「保険者等から必要な報告を求め、事業又は財産の状況を検査する。」「に改める。

別表第三第一号(五十四)を次のように改める。

(五十四) 厚生年金保険法(昭和十九年法律第十五号)及びこれに基く政令の定めるところにより、被保険者の資格及び標準報酬、保険給付に関する事務を行い、並びに被保険者の資格等に関する決定のため必要がある場合に適用事業所の事業主から文書その他の物件の提出を求め、又は職員をして適用事業所に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(五十五)中「船員保険法」を「船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)及びこれに基く政令」に改め、「金銭以外の報酬の価額を決定し、」の下に「標準報酬を定め、被保険者の資格の取得及び喪失並びに被保険者の種別の変更を承認し、」を加え、「その他主務大臣の委任を受けて被保険者の資格及び標準報酬等に関する事務並びに保険給付に関する事務を行うこと。」「及び保険給付に関する事務等を行い、並びに被保険者若しくは保険給付を受ける者から必要な報告を求め、又は職員をして被保険者若しくは被保険者であつた者の勤務場所に入立検査させる等監督上必要な措置を講ずること。」「に改める。

別表第三第一号(五十五)の二中「障害年金、」の下に「障害一時金、」を加え、「若しくは職員をして指定医療

昭和三十一年五月十六日 衆議院會議第五十号追録

機関について診療録等検査させ、又は診療報酬の支払を一時差し止めること。」「又は職員をして指定医療機関に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。』に改める。

別表第三第一号(五十五)の次に次のように加える。

五十五の三 戦傷病者戦没者遺族等援護法及びこれに基づく政令の定めるところにより、硫黄島島等に居住する戦傷病者に更生医療の給付を行い、及び補装具を支給し、又はこれを修理すること。(東京都知事に限る。)

五十五の四 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、未帰還者に関する留守家族手当、特別手当、葬祭料及び遺骨引取経費等の支給、指定医療機関に対する診療報酬の支払並びに療養費及び障害一時金の支給に関する事務を行い、並びに指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を審査し、診療報酬の額を決定し、並びに審査のため必要がある場合に指定医療機関の管理者から報告を求め、又は職員をして指定医療機関に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(五十七)を次のように改める。

五十七 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)の定めるところにより、公益事業に関する労働争議又は公益に著しい

障害を及ぼす労働争議について労働委員会に調停を請求する等の事務を行うこと。

別表第三第一号(五十七)の次に次のように加える。

五十七の二 地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)の定めるところにより、地方公営企業に関する労働争議について労働委員会に調停又は仲裁を請求する等の事務を行うこと。

五十七の三 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、労働金庫について、常務に従事する役員又は参事の兼職及び会員による総会の招集を認可し、労働金庫が認可事項を六月以内に実行しない場合においてやむを得ない事由があるときはこれを承認し、並びに労働金庫から必要な報告を求め、業務又は会計の状況を審査する等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(五十八)中「職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)の下に」及びこれに基づく政令を加え、「並びに監督者訓練に関する技術援助に関する事務を行うこと。」「工場、事業場等が行う監督者の訓練に対して技術援助を行い、並びに職業安定機関以外の者が行う労働者の募集を許可する等職業安定に関する事務を行うこと。』に改める。

別表第三第一号(五十九)を次のように改める。

五十九 失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村その他これに準ずるものに雇用される者を失業保険者の被保険者とし、その認定を行う等失業保険に関する事務を行うこと。

別表第三第一号(五十九)の二中「主務大臣の委任を受け、」を削り、「物価に關して報告を必要とする報告に、必要なる場所を臨検し、業務の状況等を検査させること。』を必要なる場所を臨検検査させること。』に改める。

別表第三第一号(六十二)の二中「昭和二十七年法律第百三十五号」を削る。

別表第三第一号(六十二)の三中「昭和二十七年法律第百三十四号」を削る。

別表第三第一号(六十二)の四中「昭和二十八年法律第十二号」を削る。

別表第三第一号(六十二)の五を次のように加える。

六十二の五 畑地農業改良促進法の定めるところにより、畑地区を指定し、及び畑地区についての農業改良計画を定め、これを主務大臣に提出すること。

別表第三第一号(六十五)中「防除計画を制定し、」の下に「及び」を加え、「報告し、並びに主務大臣の委任を受けて地方公共団体、農業者の組織する団体等に対する補助金の交付及び報告の徴収に関する事務を行うこと。』を報告すること。』に改める。

別表第三第一号(六十五)の二中「耕土培養計画」を「耕土培養事業計画」に改める。

別表第三第一号(六十七)中「農業災害補償法」の下に「昭和二十二年法律第百八十五号」を加え、「共済団体の業務又は会計の検査その他の監督に關する事務を行うこと。』を「共済団体から必要な報告を徴し、業務又は会計の状況を審査する等監督上必要な措置を講ずること。』に改める。

別表第三第一号(六十八)中「農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)の下に」及びこれに基づく政令を加え、「その業務又は会計を農業協同組合又は都道府県農業協同組合中央会から必要な報告を徴し、業務又は会計の状況に改める。

別表第三第一号(六十九)中「農業委員会法」を「農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)」に改め、「承認し、」の下に「これを

公告し、」を加え、「市町村の境界の変更の場合の農業委員会の特例を告示し、」を削り、「その他必要な協力をすること。』を「その他必要な協力をし、並びに代表者会議を招集し、その意見を都道府県農業会議に等申すべきことを求め、都道府県農業会議から必要な報告を徴し、業務又は会計の状況を審査する等監督上必要な措置を講ずること。』に改める。

別表第三第一号(七十)の次に次のように加える。

七十の二 自作農維持創設資金金融通法(昭和三十年法律第百六十五号)の定めるところにより、農業者が農林漁業金融公庫から資金の貸付を受けることにつき認定すること。

別表第三第一号(七十一)中「又は数人が共同して行う」を「又は共同の数人若しくは市町村が行う」に改め、「交換分合計画等を認可し、」の下に「主務大臣の命を受けて国営土地改良事業の工事の一部を行い、」を加える。

別表第三第一号(七十二)の次に次のように加える。

七十二の二 開拓融資保証法(昭和二十八年法律第九十一号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、開拓農業協同組合の指定に關する事務を行い、都道府県開拓融資保証協会について、仮理事を選任し、業務方法書の記載事項のうち保証に係る借入資金の種類及びその借入期間の最高限度並びに保証契約の締結及び変更に関する事項に係

るものの変更について認可し、並びに必要な報告を徴し、業務又は会計の状況を検査する等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号七十三中「免許及び登録」を「免許、登録及び業務の停止」に改める。

別表第三第一号七十三の次に次のように加える。

七十三の二 酪農振興法(昭和二十九年法律第八十二号)の定めるところにより、酪農振興計画を定め、集約酪農地域の指定を主務大臣に申請する等の事務を行い、酪農振興計画に基づき毎年度市町村別の自給飼料増産計画を定め、酪農事業施設の設置及び変更を承認し、生乳等取引契約に関する紛争についてあつせん委員をしてあつせんを行わせ、並びに生乳の生産者等から必要な報告を求め、又は職員をして事務所等に立入検査をさせる等監督上必要な措置を講ずること。

七十三の三 養蚕振興法(昭和三十年法律第八十号)の定めるところにより、養蚕業者の氏名、住所等の届出を受理し、及び他の都道府県の区域からの転飼を許可すること。

別表第三第一号七十四中「家畜人工授精所等について地方種畜検査委員をしてその構造、設備等を検査させ、又は種畜の精液を収去させる」を「種畜の飼養者等から必要な報告を求め、又は職員をして家畜人工授精所等に立入検査させる」に改め、

「免許の下に」及び「業務の停止」を加え、「及び」を「並びに」に改め、「開設の許可」の下に「及び使用の停止」を加える。

別表第三第一号七十五中「並びに牧野の害虫の駆除の指示をする」を「牧野の害虫の駆除の指示をし、並びに牧野の所有者等から必要な報告を求め、又は職員をして認可した牧野管理規程のある牧野若しくは保護牧野に立入検査させる」に改める。

別表第三第一号七十六中「取締を行い、蚕糸業を営もうとする者」を「取締及び蚕糸業の検査を行い、生繭売買業者又は蚕糸業を営もうとする者」に、「蚕糸業者若しくは蚕糸業会等に対してその業務等について報告させ、又はこれらの者を検査すること」を「蚕糸業者若しくは蚕糸業会等から必要な報告を求め、又は帳簿等を検査する等監督上必要な措置を講ずること」に改める。

別表第三第一号七十六の二中「事業に関する報告を求め、又は職員をして事務所等を臨検検査させること」を「必要な報告を求め、又は職員をして事務所等に臨検検査させる等監督上必要な措置を講ずること」に改める。

別表第三第一号七十七中「家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)の下に」及びこれに基づく政令を加え、「家畜の所有者に家畜の検査、注射等を命ずる」を「家畜の所有者に対して家畜の検査、注射等を受けるべきことを命じ、及び動物の所有者等から必要な報告を求め」に改める。

別表第三第一号七十八中「定めるところにより」の下に「職員をして獣医師の診療簿及び検査簿を検査させ」を加える。

別表第三第一号七十九中「装蹄師の氏名、住所等の届出の經由進達をする」を「装蹄師の免許の取消又は業務の停止の処分を必要と認めるときにその旨を主務大臣に具申すること」に改める。

別表第三第一号八十中「報告させ、又は書類及び帳簿の検査を行い」を「報告を求め、又は書類及び帳簿を検査し」に、「報告すること」を「報告する等の事務を行うこと」に改める。

別表第三第一号八十一の次に次のように加える。

八十一の二 食糧緊急措置令(昭和二十一年勅令第八十六号)の定めるところにより、主要食糧の取用に関する事務を行うこと。

別表第三第一号八十二中「農業倉庫業者についてその業務の執行若しくは財産の状況を検査し、又は事業の停止を命ずる」を「農業倉庫業者から必要な報告を求め、業務の執行又は財産の状況を検査する」に改める。

別表第三第一号八十三中「これらについて業務又は会計を必要と報告を徴し、業務又は会計の状況」に改める。

別表第三第一号八十五の次に次のように加える。

八十五の二 森林火災国営保険法(昭和十二年法律第二十五号)及

びこれに基づく政令の定めるところにより、保険契約の締結、損害の実地調査等に関する事務を行うこと。

別表第三第一号八十六中「森林害虫防除員をして森林又は貯水場等に立ち入らせ、若しくは検査させ、又は樹皮を収去させる」を「職員をして森林又は貯水場等に立入検査させる」に改める。

別表第三第一号八十七中「立ち入り、狩猟者等の所持する鳥獣等を検査させる」を「立入検査させる」に改める。

別表第三第一号八十八中「漁業法」の下に「昭和二十四年法律第二百六十七号」を加え、「職員をして漁場を検査させる」を「報告を求め、又は職員をして漁場等に立入検査させる」に改める。

別表第三第一号八十八の二を削る。

別表第三第一号八十九中「これらについて」を「水産業協同組合若しくは水産業協同組合共済会から必要な報告を求め」に改める。

別表第三第一号八十九の二を八十九の三とし、八十九の次に次のように加える。

八十九の二 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、漁業信用基金協会等から必要な報告を求め、業務又は財産の状況を検査する等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号九十中「並びにその業務若しくは財産の状況について報告を求め、又はこれらについて検査し、及び総会又は株主会の議決等を取り消す」を「及び漁船保険組合から必要な報告を求め、業務又は会計の状況を検査する」に改める。

別表第三第一号九十一中「立ち入らせ、又は漁船等を検査させる」を「立入検査させる」に改める。

別表第三第一号九十二中「昭和二十五年法律第三十七号」を削り、「主務大臣の委任を受けて」を「漁港修築事業の施行者に対して漁港修築事業の施行方法に關する必要な事項を指示し」に、「指定する等の事務を行うこと」を「指定し、及び漁港管理計画又は漁港管理規程の設定等を認可し、並びに漁港修築事業の施行者若しくは漁港管理者から必要な報告を求め、又は職員をして事業場等に立入検査させる等漁港の保全上必要な措置を講ずること」に改める。

別表第三第一号九十三中「事務を行うこと」を「事務を行い、並びに水産資源の保護増殖のために必要な規則を定め、又は水産資源の調査のため必要がある場合に漁業を営み若しくはこれに従事する者から報告を求め」に改める。

別表第三第一号九十三の二の次に次のように加える。

九十三の三 商工会議所法(昭和二十八年法律第四十三号)の定めるところにより、主務大臣が商工会議所の業務の一部の停止又は設立認可の取消の処分を

する場合に意見を述べること。

別表第三第一号九十四中「職員をして計量器の製造業者等についてその工場等に立ち入らせ、又は商品を取去させる」を「計量器の製造業者等から必要な報告を求め、又は職員をして工場等に立入検査させる」に改める。

別表第三第一号九十四の次に次のように加える。

九十四の二 武器等製造法(昭和二十八年法律第四十五号)の

定めるところにより、銃銃等の製造又は販売の事業、工場の移転等の許可に関する事務を行い、並びに銃銃等の製造設備及び保管設備について修理若しくは改造を命じ、銃銃等製造業者若しくは銃銃等販売業者から必要な報告を徴し、又は職員をして事業場に立入検査させる等取締上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号九十五中「火薬類取締法(昭和二十五年法律第四十九号)の下に「及びこれに基く政令」を加え、「立ち入らせ、又は火薬類を取去させる」を「立入検査させる」に改める。

別表第三第一号九十六中「職員をして製造業者の工場等に立ち入らせ、又は商品を取去させる」を「高圧ガスの製造業者等から必要な報告を求め、又は職員をして工場等に立入検査させる」に改める。

別表第三第一号九十七を次のように改める。

九十七 削除

別表第三第一号九十七の二中「農地又は農業用施設の復旧工事に關し

て報告を徴し、又は職員をして立入検査させる」を「鉱業権者等から必要な報告を徴し、又は職員をして石炭鉱業の事業場等に立入検査させる」に改める。

別表第三第一号九十七の三「電気及びガスに関する臨時措置に関する法律」を「電気に関する臨時措置に関する法律」に、「公益事業者」を「電気事業者」に改める。

別表第三第一号九十七の四を

九十七の五とし、九十七の三の次に次のように加える。

九十七の四 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)及びこれに基く政令の定めるところにより、ガス事業者が測量等のため他人の土地に立ち入ることを許可し、ガス事業者が行う導管の設備又は保守のための植物の伐採等及びこれに伴う損失の補償又は土地の立入に伴う損失の補償について当事者間に協議がととのわないとき、又は協議することができないときに裁定し、並びにガス事業者に対して導管の修理等を命ずる等の事務を行うこと。

別表第三第一号九十八を次のように改める。

九十八 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の定めるところにより、中小企業等協同組合又は都道府県中小企業等協同組合中央会の設立、定款の変更及び中小企業等協同組合の合併を認可し、並び

に中小企業等協同組合又は都道府県中小企業等協同組合中央会から必要な報告を徴し、業務又は会計の状況を調査する等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号九十九中「都道府県の区域内における信用協同組合の事業、定款の変更」を「信用協同組合等の」に、「業務に関する報告を徴し、監査書その他の書類帳簿の提出を命じ、又は職員をしてその業務又は財産の状況を調査させる等信用協同組合の監督」を「信用協同組合等から必要な報告、監査書その他の書類帳簿の提出を求め、業務又は財産の状況を調査する等監督」に改める。

別表第三第一号百から百二までを次のように改める。

(百) 信用保証協会法(昭和二十八年法律第九十六号)及びこれに基く政令の定めるところにより、信用保証協会について、仮理事を選任し、業務方法書の変更を認可し、事業報告書を受領し、及び信用保証協会から必要な報告を求め、又は職員をして事務所に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

(百一) 中小企業安定法(昭和二十七年法律第九十四号)及びこれに基く政令の定めるところにより、指定業種に属する事業を営む者等から必要な報告を徴し、又は職員をしてその事業所に立入検査させる等監督上必要な措置を講じ、及び調整規程又は総合調整計画の実施に關して主務大臣に意見を述べること。

(百二) 出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)及びこれに基く政令の定めるところにより、貸金業の届出を受理し、貸金業を行行者から必要な報告を徴し、又は職員をして貸金業を行行者の営業所等に立入調査させる等取締上必要な措置を講ずること。

(百三) 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)及びこれに基く政令の定めるところにより、自動車運送事業について、事業計画の変更の認可、事業用自動車の貸渡及び事業の休止の許可等の事務を行い、自動車運送事業について、工事施行の認可申請期間等の伸長、工事方法の変更等の認可、事業の休止の許可等の事務を行い、有償で自家用自動車を運送の用に供したとき等に自家用自動車の使用を制限し、又は禁止し、及び主務大臣又は陸運局長が自動車運送事業用自動車又は自家用自動車の使用を禁止したときに自動車登録番号標を領置し、並びに一般自動車道に關する測量等のための自動車運送事業者の他人の土地への立入又は他人の土地の一時使用の許可に関する事務等を行うこと。

別表第三第一号百三の三「邦人旅行あつた旋業者の登録」を「邦人旅行あつた旋業者の登録及び業務の停止」に、「旅行あつた旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しく

は登録を取り消す等の処分を行うこと」を「旅行あつた旋の料金の変更を命じ、並びに旅行あつた旋業者等から必要な報告を求めること」に改める。

別表第三第一号百四「免許」を「免許及び営業の停止」に改める。

別表第三第一号百五の次に次のように加える。

百五の二 船舶法(明治三十二年法律第四十六号)及びこれに基く政令の定めるところにより、総トン数二十トン未満の日本船舶の船籍及び小型漁船の積量の測定に關する事務を行うこと。

別表第三第一号百七を次のように改める。

(百七) 軌道法(大正十年法律第七十六号)及びこれに基く政令の定めるところにより、軌道における工事の工事方法の変更、使用期間が六月をこえない仮線の敷設の工事、軌道經營者の運輸の開始、運輸速度及び度数の決定等を認可し、並びに軌道經營者から書類帳簿等の提出を求め、又は職員をして軌道事業の状況若しくは会計等の状況を監査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号百八中「立入等を許可し」の下に「事業の用に供するための土地等の取得に關する関係当事者間の合意が成立するに至らなかつた場合のあつせんに關する事務を行い、及び」を加え、「関係人に対する通知等に關する事務を行うこと」を「土地所有者等に対する通知を行い、並びに義務者が土地等の引

地又は農業用施設の復旧工事に關し

渡等の義務を履行しない場合に代執行をする等の事務を行うこと。」に改める。

別表第三第一号(百八)の次に次のように加える。

(百八)の二 公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)の定めるところにより、日本電信電話公社が公衆電気通信業務の用に供する線路を設置するための他人の土地等の使用を認可し、その土地等の使用について協議をすることができず、又は協議がとれないときに裁定し、及び線路に関する工事の施行のための他人の土地等の一時使用、線路に障害を及ぼす場合等における植物の伐採又は移植の許可を行い、並びに土地の立入、伐採等による損失の補償について当事者間に協議をすることができず、又は協議がとれないときに裁定し、日本電信電話公社又は国際電信電話株式会社が多設する水底線路を保護するため必要があるときに保護区域内の水面に設定されている漁業権を取り消す等の事務を行うこと。

別表第三第一号(百九)中「建設業の登録を、建設業者の登録、営業の停止に、及び建設業者についてその財産若しくは工事施行の状況等の報告を、並びに建設業者に対して必要な指示等をし、若しくは必要な報告を、」を「立ち入らせ、若しくは検査させる。」を「立入検査させる。」に改める。

別表第三第一号(百十二)の次に次のように加える。

(百十二)の二 水害予防組合法(明治四十一年法律第五十号)の定めるところにより、水害予防組合又は水害予防組合連合の規約の設定又は改正の許可、水害予防組合又は水害予防組合連合の廃置分合等に関する事務を行い、及び水害予防組合又は水害予防組合連合の管理者を指定し、組合会の違法な議決等を取り消し、又は組合会の停会を命ずる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(百十五)中「道府県道の路線を認定し、」を削り、「第二百五十五条第二項の市を」「第二百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める。

別表第三第一号(百十六及び百十七)を次のように改める。

(百十六) 都市計画法(大正八年法律第三十六号)及びこれに基く政令の定めるところにより、主務大臣の指定により都市計画事業を執行し、及び特許を受けた者が行う都市計画事業の設計を認可する等の事務を行うこと。

(百十七) 土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)の定めるところにより、主務大臣の命を受けて自ら土地区画整理事業を施行し、土地区画整理組合の設立及び定款の変更、市町村又は市町村長の施行する土地区画整理事業の事業計画、個人施行者等の施行する土地区画整理事

業の換地計画等を認可し、土地区画整理事業の施行地区内の建築行為等を許可し、個人施行者等から必要な報告又は資料の提出を求め、事業又は会計の状況を検査する等監督上必要な措置を講じ、並びに土地区画整理組合等のした処分に対する訴願を裁決する等の事務を行うこと。

別表第三第一号(百十八)中「貸家組合及び同連合会並びに貸家組合及び同連合会の設立、定款の変更を認可する等の事務を行うこと。」を「貸家組合若しくは貸家組合連合会又は貸家組合若しくは貸家組合連合会について、設立及び定款の変更を認可し、並びに必要な報告を求め、又は職員をして貸家その他の場所に臨検検査させる等監督上必要な措置を講ずること。」に改める。

別表第三第一号(百十九)の二中「宅地建物取引業者の登録の下に、及び業務の停止」を加え、「又は業務の停止を命じ、登録を取り消す等の処分を行い、及びその業務について、」を「並びに宅地建物取引業者から」に改める。

別表第三第一号(百二十一)中「及び建築協定を認可し、及び建築物の所有者等から必要な報告を求め、又は職員をして建築物等に立入検査させる。」に改める。

別表第三第一号(百二十二)中「並びにその免許及び登録等に関する事務を行うこと。」を「その免許及び登録並びに建築士事務所登録等に関する事務を行い、並びに建築士事務所

の開設者若しくはこれを管理する建築士から必要な報告を求め、又は職員をして建築士事務所等に立入検査させること。」に改める。

別表第三第一号(百二十二)の二中「建設大臣を」「防衛住宅の建設の状況等について主務大臣」に改める。

別表第三第一号(百二十三)を次のように改める。

(百二十三) 建設機械抵当法(昭和二十九年法律第九十七号)及びこれに基く政令の定めるところにより、都道府県知事の登録を受けた建設業者の申請に係る建設機械に対する記号の打刻又は検認に関する事務を行うこと。

別表第三第一号(百二十四)中「私立大学以外の私立学校の教科用図書」の検定を行い(但し、当分の間、主務大臣が行う。を削る。

別表第三第一号(百二十四)の次に次のように加える。

(百二十四)の二 学校教育法及びこれに基く政令の定めるところにより、私立の学校(大学を除く。について学期を定め、及び私立の学校(大学を除く。が廃止されたとき必要な書類を保存すること。

別表第三第一号(百二十五)の次に次のように加える。

(百二十五)の二 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法(昭和二十九年法律第五十七号)の定めるところにより、私立の義務教育諸学校に勤務する教育職員が児童等に対して特定の政党を支持

持させる等の教育を行うことの教唆及びせしめ動の禁止規定に違反する場合に処罰を請求すること。

別表第三第一号(百二十六)の次に次のように加える。

(百二十六)の二 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十八号)及びこれに基く政令の定めるところにより、私立の高等学校に係る補助金交付申請書を審査し、必要な資料及び意見をつけて主務大臣に送付する等国が学校法人に対して交付する補助金の交付、返還等に関する事務を行うこと。

別表第三第一号に次のように加える。

(百二十八) 学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)及びこれに基く政令の定めるところにより、国が私立の小学校等の設置者に対して交付する学校給食の開設に必要な施設又は設備の補助金の交付、返還等に関する事務を行い、及び私立の小学校等の学校給食の実施の状況を調査し、又は必要な報告を求めること。

別表第三第二号(一)中「都道府県内のすべての学校の教科用図書の検定を行い(但し、当分の間、主務大臣が行う。を削り、「教育長代理を任命し、並びに教育委員会が設置されていない市町村の教育に関する事務を所管すること。」を「教育長代理を任命すること。」に改める。

別表第三第二号(二)中「学校教育法」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行うこと」に、「並びに公立の学校(大学を除く)について学期を定めること」に改める。

別表第三第二号(三)を次のように改める。

(三) 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の定めるところにより、市町村立学校の教育公務員並びに市町村教育委員会の教育長及び専門的教育職員の採用志願者名簿を作成すること。

別表第三第二号(四)中「並びに教育長及び指導主事」を削る。

別表第三第二号(四)の次に次のように加える。

(四) 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法の定めるところにより、都道府県立の義務教育諸学校(都にあつては、特別区立の義務教育諸学校を含む)に勤務する教育職員が児童等に対して特定の政党を支持させる等の教育を行うことの教唆及びせり動の禁止規定に違反する場合に処罰を請求すること。

別表第三第二号(五)の次に次のように加える。

(五) 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三十三号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村の教育委員会から送付された教材費国庫負担金の額の算定に用いる資料を調査し、意見をつけて主務大臣に送付すること。

(五) 公立学校施設費国庫負担法(昭和二十八年法律第二百四十七号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村に係る負担金交付申請書を審査し、必要な意見をつけて主務大臣に送付する等が市町村に対して交付する負担金の交付、返還等に関する事務を行い、及び市町村の公立学校施設の災害復旧事業等について実地検査を行い、報告を求め、又は必要な指示をする等市町村の公立学校施設の災害復旧事業等の監督に関する事務を行うこと。

(五) 危険校舎改築促進臨時措置法(昭和二十八年法律第二百四十八号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村に係る補助金交付申請書を審査し、必要な意見をつけて主務大臣に送付する等が市町村に対して交付する補助金の交付、返還等に関する事務を行うこと。

別表第三第二号(六)の次に次のように加える。

(六) 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村立の高等学校に係る補助金交付申請書を審査し、必要な資料及び意見をつけて主務大臣に送付する等が市町村に対して交付する補助金の交付、返還等に関する事務を行うこと。

(六) 学校図書館法及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村に係る負担金交付申請書を審査し、必要な資料及び意見をつけて主務大臣に送付する等が市町村に対して交付する負担金の交付、返還等に関する事務を行うこと。

(六) へき地教育振興法及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村に係る補助金交付申請書を審査し、必要な意見をつけて主務大臣に送付する等が市町村に対して交付する補助金の交付、返還等に関する事務を行うこと。

別表第三第二号(七)中「届出を受理し、」の下に「及び公民館の事業又は行為の停止を命ずべきことを市町村の教育委員会に対して勧告する等の事務を行い、」を加える。

別表第三第二号(七)の次に次のように加える。

(七) 青年学級振興法の定めるところにより、青年学級の開設、廃止又は終了の報告に関し必要な事項について教育委員会規則を制定し、及び主務大臣の求めに応じて、青年学級の開設、廃止又は終了に関して報告する等の事務を行うこと。

別表第三第二号(九)中「地方公共団体、日本赤十字社、民法第三十四条の法人又は宗教法人の設置する」を削る。

別表第三第二号(十一)中「重要文化財」の下に「及び重要民俗資料」を加える。

別表第三第二号(十三)の次に次のように加える。

(十三) 学校給食法及びこれに基づく政令の定めるところにより、国が市町村に対して交付する学校給食の開設に必要な施設又は設備の補助金の交付、返還等に関する事務を行い、及び公立の小学校等の学校給食の実施の状況を調査し、又は必要な報告を求めること。

別表第三第四号中「都道府県公安委員会」を「公安委員会」に改める。

別表第三第四号中「風俗営業を営もうとする者の許可」の下に「及び営業の停止」を加える。

別表第三第四号(二)中「定をし、」の下に「警察官たる司法警察員についての指定をし、」を加える。

別表第三第四号(四)中「質屋営業の許可」の下に「及び営業の停止」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

別表第三第四号(五)中「市場主になろうとする者の許可」の下に「及び営業の停止」を加える。

別表第三第四号(六)中「道路交通取締法(昭和二十二年法律第三十三号)を「道路交通取締法及びこれに基づく政令に改め、」危険防止その他の交通安全のため、道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は自動車若しくは軌道車の最高制限速度を定める等道路交通の規制を行い、並びに」を削る。

別表第四第一号(一)中「栄養指導員」を「職員」に「立ち入り、特殊栄養食

品を検査させ、又は収去させる」を「立入検査させる」に改める。

別表第四第一号(二)中「停止等を命ずること」を「停止等を命ずる等予防上必要な措置を講ずること」に改める。

別表第四第一号(二)中「汚染した家屋又は物件の処分を命ずる等の事務を行うこと」を「結核菌に汚染した物件の消毒、廃棄等を命じ、又は職員をして患者若しくはその死体がある場所等に立入検査させる等予防上必要な措置を講ずること」に改める。

別表第四第一号(三)を次のように改める。

(三) 削除

別表第四第一号(五)中「並びに」を「及び」に、「治療を受け、又は入院すべきことを命ずる等の事務を行うこと」を「治療を受けるべきことを命ずる等の事務を行い、並びに患者若しくはその保護者から必要な報告を求め、又は職員をして患者等の住所等に立入調査させる等性病の治療及び予防上必要な措置を講ずること」に改める。

別表第四第一号(六)中「健康診断等」を「健康診断、寄生虫病伝播の媒介となる物件の処分等」に改める。

別表第四第一号(六)の次に次のように加える。

(六) 清桶法の定めるところにより、尿浄化その旨の届出を受領し、並びに尿浄化その旨又は尿の処理が不完全であると認める場合にその管理者に対して当該施設の使用禁止、当該施設による尿の処理方法の改善その他必要な

措置を講ずべきことを命じ、及び職員をしてし尿浄化を又又はし尿消化をうのある土地又は建物に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。(保健所を設置する市の市長に限る。)

別表第四第一号(七)中「旅館業法の定めるところにより、」の下に「営業業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は」を加える。

別表第四第一号(八)中「興行場法の定めるところにより、」の下に「営業業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は」を加え、「興行場」を「営業施設の施設」に改める。

別表第四第一号(九)中「公衆浴場法の定めるところにより、」の下に「営業業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は」を加え、「公衆浴場」を「営業施設の施設」に改める。

別表第四第一号(十)中「理容師美容師法の定めるところにより、」の下に「理容所又は美容所の開設に関する届出を受理し、その構造設備について検査し、及び業務の停止又は閉鎖処分に関する事務を行い、並びに」を加える。

別表第四第一号(十二)中「墓地、埋葬等に関する法律の定めるところにより、」の下に「墓地等の施設の整備改善又はその使用の制限若しくは禁止を命じ、及び墓地等の管理者から必要な報告を求め、又は」を加える。

別表第四第一号(十三)中「飲食店営業等の許可に関する事務を行い、」を「飲食店営業等の許可及び営業の停止に関する事務(都道府県知事が行うものを除く)を行い、」に、必要な場合には営業業者等から報告を「営業業者等から必要な報告」に、「営業に使用する食品等を検査させ、」を削る。

り、「措置を講ずること」を「措置を講じ、並びに職員をして営業施設の等について監視又は指導を行わせること」に改める。

別表第四第一号(十三)の次に次のように改める。

十三の二 畜場法の定めるところにより、獣畜のと殺又は解体の検査を行い、その結果獣畜が疾病にかかり食用に供することができないと認めるとき等に当該獣畜のと殺又は解体を禁止する等の措置を講じ、並びにと畜場の設置者等から必要な報告を徴し、又は職員をしてと畜場に立入検査させ、及び当該と畜場の構造設備が基準に合致しなかつたとき等に設置者等に対してと畜場の施設の使用の制限又は停止を命ずる等の処分をすること。(保健所を設置する市の市長に限る。)

別表第四第一号(十四)中「職員をして、」を「職員をして、」に改め、

別表第四第一号(十五)中「狂犬病予防員を職員に、」を「狂犬病予防員を職員に、」に改め、

別表第四第一号(十六)中「管理者に對してを、」を「管理者に對してを、」に改め、

別表第四第一号(十六)の次に次のように加える。

とすることにより、施設の使用の制限若しくは禁止又は修繕若しくは改造を命じ、及び施設者から必要な報告を求め、又は職員をして施設所に立入検査させる等衛生上必要な措置を講ずること。(保健所を設置する市の市長に限る。)

十六の三 齒科技工法の定めるところにより、齒科技工所の開設者等から必要な報告を求め、又は職員をして齒科技工所に立入検査させること。(保健所を設置する市の市長に限る。)

別表第四第一号(十七)中「第二百五十五條第二項の市を、」を「第二百五十五條第二項の市を、」に改める。

別表第四第一号(十九)中「児童を保育所に入所させ、及び児童福祉施設等に要する費用を、」及び入所して妊産婦等に要する費用に、「当該児童等を」を当該妊産婦等に改める。

別表第四第一号(二十)中「二級国道」を「その区域内に存する二級国道に、」を「第二百五十五條第二項の市を、」第二百五十二條の十九第一項の指定都市に改める。

別表第四第二号(一)の二を次のように改める。

別表第四第二号(一)の二の次に次のように加える。

調査の成果の写を保管し、及び一般の閲覧に供すること。

別表第四第二号(七)中「外国人登録法の下に、」及びこれに基く政令を加え、「その他外国人の登録に関する事務」を「指紋を押させることその他外国人の登録に関する事務」に改める。

別表第四第二号(九)を次のように改める。

(九) 伝染病予防法の定めるところにより、伝染病に汚染し、又は汚染した疑のある家の清潔方法及び消毒方法の施行を指示し、患者を収容し、患者又は死体の移動、汚染物件の使用、投与その他の処分、患者の死体の二十四時間内の埋葬等を認可し、並びに清潔方法及び消毒方法の代執行等を行うこと。

別表第三第二号(十)を次のように改める。

(十) 削除

別表第四第二号(十二)を次のように改める。

別表第四第二号(二十四)中「及び児童を保育所に入所させること。」を「並びに児童を保育所に入所させ、及び入所した児童に要する費用の徴収について当該児童又はその扶養義務者の負担能力を認定すること。」に改める。

別表第四第二号(二十五)を削り、

(二十四)の二を(二十五)とし、(二十四)の次に次のように加える。

(二十四)の二 児童福祉法の定めるところにより、妊産婦等を助産施設又は母子寮に入所させ、及び入所した妊産婦等に要する費用の徴収について当該妊産婦等又はその扶養義務者の負担能力を認定すること。(福祉事務所を管理する町村長に限る。)

(二十四)の三 日雇労働者健康保険法及びこれに基く政令の定めるところにより、主務大臣が指定する市町村に居住する被保険者又は被保険者であつた者に係る日雇労働者健康保険被保険者手帳の交付及び受給資格証明書の交付に関する事務を行うこと。

別表第四第二号(二十七)中「(積雪寒冷地帯に指定された市町村の市町村長に限る。)」を削る。

別表第四第二号(二十七)の二中「(急傾斜地帯に指定された区域を含む市町村の市町村長に限る。)」を削る。

昭和三十一年五月十六日 衆議院會議録第五十号追録

別表第四第二号中(二十七)の四を(二十七)の五とし、(二十七)の三の次に次のように加える。

(二十七)の四 畑地農業改良促進法の定めるところにより、農業委員会及びかんがい施設を管理する者と協議して畑地区域についての農業改良計画を定め、これを都道府県知事に提出すること。

別表第四第二号(二十八)の二の次に次のように加える。

(二十八)の三 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和三十一年法律第三十六号)の定めるところにより、被害農林漁業者及びその損失額を認定すること。

別表第四第二号(二十九)中「農業委員会法」を「農業委員会等に関する法律」に、「選任委員の解任を農業委員会、選任委員の解任を農業委員会、選任委員の解任をその推薦団体又は議会から」に改める。

別表第四第二号(三十四)中「家畜伝染病予防法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「受理し、及び」を受

理し、その旨を都道府県知事等に報告し、及び届出をした者から請求があつたとき届出を受けた旨の証明書を送付し、並びに」に改める。

別表第四第二号(三十七)中「定期検査に関する事務を行うこと」を「定期検査を実施し、及び計量器の製造事業者等から必要な報告を求め、又は職員をして工場等に立入検査させる等計量器の取締上必要な措置を講ずること」に改める。

別表第四第二号(三十七)の二の次に次のように加える。

(三十七)の三 信用保証協会法及びこれに基く政令の定めるところにより、信用保証協会について、仮理事を選任し、業務方法書の変更を認可し、事業報告書を受理し、及び信用保証協会から必要な報告を求め、又は職員をして事務所等に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第四第二号(四十一)の次に次のように加える。

(四十一)の二 船員法(昭和二十二年法律第百号)及びこれに基く

政令の定めるところにより、航行に関する報告の受理、雇入契約の公認、船員手帳(外国人に係るものを除く)の交付、訂正、書換及び返還並びに年齢十八年未満の者の船員手帳についての認証に関する事務を行うこと。(主務大臣の指定する市町村長に限る。)

別表第四第二号(四十三)中「土地の一時使用を許可すること」を「土地の一時使用を許可する等の事務を行うこと」に改める。

別表第四第二号(四十三)の次に次のように加える。

(四十三)の二 公衆電気通信法の定めるところにより、日本電信電話公社の土地等の使用等について都道府県知事から送付された規定の申請書の写を公衆の縦覧に供する等の事務を行い、及び日本電信電話公社から受けた線路に関する測量又は実地調査のため他人の土地へ立ち入る旨の通知を公告すること。

別表第四第二号(四十七)を次のように改める。

(四十七) 削除

別表第四第二号(四十八)中「都市計画及び都市計画事業の執行に関する事務を行うこと」を「都市計画事業を執行すること」に改める。

別表第四第二号(四十九)を次のように改める。

(四十九) 土地区画整理法の定めるところにより、主務大臣の命を受けて自ら土地区画整理事業を施行し、土地区画整理組合の施行する土地区画整理事業の施行地区となるべき区域を公告し、個人施行者等の測量及び調査のための土地の立入等を認可し、並びに個人施行者等から必要な報告又は資料の提出を求める等の事務を行うこと。

別表第四第二号(五十)中「及びこれに基く政令」を削り、「及び建築協定を認可する」を並びに建築協定を認可し、及び建築物の所有者等から必要な報告を求め、又は職員をして建築物等に立入検査させること」に改め、並びに取用委員会の裁決の申請に対する意見書を提出すること」を削る。

別表第四第二号中(五十一)から(五十二)までを削る。

別表第四第三号(一)中「学校教育法の定めるところにより、」を「学校教育法及びこれに基く政令の定めるところにより、学齢簿の編製、入学期日の通知、就学すべき学校の指導、出席の督促その他就学義務に関し必要な事務を行い、及び」に改める。

別表第四第三号(二)中「教育長及び指導主事の人物、学力、実務及び身体に関する証明書を発行し、並びに」を削る。

別表第四第三号(二)の次に次のように加える。

(二)の二 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法の定めるところにより、市町村立の義務教育諸学校に勤務する教育職員が児童等に対して特定の政党を支持させる等の教育を行うことの教唆及びせん動の禁止規定に違反する場合に処罰を請求すること。

別表第五第一号の表中

家畜保健衛生所

家畜保健衛生所法第三条の規定による家畜の伝染病の予防、家畜の試験及び検査等に関する事務

条例で定める区域による

別表第五第二号の表所管区域の欄中「第百五十五条第二項の市」を「第百五十二條の十九第一項の指定都市」に改める。

家畜保健衛生所	家畜保健衛生所法第三条の規定による家畜の伝染病の予防、家畜の試験及び検査等に関する事務
家畜保健衛生所	家畜保健衛生所法第十五条の規定による畜の品位の検定に関する事務
家畜保健衛生所	都道府県に定める区域による
家畜保健衛生所	都道府県に定める区域による
家畜保健衛生所	都道府県に定める区域による

別表第六第一号の表都道府県の部中

伝染病予防法	伝染病予防法施行令(昭和二十五年政令第百二十号)の定めるところによる
食品衛生監視員	食品衛生法第十九条第四項の定めるところによる
屠畜検査員	屠畜法第四条第二第三項の定めるところによる

を

昭和三十一年五月十六日 衆議院會議第五十号追録

伝染病予防法第十六条ノ第二項の吏員	伝染病予防法施行令(昭和二十五年政令第百二十号)第七條第三項の定めるところによる。
環境衛生指導員	清掃法施行令(昭和二十九年政令第百八十三号)第五條の定めるところによる。
食品衛生監視員	食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第百二十号)第四條の定めるところによる。
と畜検査員	と畜場法施行令(昭和二十八年政令第百十六号)第七條の定めるところによる。
薬事監視員	薬事法施行令(昭和二十八年政令第百三十号)第六條の定めるところによる。
麻薬取締員	麻薬取締法施行令(昭和二十八年政令第百五十七号)第二條の定めるところによる。
民生委員の指導訓練に従事する吏員	民生委員法第十九條第二項の定めるところによる。
母子相談員 農業改良研究員 専門技術員 改良普及員	農業改良研究員、専門技術員及び改良普及員の任用資格を定める政令(昭和二十七年政令第百四十八号)の定めるところによる。

に、
薬事監視員
薬事法第五十條第三項の定めるところによる。

に、
麻薬取締員
麻薬取締法第五十四條第三項及び第四項の定めるところによる。

に、
民生委員の指導訓練に従事する吏員
民生委員法第十六條第二項の定めるところによる。

に、
母子相談員

に改める。

別表第六第一号の表市町村の部中

栄養指導員	栄養改善法第九條第三項の定めるところによる。	保健所を設けずる市
伝染病予防法第十六条ノ第二項の吏員	伝染病予防法施行令の定めるところによる。	人口一万人以上の市町村
食品衛生監視員	食品衛生法第十九條第四項の定めるところによる。	
屠畜検査員	屠畜法第四條ノ第二第三項の定めるところによる。	保健所を設けずる市
狂犬病予防員	狂犬病予防法第三條第一項の定めるところによる。	
医療監視員	医療法第二十六條第三項の定めるところによる。	

別表第六第二号の表都道府県の部中

栄養指導員	栄養改善法第九條第三項の定めるところによる。	保健所を設けずる市
伝染病予防法第十六条ノ第二項の吏員	伝染病予防法施行令第七條第三項の定めるところによる。	
環境衛生指導員	清掃法施行令第五條の定めるところによる。	
食品衛生監視員	食品衛生法施行令第四條の定めるところによる。	に改める。
と畜検査員	と畜場法施行令第七條の定めるところによる。	
狂犬病予防員	狂犬病予防法第三條第一項の定めるところによる。	
医療監視員	医療法第二十六條第三項の定めるところによる。	
教育長	教育委員会法第四十一條第二項の定めるところによる。	
指導主事	教育職員免許法第三條第一項の定めるところによる。	

を

を

昭和三十一年五月十六日 衆議院會議錄第五十号追録

指導主事	教育長
教育公務員特例法第十六 条第四項並びに教育職員 免許法の一部を改正する 法律の施行に伴う関係法 律の整理に関する法律附 則第四項及び第五項の定 めるところによる。	教育公務員特例法第十六 条第三項並びに教育職員 免許法の一部を改正する 法律の施行に伴う関係法 律の整理に関する法律附 則第三項及び第五項の定 めるところによる。

別表第六第二号の表市町村の部中

養護教諭	教諭	校長	教育公務員特例法第十三 条第三項並びに教育職員 免許法の一部を改正する 法律の施行に伴う関係法 律の整理に關する法律附 則第二項及び第五項の定 めるところによる。
			教育職員免許法第三条第 一項の定めるところによ る。

指導主事	教育長
教育公務員特例法第十六 条第四項並びに教育職員 免許法の施行に伴う関係法 律の施行に伴う関係法 律の整理に關する法律附 則第四項及び第五項の定 めるところによる。	教育公務員特例法第十六 条第三項並びに教育職員 免許法の一部を改正する 法律の施行に伴う関係法 律の整理に關する法律 (昭和二十九年法律第百 五十九号)附則第三項及 び第五項の定めるところ による。

12

校長	教諭	養護教諭
教育職員免許法第三條第一項の定めるところによる。		

॥

に改める。

校長	教諭	差護教諭
教育職員免許法第三条第三項の定めるところによる。		

子

[illegible]

保健所運営 協議会	温泉審議会
保健所法（昭和二十二年法律第百一号）第六十二条第一項の規定による保健所の所管区域内の公衆衛生に及び当該保健所の運営に関する事項の審議に関する事務	温泉法第十九条第二項並びに第二十条の規定による温泉及びこれに関する行政に関する調査審議並びに温泉に関する都道府県知事の処分に関する意見の答申に関する事務

別表第七第一号の表中

校長	教育公務員特例法第十三条第三項並びに教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に關する法律附則第二項及び第五項の定めるところによる。
教諭	教育職員免許法第三条第一項の定めるところによる。
養護教諭	

に

地方社会保険医療協議会
社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に關する法律（昭和二十五年法律第四十七号）第三條第二項の規定による保険医及び保険薬剤師並びに医療担当者に對する適切な保険診療の指導に關する事項の審議及び勧告に關する事務

を

に

あん摩、はりきゅう、柔道整復地方審議会	あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法第十三条第三項の規定によるあん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師の試験これらの者の業務に関する都道府県知事の指示、処分等に関する事務
---------------------	--

が

温泉審議会

温泉法第十九条第二項並びに第二十条の規定による温泉及びこれに関する行政に関する調査審議並びに温泉に関する都道府県知事の処分に関する意見の答申に関する事務

昭和三十一年五月十六日 衆議院會議録第五十号追録

改める。

別表第七第二号の表中

市町村長

民生委員推薦会

民生委員法第五條第二項の規定による民生委員の推薦を受ける者の推薦

を

都道府県教育委員会	地方教育審議会	産業教育振興法第二條の規定による産業教育に関する重要事項の調査審議及び都道府県教育委員会に對する事務
-----------	---------	--

を

都道府県教育委員会	地方教育審議会	産業教育振興法第二條の規定による産業教育に関する重要事項の調査審議及び都道府県教育委員会に對する事務	主務大臣の指定する都道府県知事	土地整理審議会	漁港管理会
-----------	---------	--	-----------------	---------	-------

に

地方社会保険医療協議会	社会保険審議会及び社会保険医療協議会(昭和二十五年法律第四十七号)第十三條第二項の規定による保険医及び保険薬剤師並びに医療担当者の指導に關する事項の審議及び勧告に關する事務
-------------	--

に改め、

補償審査会

特別都市計画法第十八條第二項の規定による特別都市計画に關する補償金の決定に關する事務

を削り、

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(法律の廃止)

2 五大都市行政監督に關する法律(大正十一年法律第一号)は、廃止する。

(開会中の議会及び招集告示の定められている議会の開行の経過措置)

3 この法律の施行の際現に開会中の地方公共団体の議会又は改正前の地方自治法(以下「旧法」という。第百一条第二項の規定により招集の告示がなされている議会については、地方公共団体の議会に關する改正後の地方自治法(以下「新

法」という。)の規定にかかわらず、その会期中に限り、なお、従前の例による。

4 この法律の施行の際現に地方公共団体の議会の議員、教育委員会の委員、選挙管理委員、人事委員会の委員、公安委員会の委員、地方

労働委員会、取用委員会の委員、海区漁業調整委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員、監査委員、固定資産評価審査委員会の委員又は農業委員会の委員の職にある者については、新法第九十二條の二及び第百八十條の五第七項の規定(これらの規定を適用し、又は準用する場合を含む。

都道府県知事の指定する市町村長	都道府県知事の指定する市町村長	主務大臣の指定する市町村長	建築主事を置く市町村長
漁港管理会	水防協議会	土地整理審議会	建築審査会
漁港法第二十七條の規定による漁港管理計画の制定その他の漁港の維持管理に關する重要事項の調査審議に關する事務	水防法第二十六條第一項及び第二項の規定による水防計画その他の水防に關する重要事項の調査審議及び関係機関に對する意見の陳述に關する事務	土地整理法第七十條第三項の規定による土地整理事業に關する換地計画、仮換地の指定、減価補償金の交付及び保留地の処分に關する事項の調査審議に關する事務	建築基準法第七十八條の規定による特定行政庁又は建築主事の処分に對する異議の申立の裁定及び壁面線の指定等に對する同意並びに同法の施行に關する重要事項の調査審議に關する事務

に改める。

市長	民生委員推薦会	民生委員法第五條第二項の規定による民生委員の推薦を受ける者の推薦に關する事務
保健所の設置を所する市長	保健所協議会	保健所法第六條第一項の保健所の設置に關する事務

に、

都道府県知事の指定する市町村長	水防協議会	水防法第二十六條第一項及び第二項の規定による水防計画その他の水防に關する重要事項の調査審議及び関係機関に對する意見の陳述に關する事務
主務大臣の指定する市町村長	補償審査会	特別都市計画法第十八條第二項の規定による特別都市計画に關する補償金の決定に關する事務

を

昭和三十一年五月十六日 衆議院會議録第五十号追録

(都道府県の局部等に関する経過措置)

5 この法律の施行の際現に新法第百五十八条第一項の規定による局部の数をこえて置いている都道府県の局部(室その他これに準ずる組織を含む。以下同じ。)をこの法律の施行後も引き続き存置しうとするときは、都道府県知事は、この法律の施行の日から起算して三月以内にその存置について内閣総理大臣に協議しなければならない。

6 前項に規定する期間内に同項の協議がとれないときは、都道府県知事は、この法律の施行の日から起算して六月以内に当該都道府県の局部の数を減少する措置を講じなければならない。

(監査委員の任期等に関する経過措置)

7 この法律の施行の際現に在職する監査委員の任期は、新法第百九十七条本文の規定にかかわらず、なお、従前の例によるものとし、これらの者については、新法第百九十八条の二の規定は適用しない。

(契約の方法に関する経過措置)

8 この法律の施行後新法第二百四十三条第一項ただし書の規定による条例が制定施行されるまでの間は、同条同項に規定する契約の方法については、なお、従前の例による。

(指定都市への事務引継に伴う経過措置)

9 この法律施行の際現に新法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)のあ

る都道府県又は当該都道府県知事若しくは当該都道府県の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務で、新法第二百五十二条の十九第一項の規定により指定都市の区域内について指定都市又は指定都市の市長若しくは指定都市の委員会その他の機関のみが処理し、又は管理し、及び執行することとなるものについては、当該都道府県又は当該都道府県知事若しくは当該都道府県の委員会その他の機関は、政令で特別の定をする場合のほか、この法律の施行の日から起算して六月以内に指定都市又は指定都市の市長若しくは指定都市の委員会その他の機関に引き継がなければならない。

10 前項に規定する事務に従事している都道府県の職員で政令で定める基準によりもつぱら指定都市の区域内に係る同項の事務に従事していると認められるものは、同項の規定による事務の引継とともに、都道府県において正式任用されていた者にあつては、引き続き指定都市の相当の職員に正式任用され、都道府県において条件附採用期間中であつた者にあつては、引き続き条件附で指定都市の相当の職員となるものとする。この場合において、その者の指定都市における条件附採用の期間には、その者の都道府県における条件附採用の期間を通算するものとする。

11 前項の規定により指定都市の職員となる者が受けるべき給料の額が、指定都市の職員となる際その者が従前都道府県において受けて

いた給料の額に達しないこととなる場合においては、その調整のため、指定都市は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、手当を支給するものとする。

12 附則第十項の規定により指定都市の職員となる者は、政令で定めるところにより、その選択によつて、都道府県の退職手当を受け、又は受けないことができるものとし、指定都市は、都道府県の退職手当を受けない者について、その者が都道府県の職員として在職した期間を当該指定都市の職員としての在職期間に通算する措置を講ずるものとする。

13 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七号)附則第十條の規定の適用又は準用を受ける者が附則第十條の規定により指定都市の職員となつた場合において、その職員が新法第二百五十二条の十九第一項各号に掲げる事務に従事する間に限り、これに恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七号)附則第十條の規定を準用する。この場合においては、同条第三項中「俸給を支給する都道府県」とあるのは「俸給を支給する地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を包括する都道府県」と、同条第四項中「都道府県」とあるのは「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市」と、「国庫」とあるのは「国庫又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を包括する都道府県」と、「歳入徴収官」とあるのは「歳入徴収官又は地方自治法第二百五十二条の

十九第一項の指定都市を包括する都道府県の出納長」と読み替えるものとする。

14 前項の規定に該当する場合を除くほか、都道府県の職員が附則第十條の規定により引き続き指定都市の職員となつた場合(その者が引き続き都道府県の職員となり、更に引き続き指定都市の職員となつた場合を含む。)におけるその者の退職年金又は退職一時金の支給に関するその者の在職期間については、都道府県及び指定都市は、相互にその者の在職期間を通算する措置を講ずるものとする。

15 前六項に規定するもののほか、新法第二百五十二条の十九第一項に掲げる事務の指定都市又は指定都市の市長若しくは指定都市の委員会その他の機関への引継に伴う必要な経過措置は、政令で定める。

(争訟に関する経過措置)

16 この法律の施行の際現に旧法の規定により提起されている地方公共団体又はその機関の行為に係る争訟については、なお、従前の例による。

(政令への委任)

17 前各項に定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

地方自治法の一部を改正する法律案に対する修正案
地方自治法の一部を改正する法律案に対する修正案
地方自治法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
案の一部を次のように修正する。
第二百三十三条第一項の次に加えられ

る改正規定に次のただし書を加える。
但し、条例で特別の定をした場合は、この限りでない。

第二百四十四条第一項の次に加えられる改正規定中「石炭手当」の下に「薪炭手当」を加える。
附則第一項に次のただし書を加える。

ただし、第二百四十四条第一項の次に一項を加える改正規定中新炭手当に係る部分は、国家公務員に対して薪炭手当を支給することを定める法律が施行される日から施行する。

附則第三項中「この法律」の下に「(附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。)」を加える。
附則に次の一項を加える。

(地方自治法の一部を改正する法律の一部改正)

18 地方自治法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

附則第三條に次のただし書を加える。

但し、造林を目的とする土地の使用の許可は、この法律施行の際現にその土地の上に生育している造林に係る立木がその時まで(昭和二十六年法律第二百四十九号)第七條第四項第四号の適正伐期齢以上の齢級に達していない場合においては、その立木が生育している土地の区域については、その連する時まで(その以前にその主伐が完了したときはその時まで)は、その効力を失わない。

昭和三十一年五月十六日 衆議院會議録第五十号追録

二四

第十五条に次の二項を加える。

3 各大臣は、主任の事務について、地方自治法第二百四十六条の二の規定により、普通地方公共団体又はその長に對し、その事務の処理又は管理及び執行について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずるよう内閣総理大臣に請求を行うことができる。

4 内閣総理大臣は、前項の規定により各大臣が行つた請求に基いて必要な措置を講ずることができ。

(興行場法の一部改正)

第十三条 興行場法(昭和二十三年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

第七条の二 この法律に別段の定めがあるものの外、この法律中郡道府県が処理することとされている事務又は郡道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下本条中「指定都市」という。)においては、政令の定めるところにより、指定都市が処理し、又は指定都市の長が行うものとする。

第十四条 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

第九条の二 この法律に別段の定めがあるものの外、この法律中郡道府県が処理することとされている事務又は郡道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下本条中「指定都市」という。)においては、政令の定めるところにより、指定都市が処理し、又は指定都市の長が行うものとする。

第十五条 公衆浴場法(昭和二十三年法律第百三十九号)の一部を次のように改正する。

第十四条 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

は、政令の定めるところにより、指定都市が処理し、又は指定都市の長が行うものとする。

この場合においては、この法律中郡道府県又は郡道府県知事に關する規定は、指定都市又は指定都市の長に關する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

(民生委員法の一部改正)

第十六条 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)の一部を次のように改正する。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条 この法律中郡道府県が処理することとされている事務又は郡道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下本条中「指定都市」という。)においては、政令の定めるところにより、指定都市が処理し、又は指定都市の長が行うものとする。

この場合においては、この法律中郡道府県又は郡道府県知事に關する規定は、指定都市又は指定都市の長に關する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

第十七条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第一項中「若しくは特別市及び」又は特別市の市長を削り、同条第二項中「又は特別市の市長」を削る。

第十八条 屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

第八条の二 この法律中郡道府県が処理することとされている事務又は郡道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下本条中「指定都市」という。)においては、政令の定めるところにより、指定都市が処理し、又は指定都市の長が行うものとする。

この場合においては、この法律中郡道府県又は郡道府県知事に關する規定は、指定都市又は指定都市の長に關する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

第十九条 農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律(昭和二十四年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第五條中「又は特別市及び」又は特別市の市長を削る。

第二十条 簡易郵便局法(昭和二十四年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「第二條第二項及び第四項」を「第二條第二項及び」

第二十一條 漁業法(昭和二十四年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

第九十二條第一項第二号中「第九十九條又は第百三條第二項若しくは第四項」を「第九十九條、第百三條第二項若しくは第四項又は第百四條」に改める。

第九十四條中「及び第百四條」を削る。

第九十七條中「郡道府県又は特別市」を「郡道府県又は特別市又は特別市の市長」に改め、

第九項に改め、「第二百六十四條第一項及び第二項」を削り、「第二百八十一條第二項及び第三項」を「第二百八十一條第二項」に改める。

第二十一條 漁業法(昭和二十四年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

第九十二條第一項第二号中「第九十九條又は第百三條第二項若しくは第四項」を「第九十九條、第百三條第二項若しくは第四項又は第百四條」に改める。

第九十四條中「及び第百四條」を削る。

第九十七條中「郡道府県又は特別市」を「郡道府県又は特別市又は特別市の市長」に改め、

第二十二條 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第九條の二第四項中「第百五十五條第二項の市」を「第百五十二條の十九第一項の指定都市」に改める。

第四十三條の二の次に次の一条を加える。

(大都市の特例)

第四十三條の三 この法律中郡道府県が処理することとされている事務又は郡道府県知事その他

府県が処理することとされている事務又は郡道府県知事その他

府県が処理することとされている事務又は郡道府県知事その他

府県が処理することとされている事務又は郡道府県知事その他

府県が処理することとされている事務又は郡道府県知事その他

府県が処理することとされている事務又は郡道府県知事その他

府県が処理することとされている事務又は郡道府県知事その他

府県が処理することとされている事務又は郡道府県知事その他

府県が処理することとされている事務又は郡道府県知事その他

府県が処理することとされている事務又は郡道府県知事その他

府県が処理することとされている事務又は郡道府県知事その他

府県が処理することとされている事務又は郡道府県知事その他

府県が処理することとされている事務又は郡道府県知事その他

の都道府県の機関若しくは職員
の権限に属するものとされてい
る事務で政令で定めるものは、
地方自治法第二百五十二條の十
九第一項の指定都市（以下本条
中「指定都市」という。）におい
ては、政令で定めるところによ
り、指定都市が処理し、又は指
定都市の長その他の機関若しく
は職員が行うものとする。この
場合においては、この法律中都
道府県又は都道府県知事その他
の都道府県の機関若しくは職員
に関する規定は、指定都市又は
指定都市の長その他の機関若し
くは職員に関する規定として指
定都市又は指定都市の長その他
の機関若しくは職員に適用があ
るものとする。

（公職選挙法の一部改正）

第二十三條 公職選挙法（昭和二十
五年法律第百号）の一部を次のよ
うに改正する。

目次中「第百四條（請負等をやめ
ない場合の長の当選人の失格）」を

「第百四條（請負等をやめない場合
の地方公共団体の議会の議員又は
長の当選人の失格）」に、「第二百六
十五條（特別市の特例）」を「第二
百六十五條 削除」に改める。

第十五條第五項、第三十三條第
八項第二号及び第三十四條第六項

第二号中「第百五十五條第二項（区
を設ける指定市）」を「第二百五十
二條の十九第一項（指定都市）」に
改める。

第九十七條第一項中「長の当選
人」を「地方公共団体の議会の議員
又は長の当選人」に改める。

第百四條の見出し中「長の当選 人」を「地方公共団体の議会の議員 又は長の当選人」に改め、同条中

「地方公共団体の長」を「地方公共
団体の議会の議員又は長」に、「第
百四十二條（長が請負人等となる
ことの禁止）」を「第九十二條の二
（議員が請負人等となることの禁
止）又は第百四十二條（長が請負人
等となることの禁止）」に改める。

第九十九條第三号中「長の当選人」
を「地方公共団体の議会の議員又
は長の当選人」に改める。

第百四十一條第一項第一号、第
百四十二條第一項第六号、第百四
十四條第一項第四号及び第百六十
二條の二第一項中「第百五十五條第
二項（区を設ける指定市）」を「第
二百五十二條の十九第一項（指定都
市）」に改める。

第二百六十五條を次のように改
める。

第二百六十五條 削除

第二百六十七條第一項中「及び
特別市」を削る。

第二百六十八條中「特別市若し
くは」を削る。

第二百六十九條中「第百五十五
條第二項（区を設ける指定市）」を
「第二百五十二條の十九第一項（指
定都市）」に改める。

（生活保護法の一部改正）

第二十四條 生活保護法（昭和二十
五年法律第百四十四号）の一部を
次のように改正する。

第八十四條の次に次の一条を加
える。

（大都市の特例）

第八十四條の二 この法律中都道
府県が処理することとされている
事務又は都道府県知事の権限
に属するものとされている事務
で政令で定めるものは、地方自
治法（昭和二十二年法律第六十
七号）第二百五十二條の十九第
一項の指定都市（以下本条中「指
定都市」という。）においては、
政令の定めるところにより、指
定都市が処理し、又は指定都市
の長が行うものとする。この場
合においては、この法律中都道
府県又は都道府県知事に関する
規定は、指定都市又は指定都市
の長に関する規定として指定都
市又は指定都市の長に適用があ
るものとする。

（予算執行職員等の責任に関する
法律の一部改正）

第二十五條 予算執行職員等の責任
に関する法律（昭和二十五年法律
第百七十二号）の一部を次のよう
に改正する。

第二條第一項第七号中「都道府
県又は特別市の長又は」を「都道府
県知事又は都道府県の」に改め
る。

第四條第二項中「都道府県又は
特別市の職員」を「都道府県の職
員」に、「都道府県又は特別市の
長」を「都道府県知事」に改める。

第六條第五項及び第八條第一項
中「又は特別市」を削る。

（建築基準法の一部改正）

第二十六條 建築基準法（昭和二十
五年法律第二百一十一号）の一部を次
のよう改正する。

目次中「第九十七條」を「第九十
七條の二」に改める。

第二條第二十一号に次のただし
書を加える。

但し、第九十七條の二第二項
の指定都市の区域については、
同条第三項の規定により指定都
市の長が行うこととなる事務に
関する限り、当該指定都市の長
をもつて特定行政庁とみなし、
指定都市の長が行わないことと
される事務については、都道府
県知事を特定行政庁とみなす。

第十六條中「建築主事を置く市
町村の長」の下に「（第九十七條の
二第一項の規定により建築主事を
置く同条同項の指定都市の長を含
む。）」を加える。

第九章中第九十七條の次に次の
一条を加える。

（大都市の特例）

第九十七條の二 地方自治法第二
百五十二條の十九第一項の指定
都市（以下本条中「指定都市」と
いう。）においては、第四條第一
項の規定による外、指定都市の
長の指揮監督の下に、この法律
中建築主事の権限に属するもの
とされている事務で政令で定め
るものをつかさどらせるため
に、建築主事を置くことができる。
この場合においては、この
法律中建築主事に関する規定
は、指定都市が置く建築主事に
適用があるものとする。

2 前項の規定は、指定都市に置
かれる建築主事の権限に属しな
い指定都市の区域における事務
をつかさどらせるために、都道

府県が都道府県知事の指揮監督
の下に建築主事を置くことを妨
げるものではない。

3 この法律中都道府県知事たる
特定行政庁の権限に属する事務
で政令で定めるものは、政令で
定めるところにより、指定都市
の長が行うものとする。この場
合においては、この法律中都道
府県知事たる特定行政庁に關す
る規定は、指定都市の長に關す
る規定として指定都市の長に適
用があるものとする。

（地方交付税法の一部改正）

第二十七條 地方交付税法（昭和二
十五年法律第二百一十一号）の一部
を次のように改正する。

第二條第二号中「特別市」を削
る。

第五條第一項中「及び特別市の
市長」及び「又は特別市」を削る。

第二十一條第二項を削り、同条
第三項を同条第二項とする。

（地方税法の一部改正）

第二十八條 地方税法（昭和二十五
年法律第二百二十六号）の一部を
次のように改正する。

第一條第二項中「及び特別市」、
「若しくは「特別市」」、「若しくは
「特別市税」、「若しくは「特別市
民税」、「若しくは「特別市たばこ
消費税」、「若しくは「特別市長」
及び「若しくは「特別市吏員」を削
る。

第三條の二中「同条第二項」を
「同法第二百五十二條の二十第一
項」に改める。

第二十五條第一号、第七十二條
の四第一項第一号、第七十三條の

三、第四百四十六條第一項、第四百七十九條及び第四百九十六條第一号中、「特別市」を削る。

第三百三十七條及び第三百三十八條中「第五百五十五條第二項」を「第二百五十二條の十九第一項」に改める。

第三百四十八條第一項及び第二項第一号中、「特別市」を削る。

第三百四十九條の四第一項、第四百三十八條及び第四百三十九條中「第五百五十五條第二項」を「第二百五十二條の十九第一項」に改める。

第四百四十三條第一項中、「特別市」を削る。

第五百十五條、第五百十六條、第五百四十七條、第五百四十八條、第五百七十九條、第五百八十八條、第六百四十二條及び第六百四十三條中「第五百五十五條第二項」を「第二百五十二條の十九第一項」に改める。

第七百四十四條中、「特別市」を削る。

第七百三十四條の見出し中「及び特別市」を削り、同条第一項中「都は、その」に改め、「及び特別市は、及び又は特別市」を削る。

第七百三十五條の見出し中「及び特別市を削り、同条中「都は、その」を「都は、その」に改め、「及び特別市は、及び又は特別市」を削る。

第七百三十七條の見出し中「行政區及び五大市」を「及び指定都市」に改め、同条中「特別市」及び

「特別市の行政區」を削り、「第五百五十五條第二項」を「第二百五十二條の十九第一項」に改める。

(地方公務員法の一部改正)
第二十九條 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第七條中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百五十五條第二項の市及び特別市」を「及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市」に改める。

第三十六條第二項中「第五百五十五條第二項の市」を「第二百五十二條の十九第一項の指定都市」に改める。

(社会福祉事業法の一部改正)
第三十條 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項、第十九條及び第二十二條中「第五百五十五條第二項の市」を「第二百五十二條の十九第一項の指定都市」に改める。

別表中「第五百五十五條第二項の市」を「第二百五十二條の十九第一項の指定都市」に改める。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)
第三十一條 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第十一條中「(第四百四條の規定を除く)」を削る。

第三十五條中「(第五百五十五條第二項(區を設ける市)の市)」を「第二

百五十二條の十九第一項の指定都市」に改める。

(結核予防法の一部改正)
第三十二條 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十八條」を「第六十九條」に改める。

本則中第六十八條の次に次の一條を加える。

(大都市の特例)
第六十九條 前条に規定するものの外、この法律中都道府県が処理することとされている事務又は都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市(以下本条中「指定都市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市が処理し、又は指定都市の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に関する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとす

る。

(国土調査法の一部改正)
第三十三條 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第三十三條第一項中「特別市」及び「行政區若しくは行政區長」を削り、「(第五百五十五條第二項の市)」を「第二百五十二條の十九第一項の指定都市」に改める。

(住民登録法の一部改正)
第三十四條 住民登録法(昭和二十六年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第二十六條の見出し中「特別市等」を「指定都市」に改め、同条中「特別市又は」を削り、「(第五百五十五條第二項の市)」を「第二百五十二條の十九第一項の指定都市」に改める。

(土地収用法の一部改正)
第三十五條 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第四百四十四條第一項中「第五百五十五條第二項の規定による市」を「第二百五十二條の十九第一項の指定都市」に改める。

(道路法の一部改正)
第三十六條 道路法(昭和二十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第七條第三項中「(第五百五十五條第二項に規定する市)」を「第二百五十二條の十九第一項の市」に改める。

(農地法の一部改正)
第三十七條 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第九十一條中「(第五百五十五條第二項(區を設ける市)の市)」を「(第二百五十二條の十九第一項の指定都市)」に改める。

(自治庁設置法の一部改正)
第三十八條 自治庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第三十四号中「イからト」を「イからチ」に改め、同号中「チをリとし、トをチとし、同号へをトとし、ホをヘとし、ニの次に次のように加える。

ホ 地方公共団体に関する訴訟の裁決を行うこと。

(母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部改正)
第三十九條 母子福祉資金の貸付等に関する法律(昭和二十七年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。

本則中第十七條の次に次の一條を加える。

(大都市の特例)
第十八條 この法律中都道府県が処理することとされている事務又は都道府県知事その他の都道府県の職員の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市(以下本条中「指定都市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市が処理し、又は指定都市の長その他の職員が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事その他の都道府県の職員に関する規定は、指定都市又は指定都市の長その他の職員に関する規定として指定都市又は指定都市の長その他の職員に適用があるものとす

る。

(清掃法の一部改正)

第四十条 清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第六条中「以下同じ。」を「第九条を除き、以下同じ。」に改める。

(土地区画整理法の一部改正)

第四十一条 土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三百三十六条」を「第三百六十六条の二」に改める。

第六章中第三百三十六条の次に次の一条を加える。

(大都市の特例)

第三百三十六条の二 この法律中、都道府県知事の権限に属する事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下本条中「指定都市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市の長が行うものとする。

(警察法の一部改正)

第四十二条 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第二項中「第五百五十五条第二項」を「第二百五十二条の十九第一項」に改める。

(物品管理法の一部改正)

第四十三条 物品管理法(昭和三十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十一条の見出し中「都道府県等の長又は吏員」を「都道府県知事等」に改め、同条中「都道府県又は特別市の長又は」を「都道府県知事又は都道府県」に改める。

第三十一条第一項中「都道府県又は特別市の長又は」を「都道府県知事又は都道府県」に改める。

(健康保険法及び船員保険法の一部改正)

第四十四条 次に掲げる法律の規定中「第五百五十五条第二項ノ市」を「第二百五十二条ノ十九第一項ノ指定都市」に改める。

一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第一条ノ二第一項

二 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十二条ノ二第一項

(図書館法及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部改正)

第四十五条 次に掲げる法律の規定中「第五百五十五条第二項の市」を「第二百五十二条の十九第一項の市」に改める。

一 図書館法(昭和二十五年法律第一百八号)第十三条第三項

二 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)第六条第一項第一号

(所得税法及び資産再評価法の一部改正)

第四十六条 次に掲げる法律の規定中「特別市」を削る。

一 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第三条第一項第一号

二 資産再評価法(昭和二十五年法律第一百十号)第五条第一号

(農業災害補償法等の一部改正)

第四十七条 次に掲げる法律の規定中「第五百五十五条第二項の市」を「第二百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める。

一 農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)第五条第一項及び第七十七条第一項

二 国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)第十三条

三 検察審査会法(昭和二十三年法律第四十七号)第四十七条

四 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二百二十五条

五 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)第二条第二項

六 文化財保護法(昭和二十五年法律第二十四号)第一百条第一項

七 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第九十条

八 漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第四十六条第七項

九 農業災害補償法臨時特例法(昭和二十七年法律第九十四号)第四条第一項

十 公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)第四十条

十一 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)第三十四条第三項

十二 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第三十一条第一項

十三 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)第八十六条第五項

十四 市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)第十四条

十五 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)第十条、第七十二条第一項及び第七十八条第二項

十六 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第 号)第五条第一項

十七 百貨店法(昭和三十一年法律第 号)第二条

附則

1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律

公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条(衆議院議員の選挙区)」を「第十三条の三(選挙区改定選挙区審査会)」に、「第二百一条の三」削除を「第二百一条の三

(衆議院議員の選挙における公認候補者)に、

「第二百一条の十(政治活動の態様)の制限」を「第二百一条の十一(政治活動の態様)の制限」に改め、

「第二百一条の十二(政治活動の態様)の制限」を「第二百一条の十三(政治活動の態様)の制限」に改め、

「第二百一条の十四(政治活動の態様)の制限」を「第二百一条の十五(政治活動の態様)の制限」に改め、

「第二百一条の十六(政治活動の態様)の制限」を「第二百一条の十七(政治活動の態様)の制限」に改め、

「第二百一条の十八(政治活動の態様)の制限」を「第二百一条の十九(政治活動の態様)の制限」に改め、

「第二百一条の二十(政治活動の態様)の制限」を「第二百一条の二十一(政治活動の態様)の制限」に改め、

「第二百一条の二十二(政治活動の態様)の制限」を「第二百一条の二十三(政治活動の態様)の制限」に改め、

「第二百一条の二十四(政治活動の態様)の制限」を「第二百一条の二十五(政治活動の態様)の制限」に改め、

「第二百一条の二十六(政治活動の態様)の制限」を「第二百一条の二十七(政治活動の態様)の制限」に改め、

2 この法律の施行の際海部省の委員の職にある者の兼業禁止及びこの法律の施行に伴う都道府県又は都道府県知事若しくは都道府県知事の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)又は指定都市の市長若しくは委員会その他の機関への引継に必要経過措置は、

それそれ地方自治法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第 号)附則第四項及び第九項から第十五項までに定めるところによる。

附則

この法律は、地方自治法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律

公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条(衆議院議員の選挙区)」を「第十三条の三(選挙区改定選挙区審査会)」に、「第二百一条の三」削除を「第二百一条の三

(衆議院議員の選挙における公認候補者)に、

「第二百一条の十(政治活動の態様)の制限」を「第二百一条の十一(政治活動の態様)の制限」に改め、

「第二百一条の十二(政治活動の態様)の制限」を「第二百一条の十三(政治活動の態様)の制限」に改め、

「第二百一条の十四(政治活動の態様)の制限」を「第二百一条の十五(政治活動の態様)の制限」に改め、

「第二百一条の十六(政治活動の態様)の制限」を「第二百一条の十七(政治活動の態様)の制限」に改め、

「第二百一条の十八(政治活動の態様)の制限」を「第二百一条の十九(政治活動の態様)の制限」に改め、

「第二百一条の二十(政治活動の態様)の制限」を「第二百一条の二十一(政治活動の態様)の制限」に改め、

「第二百一条の二十二(政治活動の態様)の制限」を「第二百一条の二十三(政治活動の態様)の制限」に改め、

「第二百一条の二十四(政治活動の態様)の制限」を「第二百一条の二十五(政治活動の態様)の制限」に改め、

「第二百一条の二十六(政治活動の態様)の制限」を「第二百一条の二十七(政治活動の態様)の制限」に改め、

「第二百一条の二十八(政治活動の態様)の制限」を「第二百一条の二十九(政治活動の態様)の制限」に改め、

「第二百一条の三十(政治活動の態様)の制限」を「第二百一条の三十一(政治活動の態様)の制限」に改め、

「第二百一条の三十二(政治活動の態様)の制限」を「第二百一条の三十三(政治活動の態様)の制限」に改め、

「第二百一条の三十四(政治活動の態様)の制限」を「第二百一条の三十五(政治活動の態様)の制限」に改め、

主事者及び出納責任者の選挙犯罪に因る当選無効の訴訟」を「第二百十條から第二百十二條まで 削除」に、「第二百五十一條の二（総括主事者及び出納責任者の選挙犯罪に因る当選無効）を「第二百五十一條の二（総括主事者及び出納責任者の選挙犯罪に因る当選無効の訴訟）」に改める。

第四條第一項中「四百六十六人」を「四百九十七人」に改める。

第十三條第二項を次のように改める。

2 別表第一に掲げる郡の区域、支庁の所管区域、市町村の区域又は市の区域内の町、字若しくは地番の区域若しくは支所若しくは出張所の所管区域に変更があつても、選挙区は、なお、従前の区域による。但し、二以上の選挙区にわたつて市町村の境界変更があつたとき、又は所属未定地の市町村の区域への編入があつたときは、この限りでない。

3 前項但書の場合において、当該市町村の境界変更にかかる区域又は当該編入された所属未定地のあらたに属することとなつた市町村が二以上の選挙区に分れているときは、当該市町村の境界変更にかかる区域又は当該編入された所属未定地の選挙区の所属については、衆議院議員選挙区審査会の意見を聴いて内閣総理大臣が定める。

第十三條の次に次の二條を加える。

(衆議院議員選挙区審査会)

第十三條の二 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八條第一項の規定に基づいて、総理府

五項中「三人以上」とあるのは「二人以上」と、「二人以外」とあるのは「一人以外」と、同条第十項中「国会における指名に基いて」とあるのは「国会においてその同意を得て」と読み替へるものとする。

7 前各項に定めるものの外、審査会の運営に關し必要な事項は、審査会が定める。

(選挙区改定に關する法律案の提出)

第十三條の三 内閣総理大臣は、前条第二項の規定による改定案の提出があつたときは、その案に基いて、選挙区の改定に關する法律案を最近の国会に提出しなければならない。

第三十一條第四項中「二十五日」を「二十日」に改める。

第三十四條第四項中「第九十九條第五号に掲げる事由に因る再選挙については第二百二十條第二項の規定による通知を受けた日から、第九十九條第六号に掲げる事由に因る再選挙については第二百五十四條（当選人等の処刑の通知）を「第九十九條第五号又は第六号に掲げる事由に因る再選挙については第二百五十四條（当選人等の処刑の通知）」に改め、同条第六項第一号中「衆議院議員」を削り、同項第二号中「地方自治法第二百五十二條の十九第一項」に改める。

第八十六條第七項中「前日」の下に「（衆議院議員の選挙にあつては、選挙の期日前五日）」を加える。

第九十二條第一号中「十万円」を「二十万円」に改める。

第九十七條第二項中「衆議院議員」を削り、同条第三項中「地方公共団体の長」を「衆議院議員及び地方公共団体の長」に改める。

第七十七條中「又は当選人が第二百五十一條（当選人の選挙犯罪に因る当選無効）の規定により、当選人が第二百五十一條（当選人の選挙犯罪に因る当選無効）の規定により、当選が無効となつたとき又は第二百五十一條の三（総括主事者及び出納責任者の選挙犯罪に因る当選無効の訴訟）の規定による訴訟の結果」に改める。

第九十九條第五号中「第二百五十一條（総括主事者及び出納責任者の選挙犯罪に因る当選無効）を「第二百五十一條の三（総括主事者及び出納責任者の選挙犯罪に因る当選無効の訴訟）」に改める。

第三百二十六條第一号中「及び中央選挙管理会」を「衆議院議員選挙区審査会の委員並びに中央選挙管理会及び衆議院議員選挙区審査会」に改める。

第四百四十四條第一項第一号中「五千枚」を「三千枚」に改める。

第五百一十一條第二項中「衆議院議員の選挙にあつては概ね十回、その他の選挙にあつては」を削る。

第五百五十二條中「衆議院議員」を削る。

第五百五十五條第一項中「衆議院議員の選挙にあつては三日以内に、その他の選挙にあつては」を削る。

第六百六十四條中「二回」の下に「（衆議院議員の選挙にあつては二回）」を加える。

第六百六十四條の二第七項中「選挙運動のために使用する文書図画は」の下に「（衆議院議員の選挙の場合を除き）」を加える。

第九百九十七條第一項第二号を次のように改める。

二 第四百四十一條（選挙運動に使用する場合）の規定による自動車及び船舶を使用するために要した支出

第九百九十七條第一項に次の一号を加える。

六 第二百一十一條の五（総選挙における政治活動の規制）第一項（第二百一十一條の七第一項（衆議院議員の再選挙及び補欠選挙の場合の規制）において準用する場合を含む。）第二百一十一條の十（衆議院議員の選挙における政治活動の態様）第一項又は第二百一十一條の十三但書（連行行為）の規定に

第九百九十七條第一項に次の一号を加える。

六 第二百一十一條の五（総選挙における政治活動の規制）第一項（第二百一十一條の七第一項（衆議院議員の再選挙及び補欠選挙の場合の規制）において準用する場合を含む。）第二百一十一條の十（衆議院議員の選挙における政治活動の態様）第一項又は第二百一十一條の十三但書（連行行為）の規定に

第九百九十七條第一項に次の一号を加える。

六 第二百一十一條の五（総選挙における政治活動の規制）第一項（第二百一十一條の七第一項（衆議院議員の再選挙及び補欠選挙の場合の規制）において準用する場合を含む。）第二百一十一條の十（衆議院議員の選挙における政治活動の態様）第一項又は第二百一十一條の十三但書（連行行為）の規定に

第九百九十七條第一項に次の一号を加える。

六 第二百一十一條の五（総選挙における政治活動の規制）第一項（第二百一十一條の七第一項（衆議院議員の再選挙及び補欠選挙の場合の規制）において準用する場合を含む。）第二百一十一條の十（衆議院議員の選挙における政治活動の態様）第一項又は第二百一十一條の十三但書（連行行為）の規定に

よる政治活動が選挙運動となることとなつた場合における当該選挙運動のために要した支出第百九十七条第二項を次のように改める。

2 第八十六条(公職の候補者の立候補の届出)第一項から第四項まで及び第六項の届出があつた後公職の候補者又は出納責任者と思思を通じてした支出以外の支出は、この章の規定(第百八十七条を除く)の適用については、選挙運動に関する支出でないものとみなす。

第二百一条の三を次のように改める。

(衆議院議員の選挙における公認候補者)

第二百一条の三 衆議院議員の選挙における政党その他の政治団体の所属候補者(以下「公認候補者」という)となつた者は、当該政党その他の政治団体の本部において公認した者である旨を証明する本部の総裁、委員長その他これらに準する者で、予め自治庁長官に届け出たものの発行する証明書(以下「公認証明書」という)を選挙長に提出しなければならない。

2 前項の規定により一の政党その他の政治団体の公認候補者となつた者は、同一の選挙において、同時に他の政党その他の政治団体の公認候補者となつてはならない。

3 政党その他の政治団体は、一の選挙区において、選挙すべき議員の数を超える数の候補者(候補者となつたとする者を含む)に公認証明書を発行してはならない。但

し、当該政党その他の政治団体の公認候補者が死亡し、候補者たることを辞し、若しくは候補者たることを辞したものとみなされる場合又は当該政党その他の政治団体がその公認を取り消した場合において、これに代る候補者(候補者となつたとする者を含む)にあらたに公認証明書を発行することを妨げない。

4 衆議院議員の選挙においては、政党その他の政治団体及び当該政党その他の政治団体に所属する者は、当該政党その他の政治団体が公認候補者を有する選挙区における当該公認候補者以外の候補者を推薦し、又は支持してはならない。

5 何人も、衆議院議員の選挙においては、一の政党その他の政治団体が公認候補者を有する選挙区における当該公認候補者以外の候補者で当該政党その他の政治団体に所属するものために、その者が公認候補者であると誤認させるような事項を公にし、又は当該政党その他の政治団体に所属する者である旨を公にして選挙運動をしてはならない。

第二百一条の四第一項中「七円」を「六円」に改める。

第二百一条の五第一項本文中「及びビラ(これに類する文書図画を含む。以下同じ。)(の頒布)」を「ビラ(これに類する文書図画を含む。以下同じ。)(及び通常葉書の頒布、放送(日本放送協会及び一般放送事業者の放送設備による放送をいう。以下同じ。))に改め、「自動車」の下に「船舶及び振声機」を加え、同項ただし

書中「二十五人」を「引き続いて五十人」に、「所属候補者」を「公認候補者」に改め、「政治活動につき」の下に「その選挙運動の期間中、」を加える。

第二百一条の五第一項第二号中「所属候補者の数に相当する回数」を「公認候補者の数に十を乗じて得た数に相当する回数及び外に全国を通じて五十回以内」に改め、同項第二号中「自動車の停止した車上」の下に「又は同号の規定により使用する船舶の停止した船上」を加え、同項第三号から第五号までを次のように改める。

三 政策の普及宣伝及び演説の告知のための自動車又は船舶の使用については、両者を通じて次の区分による数に相当する台数又は隻数以内

(一) 公認候補者が五十人以上百人未満の場合 三

(二) 公認候補者が百人以上二百人未満の場合 五

(三) 公認候補者が二百人以上三百人未満の場合 八

(四) 公認候補者が三百人以上四百人未満の場合 十

(五) 公認候補者が四百人以上の選挙区につき、タブロイド型

ポスターの掲示については、一選挙区につき、タブロイド型

(長さ四十一センチメートル、巾二十八センチメートル)以内のもので、当該選挙区における公認候補者の数に二千を乗じて得た数に相当する枚数以内

六 前号の規定によるポスターを除く外、政談演説会の開催中その会場において使用し、又は第三号の自動車若しくは船舶に取り付けて使用する縦二百七十三センチメートル、横七十三センチメートル以内のポスターの類

七 ビラの頒布については、その開催する政談演説会の会場において頒布

八 通常葉書の頒布については、一選挙区につき、当該選挙区における公認候補者の数に五千を乗じて得た数に相当する枚数以内

九 放送については、次の区分による回数以内 但し、日本放送協会の放送設備を利用するものは、それぞれ当該回数の半数以内に限る。

(一) 公認候補者が五十人以上百人未満の場合 二回

(二) 公認候補者が百人以上二百人未満の場合 四回

(三) 公認候補者が二百人以上三百人未満の場合 六回

(四) 公認候補者が三百人以上四百人未満の場合 八回

(五) 公認候補者が四百人以上の選挙区につき、十回

候補者として計算されることについての本人の同意書を添え、」を削る。

第二百一条の五第四項を次のように改める。

4 第二項の規定により確認書の交付を受けた政党その他の政治団体の公認候補者が確認書の交付を受けた後において五十人に満たなくなつたときは、当該政党その他の政治団体は、直ちにその確認書を自治庁長官に返還しなければならない。

5 前項の規定によつて確認書を返還した政党その他の政治団体が再び第一項但書の規定の適用を受けることとなつた場合又は第二項の規定によつて確認書の交付を受けた政党その他の政治団体の公認候補者の数に増減があつた場合における当該政党その他の政治団体に對する第一項各号の規定の適用については、政令で特別の定をすることができ。

第二百一条の六第一項中「及びビラ」を「ビラ及び通常葉書」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項但書の規定の適用を受けようとする政党その他の政治団体は、政令の定めるところにより、所属候補者の氏名を連記し、当該政党その他の政治団体の所属候補者として計算されることについて本人の同意書を添え、自治庁長官に申請して、その確認書の交付を受けなければならない。

3 自治庁長官は、前項の確認書を交付したときは、その旨を都道府

昭和三十一年五月十六日 衆議院會議録第五十号追録

県の選挙管理委員会に通知しなればならない。

4 第一項但書に規定する政党その他の政治団体の所属候補者の数の算定については、一の公職の候補者は、二以上の政党その他の政治団体の所属候補者として計算されることができない。

第二十一条の七第一項中「同項但書中「全国を通じて二十五人」とあるのはを「同項但書中「全国を通じて引き続いて五十人」とあり、又は同条第四項中「五十人」とあるのはを、「自動車の台数を「自動車の台数又は船舶の隻数及び同項第九号に規定する放送の回数に、「所属候補者」を「公職候補者」に、「一台」をそれぞれ一台又は一隻及び日本放送協会の放送設備により一回」に改める。

第二十一条の八を次のように改める。

(都道府県知事及び市長の選挙の場合の規制)
第二百一条の八 第二百一条の六(通常選挙における政治活動の規制)第一項、第二項及び第四項の規定は、都道府県知事及び市長の選挙について、準用する。この場合において、同条第一項本文中「参議院議員の通常選挙の選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り」とあるのは「都道府県知事又は市長の選挙の行われる区域においてその選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り」と、同項但書中「全国を通じて十人」とあるのは「一人」と、同項第一号及び第四号中「衆議院議員の一選挙区」とあるのは「市長の選挙について当該選挙

の行われる区域につき」と、第二項中「自治庁長官」とあるのは「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」とそれぞれ読み替えるものとし、第一項第三号に規定する自動車の台数は、所属候補者の数にかかわらず、一台とする。

第二十一条の十三を第二百一条の十四とし、第二百一条の十二第二号中「雑誌の下に」並びに第二百一条の五第一項(総選挙における政治活動の規制)第五号から第八号までの規定によつて使用するもの及び第二百一条の十(衆議院議員の選挙における政治活動の規制)の規定によつて使用するものを加え、同条を第二百一条の十三とし、第二百一条の十一を第二百一条の十二とし、第二百一条の十の見出しを「参議院議員、都道府県知事及び市長の選挙における政治活動の規制」に改め、同条第一項中「本章の規定による」を「第二百一条の六(通常選挙における政治活動の規制)(第二百一条の七(衆議院議員及び参議院議員の再選挙及び補欠選挙の場合の規制)第二項及び第二百一条の八(都道府県知事及び市長の選挙の場合の規制)において準用する場合を含む。以下本条中同じ。の規定による」に改め、同条第二項から第六項まで中「本章の規定による」を「第二百一条の六の規定による」に改め、同条を第二百一条の十一とし、第二百一条の九の次に次の一条を加える。

(衆議院議員の選挙における政治活動の規制)
第二百一条の十 第二百一条の五(総選挙における政治活動の規制)

第一項但書(第二百一条の七(衆議院議員及び参議院議員の再選挙及び補欠選挙の場合の規制)第一項において準用する場合を含む。以下本章中同じ。の規定により政治活動を行うことができる政党その他の政治団体が当該政治活動のために使用することができ文書図画は、同条第一項第五号から第八号までに規定するものの外、左の各号に掲げる場合においては、当該各号に定めるところにより使用する立札、ちようちん及び看板の類に限る。

一 第二百一条の五第一項第一号の規定による政談演説会に使用する場合 当該政談演説会において演説会の開催中に限ること。

二 第二百一条の五第一項第二号の規定による街頭政談演説に使用する場合 当該政談演説の場所において演説中に限ること。

三 第二百一条の五第一項第三号の規定による自動車又は船舶において使用する場合 当該自動車又は船舶に取り付けたものに限ること。

2 第四百四十三条(文書図画の掲示) 第四項の規定は前項の規定による立札及び看板の類について、同条第五項の規定は前項の規定によるちようちんの類について、第四百四十七条(文書図画の撤去)第一項の規定は前項の規定による立札、ちようちん及び看板の類について、それぞれ準用する。この場合において、第四百四十七条第一項中「第四百四十三条(文書図画の掲示)、第四百四十四条(ポスターの撤去)若しく

は第四百四十五条(ポスターの掲示箇所)の規定に違反して掲示したものと認めるとき又は選挙運動の期間前若しくは期間中に掲示した文書図画で前条の規定に該当するものと認めるときは「第二十一条の十」とあるのは、「第二百一条の十(衆議院議員の選挙における政治活動の規制)第一項又は同条第二項において準用する第四百四十三条(文書図画の掲示)第四項若しくは第五項の規定に違反するものがある」と認めるときは」と読み替えるものとする。

3 第二百一条の五第一項第一号の規定による政談演説会に、第六十六号(特定の建物及び施設における演説の禁止)各号に掲げる建物又は施設(第六十一号第一項各号に掲げる建物を除く)においては、開催することができない。

4 第二百一条の五第一項第三号の規定による自動車及び船舶並びに同項第四号本文の規定による拡声機には、それぞれ自治庁長官の定めるところの表示をしなければならぬ。

5 第二百一条の五第一項第五号の規定によるポスターには、その掲示しようとする箇所の所在する都道府県の選挙管理委員会の検印を受けなければならない。都道府県の選挙管理委員会が検印をする場合においては、衆議院議員の選挙区ごとに区分してしなければならない。

示をしたものでなければならぬ。

7 第六十一条(公営施設使用の個人演説会)、第六十二条(個人演説会開催の申出)、第六十三条(個人演説会開催の制限)第三項及び第五項の規定は第二百一条の五第一項第一号の規定による政談演説会について、第四百四十四条(ポスターの掲示責任者の氏名等の記載)、第四百四十五条(ポスターの掲示箇所)及び第四百四十七条(文書図画の撤去)の規定は第二百一条の五第一項第五号の規定によるポスターについて、第四百四十七条第一項の規定は第二百一条の五第一項第六号の規定によるポスターの類について、第四百五十条(政見放送)第二項及び第三項並びに第四百五十一条の二(政見放送及び経歴放送を中止する場合)の規定は第二百一条の五第一項第九号の規定による放送について、それぞれ準用する。この場合において、第四百四十五条第一項中「第四百四十三条(文書図画の掲示)第一項第五号」とあるのは「第二百一条の五(総選挙における政治活動の規制)第一項第五号」と、同条第二項中「第四百四十三条第一項第五号」とあるのは「第二百一条の五第一項第五号」と、第二百一条の五第一項第五号」と、第四百四十七条第一項中「第四百四十三条(文書図画の掲示)、第四百四十四条(ポスターの撤去)若しくは第四百四十五条(ポスターの掲示箇所)の規定に違反して掲示したものと認めるとき又は選挙運動の期間前若しくは期間中に掲示した文書図画で前条の規定に該当するものが

あると認めるときは」とあるのは、第二百一条の五第一項第五号のポスターについては「第二百一条の五（総選挙における政治活動の規制）第一項第五号の制限に違反するものがある」と認めるとき又は第二百一条の十第七項において準用する第四百四十四条第四項（ポスターの掲示責任者の氏名等の記載）若しくは第四百四十五条（ポスターの掲示箇所）の規定に違反して掲示したものがある」と認めるときは」と、第二百一条の五第一項第六号のポスターの類については「第二百一条の五（総選挙における政治活動の規制）第一項第六号の規定に違反するものがある」と認めるときは」と、第四百四十七条第二項中「第四百四十三条第一項第五号のポスター」とあるのは「第二百一条の五第一項第五号のポスター」と、第五百五十条第三項中「前二項の放送の回数、日時」とあるのは「第二百一条の五（総選挙における政治活動の規制）第一項第九号の規定による放送の日時」と、第五百五十条の二第一項中「第百条第一項（無投票当選）の規定に該当し投票を行ふことを必要としなくつたときは」とあるのは「衆議院議員の再選挙又は補欠選挙において第百条第一項（無投票当選）の規定に該当し投票を行ふことを必要としなくつたときは」と、第百六十四条の二第三項中「第一項の規定による回数」とあるのは「第二百一条の五（総選挙における政治活動の規制）第一項第一号の規定による回数」と読み替へるものとする。

8 政党その他の政治団体が第二百一条の五第一項各号の規定による政治活動を行う場合においては、第十三章に定める選挙運動の制限に関する規定にかかわらず、当該政治活動が当該政党その他の政治団体の公認候補者のための選挙運動となることを妨げない。第一項の規定による文書図画を使用して政治活動を行う場合及び第二百一条の十三但書（連呼行為）の規定による連呼行為を行う場合も、また、同様とする。

第二百十条から第二百十二条までを次のように改める。

第二百十条から第二百十二条までを削除。

第二百十七条中「第二百八条（当選の効力に関する訴訟）又は第二百十一條（総括主宰者及び出納責任者の選挙犯罪の場合）」を「又は第二百八条（当選の効力に関する訴訟）」に改める。

第二百二十条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二百三十五條の二第二号中「第二百一条の十三」を「第二百一条の十四」に改める。

（総括主宰者及び出納責任者の選挙犯罪に因る当選無効の訴訟）

第二百五十一条の三 検察官は、第二百二十一条（買収及び利害誘導罪）、第二百二十二条（多数買収及び多数利害誘導罪）、第二百二十三條（公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪）、第二百二十三條の二（新聞紙、雑誌の不法利用罪）又は第二百四十七條（選挙費用の法定額違反の罪）にあたる事件の被告人が選挙運動を総括主宰した者又は出納責任者であるため、前条の規定により当選人の当選を無効と認めるときは、公訴に附帯し、当選人を被告として訴訟を提起しなければならない。

2 前項の訴訟の手續については、別に法律で定める。

第二百五十二条の二第一項中「及び第二百一条の八（都道府県知事及び市長の選挙の場合の規制）」を削り、「第二百一条の七第二項（再選挙又は補欠選挙の場合の規制）」の下に「及び第二百一条の八（都道府県知事及び市長の選挙の場合の規制）」を加え、「第二百一条の十一（政談演説会等の制限）又は第二百一条の十二（衆議院議員の選挙における政治活動の態様）第一項、同条第二項において準用する第四百四十三條第四項若しくは第五項（文書図画の規格）、第二百一条の十二（政談演説会等の制限）又は第二百一条の十三に改める。

第二百五十二条の二第二項第一号から第三号までを次のように改める。

一 第二百一条の十第二項において準用する第四百四十七條（文書図画の撤去）第一項の規定による撤去の処分に従わなかつたとき。

二 第二百一条の十第三項の規定又は同条第七項において準用する第四百四十四條の二第五項（個人演説会の回数の確認）の規定に違反して政談演説会を開催したとき。

一 第二百一条の十第二項において準用する第四百四十五條の規定に違反してポスターを掲示したとき。

二 第二百五十四条中「選挙運動を総括主宰した者若しくは出納責任者が第二百二十一条（買収及び利害誘導罪）、第二百二十二條（多数買収及び多数利害誘導罪）、第二百二十三條（公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪）、第二百二十三條の二（新聞紙、雑誌の不法利用罪）若しくは第二百四十四條の二（おとり罪）の罪を犯し刑に処せられたとき又は出納責任者が第二百四十七條（選挙費用の法定額違反の罪）を犯し刑に処せられたとき」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、第二百五十一条の三第一項（総括主宰者及び出納責任者の選挙犯罪に因る当選無効の訴訟）の規定による訴訟について当選を無効とする判決がその効力を生じた場合に準用する。

第二百六十三條に次の一号を加える。

十三 第二百一条の五（総選挙における政治活動の規制）第一項第九号（第二百一条の七第一項（衆議院議員の再選挙及び補欠選挙の場合の規制）において準用する場合を含む。）の規定による放送（一般放送事業者の放送設備による放送を除く。）に要する費用

第二百五十條の二中「中央選挙管理会を自治庁長官、中央選挙管理会」に改める。

別表第一を次のように改める。

八 第二百一条の十一第四項若しくは第五項の規定又は同条第六

七 第二百一条の十一第三項の規定に違反して表示をしなかつたとき。

七 第二百一条の十一第三項の規定に違反して表示をしなかつたとき。

七 第二百一条の十一第三項の規定に違反して表示をしなかつたとき。

七 第二百一条の十一第三項の規定に違反して表示をしなかつたとき。

七 第二百一条の十一第三項の規定に違反して表示をしなかつたとき。

七 第二百一条の十一第三項の規定に違反して表示をしなかつたとき。

七 第二百一条の十一第三項の規定に違反して表示をしなかつたとき。

七 第二百一条の十一第三項の規定に違反して表示をしなかつたとき。

七 第二百一条の十一第三項の規定に違反して表示をしなかつたとき。

七 第二百一条の十一第三項の規定に違反して表示をしなかつたとき。

七 第二百一条の十一第三項の規定に違反して表示をしなかつたとき。

七 第二百一条の十一第三項の規定に違反して表示をしなかつたとき。

昭和三十一年五月十六日 衆議院會議録第五十号追録

別表第一	
北海道	一人
第一区	
札幌市	
元町支庁管内	
釧路支庁管内	
北光区出張所管内	
幌北区出張所管内	
鉄東区出張所管内	
鉄西区出張所管内	
苗穂区出張所管内	
東北區出張所管内	
東區出張所管内	
中央區出張所管内	
白石町出張所管内	
菊水區出張所管内	
厚別町出張所管内	
豊平區出張所管内	
第二区	一人
札幌市	
第一区に属しない区域	
第三区	一人
江別市	
石狩支庁管内	
第四区	一人
小樽市	
第五区	一人
後志支庁管内	
第六区	一人
檜山支庁管内	
渡島支庁管内	
松前郡	
上磯郡	
第七区	一人
函館市	
第八区	一人
渡島支庁管内	
亀田郡	
茅渚郡	
山越郡	一人
第九区	
室蘭市	
胆振支庁管内	
虻田郡	
有珠郡	
幌別郡	
白老郡	
第十区	一人
苫小牧市	
日高支庁管内	
胆振支庁管内	
勇払郡	
第十一区	一人
夕張市	
空知支庁管内	
夕張郡	
第十二区	二人
岩見沢市	
美瑛市	
空知支庁管内	
樺戸郡	
空知郡	
栗沢町	
幌向村	
北村	
三笠町	
砂川町	
奈井江町	
第十三区	一人
芦別市	
赤平市	
空知支庁管内	
空知郡	
上砂川町	
歌志内町	
第十四区	一人
空知支庁管内	
雨竜郡	
空知郡	
滝川町	
江部乙町	
音江村	
第十五区	一人
留萌市	
留萌支庁管内	
宗谷支庁管内	
利尻郡	
利尻村	
札文郡	
天塩郡	
第十六区	一人
稚内市	
士別市	
宗谷支庁管内	
枝幸郡	
上川支庁管内	
中川郡	
上川町	
朝日村	
風連町	
名寄町	
下川町	
第十七区	一人
旭川市	
上山支庁管内	
上川郡	
鷹栖村	
東鷹栖村	
永山町	
神楽町	
第十八区	一人
上川支庁管内	
勇払郡	
空知郡	
上川郡	
東旭川村	
東神楽村	
当麻村	
愛別村	
上川町	
東川村	
美瑛町	
比布村	
剣淵村	
和寒町	
第十九区	一人
帯広市	
十勝支庁管内	
上川郡	
河東郡	
河西郡	
芽室町	
御影村	
第二十区	一人
十勝支庁管内	
中川郡	
足寄郡	
十勝郡	
広尾郡	
河西郡	
大正村	
中札内村	
更別村	
川西村	
釧路国支庁管内	
白糠郡	
第二十一区	一人
釧路市	
釧路国支庁管内	
釧路郡	
厚岸郡	
阿寒郡	
川上郡	
第二十二区	一人
網走市	
根室支庁管内	
網走支庁管内	
斜里郡	
網走郡	
東藻琴村	
第二十三区	一人
北見市	
網走支庁管内	
網走郡	
津別町	
美幌町	
女満別町	
常呂郡	
端野村	
訓子府町	
置戸町	
杓内村	
留辺蘂町	
第二十四区	一人
紋別市	
網走支庁管内	
紋別郡	
常呂郡	
佐呂間町	
若佐村	
常呂町	
青森県	
第一区	一人
青森市	
東津軽郡	
蟹田町	
今別町	
後潟村	
蓬田村	
平館村	
三厩村	
第二区	一人
下北郡	
上北郡	
野辺地町	

1111

[illegible]

東置賜郡 川西町 一人	第三区 長井市 一人	西置賜郡 東置賜郡 高島町 赤湯町 和郷村 宮内町 一人	第四区 上山町 東村山郡 南村山郡 北村山郡 東根町 一人	第五区 村山町 寒河江市 西村山郡 一人	第六区 新庄市 最上郡 北村山郡 大石田町 尾花沢町 一人	第七区 酒田市 飽海郡 東田川郡 立川町 余目町 一人	第八区 鶴岡市 西田川郡 東田川郡 朝日村 鶴引村 羽黒町 一人
三川町 藤島町 一人	第一区 福島市 信夫郡 伊達郡 一人	第二区 伊達郡 一人	第三区 郡山市 安積郡 安達郡 二本松町 安達町 大玉村 本宮町 岩根村 一人	第四区 田村郡 安達郡 白沢村 岩代町 東和村 一人	第五区 相馬市 原町市 相馬郡 双葉郡 大熊町 標葉町 浪江町 大堀村 荻野村 津島村 葛尾村 一人	第六区 平市 石城郡 好間村 一人	
小川町 三和村 四倉町 川前村 双葉郡 久ノ浜町 大久村 広野町 木戸村 竜田村 富岡町 川内村 一人	第七区 勿来市 常磐市 磐城市 内郷市 石城郡 遠野町 田人村 一人	第八区 白河市 東白川郡 西白河郡 須賀川市 石川郡 岩瀬郡 南会津郡 大沼郡 河沼郡 柳津町 第十一区 会津若松市 北会津郡 河沼郡 会津坂下町 筑川村 一人					
勝常村 日橋村 堂島村 高郷村 第十二区 喜多方市 耶麻郡 茨城郡 一人	第一区 水戸市 東茨城郡 常陸村 石崎村 赤塚村 茨城町 飯富村 大洗町 一人	第二区 日立市 高萩市 常陸太田市 多賀郡 久慈郡 那珂湊市 勝田市 那珂郡 第四区 西茨城郡 東茨城郡 小川町 竹原村 堅倉村 内原村 常北町 桂村 御前山村 第五区 鹿島郡 一人					
行方郡 第六区 竜ヶ崎市 船敷郡 北相馬郡 取手町 藤代町 利根町 第七区 土浦市 筑波郡 第八区 石岡市 新治郡 第九区 下館市 下妻市 真壁郡 第十区 結城市 水海道市 結城郡 北相馬郡 菅生村 内守谷村 守谷町 第十一区 古河市 栃木県 一人	第一区 宇都宮市 宇都宮市役所桑川支所管内 宇都宮市役所城山支所管内 宇都宮市役所国本支所管内 宇都宮市役所榎井支所管内 宇都宮市役所富屋支所管内 宇都宮市役所中央出張所管内 宇都宮市役所戸祭出張所管内 一人						

昭和三十一年五月十六日 衆議院會議録第五十号追録

宇都宮市役所西出張所管内	宇都宮市役所歌の橋出張所管内	宇都宮市役所宝木出張所管内	宇都宮市役所陽南出張所管内	宇都宮市役所城東出張所管内	宇都宮市役所宮の橋出張所管内	宇都宮市役所上河原町、小袋町、押切町	宇都宮市	第一区に属しない区域	河内郡	第三区	日光市	今市市	鹿沼市	上都賀郡	第四区	足利市	足利郡	第五区	佐野市	安蘇郡	第六区	栃木市	下都賀郡	瑞穂村	水代村	藤岡町	岩舟村	小野寺村	富山村	静和村	都賀村	第七区	小山市	下都賀郡	国府村	壬生町		
石橋町	国分寺町	桑村	絹村	間々田町	野木村	寒川村	美田村	第八区	真岡市	芳賀郡	第九区	塩谷郡	第十区	大田原市	那須郡	群馬県	第一区	前橋市	第二区	高崎市	群馬郡	倉賀野町	岩鼻村	大類村	滝川村	京ヶ島村	第三区	藤岡市	富岡市	多野郡	甘楽郡	第四区	碓氷郡	群馬郡	榛名町	倉瀬村	笑郷町	相馬村
上郊村	群馬町	北群馬郡	桃井村	吉岡村	第五区	渋川市	吾妻郡	北群馬郡	伊香保町	長尾村	白郷井村	小野上村	第六区	沼田町	利根郡	勢多郡	北橋村	横野村	敷島村	富士見村	木瀬村	荒砥村	大胡町	宮城村	粕川村	第七区	伊勢崎市	佐波郡	第八区	桐生市	勢多郡	新里村	黒保根村	東村	山田郡	大岡町	第九区	太田市
館林市	新田郡	邑楽郡	山田郡	毛里田村	矢場川村	休泊村	埼玉県	第一区	浦和市	北足立郡	美笹村	戸田町	足立町	新座町	朝霞町	大和町	水谷村	第二区	川口市	北足立郡	蕨町	安行村	戸塚村	大門村	野田村	第三区	春日部市	北葛飾郡	松伏領村	吉川町	彦成村	早稲田村	東和村	庄和村	南埼玉郡	八条村	八幡村	
潮止村	越谷町	北足立郡	草加町	第四区	岩槻市	南埼玉郡	宮代町	久喜町	蓮田町	白岡町	菅沼町	北葛飾郡	栗橋町	静村	豊田村	鷲宮町	幸手町	杉戸町	第五区	行田市	加須市	羽生市	北埼玉郡	第六区	大宮市	鴻巣市	北足立郡	与野町	上尾町	伊奈村	桶川町	北本宿村	吹上町	第七区	川越市	狭山市	入間郡	
一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	

昭和三十一年五月十六日 衆議院會議錄第五十号追録

福岡村	大井村	鶴瀬村	南畑村	三芳村	坂戸町	鶴ヶ島村	飯能市	所沢市	入間郡	元狭山村	宮寺村	金子村	西武町	豊岡町	藤沢村	高萩村	日高町	東吾野村	原市場村	名栗村	吾野村	第九区	東松山市	比企郡	入間郡	毛呂山町	越生町	熊谷市	本庄市	深谷市	大里郡	大里村	妻沼町	豊里村	第十一区	大里郡		
寄居町	花園村	川本村	江南村	岡部村	秩父郡	岡神村	大滝村	荒川村	影森村	浦山村	横瀬村	高篠村	三沢村	大田村	皆野町	野上町	槻川村	大河原村	第十二区	秩父市	児玉郡	秩父郡	小鹿野町	三田川村	吉田町	上吉田村	倉尾村	千葉縣	千葉市	本庁管内	幕張支所管内	鎌倉支所管内	生浜支所管内	検見川出張所管内	千葉郡	泉町	第二区	
船橋市	習志野市	千葉郡	八千代町	第三区	市川市	松戸市	東葛飾郡	浦安町	南行徳町	第四区	野田市	柏市	東葛飾郡	鎌ヶ谷村	流山町	堀田村	川間村	関宿町	我孫子町	沼南村	第五区	成田市	佐倉市	印旛郡	第六区	佐原市	香取郡	第七区	銚子市	旭市	海上郡	第八区	東金市	八日市場市	匝瑳郡	山武郡	九十九里町	成東町
蓮沼村	松尾町	山武町	横芝町	芝山町	第九区	茂原市	長生郡	一宮町	長生村	白子町	豊岡村	本納町	長柄町	長南町	山武郡	大網白里町	土気町	第十区	夷隅郡	長生郡	睦沢村	第十一区	館山市	安房郡	第十二区	木更津市	君津郡	袖ヶ浦町	小磯村	平川町	富来田町	君津町	小糸町	清和村	富津町	大佐和町	天羽町	峰上村
第十三区	千葉市	第一区に属しない区域	市原郡	君津郡	上総町	東京都	第一区	千代田区	港区役所赤坂支所管内	第二区	港区	第一区に属しない区域	第三区	中央区	第四区	台東区	台東区役所竹町出張所管内	台東区役所西町出張所管内	台東区役所上野出張所管内	台東区役所入谷出張所管内	台東区役所金杉出張所管内	台東区役所谷中出張所管内	第五区	台東区	第四区に属しない区域	第六区	文京区	第七区	新宿区	角筈二丁目、角筈三丁目、角筈三丁目、歌舞伎町、東大久保一丁目、東大久保二丁目、東大久保三丁目、西大久保一丁目、西大久保二丁目、西大久保三丁目、西大久保四丁目、百人町一丁目、百人町二丁目、百人町三丁目、百人町四丁目、戸塚町一丁目								

[illegible]

昭和三十一年五月十六日 衆議院會議第五十号追録

田上村	一人	第十一區	東礪波郡
下田村	一人	小千谷市	西礪波郡
福島村	一人	十日町市	石川縣
大面村	一人	中魚沼郡	第一區
第八區	一人	第十二區	金沢市
見附市	一人	柏崎市	給坂新道、広坂通、山田屋小路
栃尾市	一人	刈羽郡	一番丁、山田屋小路二番丁、十三間町中丁、十三間町、上柿木島、里見町、油車、池田町立
南蒲原郡	一人	第十三區	丁、池田町一番丁、池田町三番丁、池田町三番丁、池田町四番丁、整町、新整町一丁目、新整町二丁目、新整町三丁目、茨木町、中本多町一番丁、中本多町二番丁、中本多町三番丁、中本多町四番丁、下本多町一番丁、下本多町二番丁、下本多町三番丁、下本多町四番丁、下本多町五番丁、下本多町六番丁、中本多町欠下丁、中本多町短丁、校町、杉浦町、水溜町、鱗町、中川除町、百姓町、川岸町、早遣町、下欠原町、片町、河原町、大工町、下柿木島、石浦町、仙石町、長町川岸、上伝馬町、下伝馬町、横伝馬町、裏伝馬町、古寺町、裏古寺町、木倉町、南長門町、北長門町、長町一番丁、長町二番丁、長町三番丁、塩川町、宝船路町、犀川下川除町、大蔵小路、高岡町上蔵ノ内、茶木町、大手町、梅本町、梅本町東横丁、梅本町西横丁、上胡桃町、下胡桃町、賢坂辻通、味噌蔵町上中丁、味噌蔵町下中丁、味噌蔵町片原町、味噌蔵町東丁、殿町、中町、上今町、下今町、尾張町、九人橋下通、小將町一番丁、小將町二番丁、小將町三番丁、小將町中丁、味噌蔵町間ノ町、成瀬町、材木町一丁目、材木町二丁目、八坂、木倉町、品川町、板前町、上新町、下新町、天神町一丁目、天神町二丁目、天神町三丁目、天神町四丁目、尻垂坂通一丁目、尻垂坂通二丁目、尻垂坂通三丁目、小尻谷町、出羽一番丁、九枚町、田町、田町新道、柿木町、森町一番丁、森町二番丁、森町三番丁、裏御小人町、御小人町、上松原町、下松原町、上堤町、下堤町、青草町、袋町、石屋小路、栄町、雨町、松ヶ枝町、高岡町、高岡町中蔵ノ内、高岡町下蔵ノ内、安江町、裏安江町一番丁、裏安江町二番丁、桶町、十間町、西町蔵ノ内通、西町一番丁、西町二番丁、西町三番丁、西町四番丁、上近江町、下近江町、博勞町、穴水町一番丁、穴水町二番丁、長土堀通、長土堀一番丁、長土堀二番丁、長土堀三番丁、長町四番丁、長町五番丁、長町六番丁、長町七番丁、長町八番丁、竹田町、古藤内町、三社七曲、三社弓ノ町、梅鉢清水、葛町、三社五十人町一番丁、三社五十人町二番丁、三社五十人町三番丁、高儀町、下高儀町、谷町、福富町、龜田町、西馬場町、新川除町、西御影町、富本町、元車町、大豆田町、大和町、穴水町三番丁、穴水町四番丁、宗叔町二番丁、大豆田新町、向中町、宗叔町三番丁、宗叔町四番丁、宗叔町五番丁、玉川町、長土堀四番丁、長土堀五番丁、長土堀六番丁、勝尾町、三社宮ノ前、三社宮ノ後、三社垣根町、三構、柳町、三社山岸、三社町、古道一番丁、白銀町、芳齊町、七宝町、新道、玉井町、英町、六枚町、島田町、昌町、田丸町、穴水町五番丁、三社山田町、古道一番丁、主柿之道、元菊町、木揚場町、長田町一町一番丁、長田町二番丁、長田町三番丁、長田町四番丁、長田町五番丁、長田町六番丁、長田町七番丁、長田町八番丁、折邊町、中橋町、大隅町、堀川町、中堀川町、東堀川町、西堀川町、洲上町、鍛冶町、鑄治片原町、荒町一丁目、荒町二丁目、荒町三丁目、太新保一番丁、太新保二番丁、太新保三番丁、太新保四番丁、太新保五番丁、太新保六番丁、太新保七番丁、太新保八番丁、此花町、横安江町、母衣町、彦三一番丁、彦三二番丁、彦三三番丁、彦三四番丁、彦三五番丁、彦三六番丁、彦三七番丁、彦三八番丁、五宝町、岩根町、塩屋町、巴町、笠市町、古餅指町、堀川間ノ町、象眼町、鷹簾町、浅野町、下浅野町、上中島町、浅野本町、梅沢町、浅野新町、水車町、下中島町、京町、乙丸町、高柳町、田中町、金屋町、裏金屋町、立川町、上牧町、中牧町、下牧町、鳴和町、御仲周町、平折町、元町、森山町一番丁、森山町二番丁、森山町三番丁、森山町四番丁、森山町五番丁、大衆免中通、井波町、大衆免片原町、大衆免七

昭和三十一年五月十六日 衆議院會議録第五十号追録

曲、大衆免龜淵町、大衆免堅町、大衆免横町、高道町、高道新町、山ノ上町一丁目、山ノ上町二丁目、山ノ上町三丁目、山ノ上町四丁目、山ノ上町五丁目、山下町、上小川町、春日町一丁目、春日町二丁目、春日町三丁目、春日町四丁目、春日町五丁目、上田町、上大樋町、下大樋町、同心町、春日中丁、馬場一番丁、馬場二番丁、馬場三番丁、馬場四番丁、馬場五番丁、馬場六番丁、森下町、東馬場町、小橋町、木町一番丁、木町二番丁、木町三番丁、木町四番丁、木綿町、八幡町、卯辰高町、卯辰町、卯辰下町、愛宕一番丁、愛宕二番丁、愛宕三番丁、愛宕四番丁、下小川町、鷺町、子来町、浅野川上川除町、越中町、又五郎町、兒玉小路、材木町三丁目、材木町四丁目、材木町五丁目、材木町六丁目、材木町七丁目、文善町一番丁、文善町二番丁、銀杏町、吹屋町、川端町、火除町、馬場崎町、桜町一番丁、桜町二番丁、桜町三番丁、桜町四番丁、桜町五番丁、桜町六番丁、並木町、並木下町、観音町一丁目、観音町二丁目、観音町三丁目、文善町三丁目、観音町三丁目、横山町一番丁、横山町二番丁、横山町三番丁、橋場町、主計町、常盤町、末広町、御歩町一番丁、御歩町二番丁、御歩町三番丁、御歩町四番丁、御歩町五番丁、東御影町、豊国町、三十人町、東長江町、夕日寺町、伝燈寺町、牧町、小

二又町、釣部町、神宮寺町、小坂町、御所町、三池町、神谷内町、福久町、法光寺町、柳橋町、百坂町、荒屋町、金市町、横枕町、疋田町、宮保町、千木町、千田町、今昭町、三浦町、三ッ口町、三ッ屋町、諸江町、割出町、北安江町、七ッ屋町、磯部町、松寺町、北寺町、沖町、大浦町、東蚊爪町、木越町、大河端町、須崎町、蚊爪町、北園町、戸水町、南新保町、御供田町、直江町、近岡町、大友町、栗崎町、五郎島町、大野町一丁目、大野町二丁目、大野町三丁目、大野町四丁目、大野町五丁目、大野町六丁目、大野町七丁目、目、金石冬瓜町、金石上本町、金石海禪寺町、金石長田町、金石今町、金石新町、金石重胆寺町、金石遠磨町、金石本町、金石横町、金石味増屋町、金石下本町、金石上寺町、金石下寺町、金石通町、金石港町、金石上浜町、金石松前町、金石浜町、金石御塩蔵町、金石新湯町、金石下新浜町、金石上越前町、金石下越前町、金石御船町、金石鉄砲町、金石松原町、金石相生町、金石古河町、金石上新浜町、普正寺町、藤江町、畝田町、無量寺町、寺中町、観音堂町、松村町、桂町、西念町、薬師堂町、二口町、若宮町、出雲町、桜田町、示野中町、示野町、大豆田本町、北町、二宮町、二ッ屋町、六丁町

第一区に属しない区域
石川郡 一人
第三区 一人
小松市
江沼郡
能美郡
第四区 一人
河内郡
羽咋郡
第五区 二人
七尾市
珠洲市
輪島市
鹿島郡
鳳至郡
珠洲郡
福井県
第一区 一人
福井市
坂井郡
吉田郡
河合村
森田町
第二区 一人
大野市
勝山市
大野郡
足羽郡
吉田郡
岡保村
東勝島村
松岡町
志比村
上志比村
第三区 一人
武生市
鯖江市
今立郡
南条郡

丹生郡
第四区 一人
敦賀市
小浜市
三方郡
遠敷郡
大飯郡
山梨県
第一区 一人
甲府市
第二区 一人
塩山市
山梨市
東山梨郡
東八代郡
第三区 一人
大月市
富士吉田市
都留市
北都留郡
南都留郡
第四区 一人
西八代郡
南巨摩郡
中巨摩郡
豊村
櫛形町
若草村
甲西町
第五区 一人
塩崎市
北巨摩郡
中巨摩郡
竜王村
敦島町
玉幡村
御影村
田之岡村
源村

白根町
芦安村
玉穂村
昭和田村
田富村
長野県
第一区 二人
長野市
須坂市
上水内郡
上高井郡
第二区 一人
飯山市
中野市
下水内郡
下高井郡
第三区 一人
更級郡
埴科郡
第四区 一人
上田市
小諸市
小県郡
第五区 一人
北佐久郡
南佐久郡
第六区 一人
諏訪市
諏訪郡
第七区 一人
岡谷市
伊那市
上伊那郡
辰野町
笑輪町
小野村
川島村
南箕輪村
藤沢村

第八区 一人
長藤村

駒ヶ根市
上伊那郡

飯島町
高遠町

西春近村
飯島町

七久保村
飯島町

上片桐村
飯島町

片桐村
飯島町

河南村
飯島町

美和村
飯島町

伊那里村
飯島町

三義村
飯島町

下伊那郡
飯島町

大島村
飯島町

山吹村
飯島町

市田村
飯島町

座光寺村
飯島町

上郷村
飯島町

喬木村
飯島町

豊丘村
飯島町

生田村
飯島町

大鹿村
飯島町

飯田市
飯島町

下伊那郡
飯島町

飯田市
飯島町

飯田市
飯島町

飯田市
飯島町

飯田市
飯島町

飯田市
飯島町

飯田市
飯島町

飯田市
飯島町

飯田市
飯島町

飯田市
飯島町

飯田市
飯島町

飯田市
飯島町

飯田市
飯島町

飯田市
飯島町

飯田市
飯島町

浪合村
一人

平谷村
一人

根羽村
一人

下条村
一人

富草村
一人

大下条村
一人

和合村
一人

壳木村
一人

且開村
一人

神原村
一人

平岡村
一人

泰阜村
一人

千代村
一人

龍江村
一人

下久堅村
一人

上久堅村
一人

上村
一人

木沢村
一人

遠山村
一人

松本市
一人

松本市
一人

松本市
一人

松本市
一人

松本市
一人

松本市
一人

松本市
一人

松本市
一人

松本市
一人

松本市
一人

松本市
一人

松本市
一人

松本市
一人

松本市
一人

松本市
一人

松本市
一人

松本市
一人

松本市
一人

厚見支所管内
一人

日野支所管内
一人

長森北支所管内
一人

長森南支所管内
一人

岩支所管内
一人

第一区に属しない区域
一人

第一区に属しない区域
一人

第一区に属しない区域
一人

第一区に属しない区域
一人

第一区に属しない区域
一人

第一区に属しない区域
一人

第一区に属しない区域
一人

第一区に属しない区域
一人

第一区に属しない区域
一人

第一区に属しない区域
一人

第一区に属しない区域
一人

第一区に属しない区域
一人

第一区に属しない区域
一人

第一区に属しない区域
一人

第一区に属しない区域
一人

第一区に属しない区域
一人

第一区に属しない区域
一人

第一区に属しない区域
一人

第一区に属しない区域
一人

第一区に属しない区域
一人

第一区に属しない区域
一人

第一区に属しない区域
一人

第一区に属しない区域
一人

第一区に属しない区域
一人

第一区に属しない区域
一人

第一区に属しない区域
一人

第一区に属しない区域
一人

第一区に属しない区域
一人

第一区に属しない区域
一人

第一区に属しない区域
一人

第一区に属しない区域
一人

第一区に属しない区域
一人

第八区 一人
郡上郡

益田郡
加茂郡

川辺町
下麻生町

七宗村
八百津町

久田見村
久田見村

湖南村
湖南村

福地村
福地村

蘇原村
蘇原村

黒川村
黒川村

白川村
白川村

東白川村
東白川村

佐見村
佐見村

第九区 一人
高山市

吉城郡
吉城郡

大野郡
大野郡

静岡県
静岡県

第一区 一人
静岡市

一番町、二番町、三番町、四番町、五番町、六番町、田町一丁目、柳町、安西一丁目、安西二丁目、安西三丁目、宮ヶ崎町、八千代町、安倍町、北番町、片羽町、材木町、末広町、若松町、神明町、葵町、研屋町、柚木町、土太夫町、上桶屋町、茶町一丁目、茶町二丁目、錦町、住吉町一丁目、住吉町二丁目、井宮町、水道町、龍上、龍上新田、伝馬町新田、辰起町、松富下組七間町、人宿町一丁目、上石町、兩替町一丁目、兩替町二丁目、吳服町一丁目、吳服町二丁目、常磐町一丁目、昭和町、御幸町、

新屋町、御器屋町、西草深町、東草深町一丁目、東草深町二丁目、東草深町三丁目、追手町、馬場町、車町、中町、富士見町、金座町、水落町一丁目、水落町二丁目、水落町三丁目、本通一丁目、本通二丁目、本通三丁目、長谷町、安東柳町、安東本町、安東一丁目、安東二丁目、安東三丁目、北安東、北安東町、浅間町一丁目、浅間町二丁目、丸山町、大岩町一丁目、大岩町二丁目、大岩、大岩宮下町、音羽町、東鷹匠町、横内町、太田町、上香谷町、西千代田町、緑町、巴町、銭座町、瓦場町、春日町、鷹匠町一丁目、鷹匠町二丁目、鷹匠町三丁目、伝馬町、柴町、日吉町、相生町一丁目、相生町二丁目、日出町、横田町一丁目、横田町二丁目、横田町三丁目、東町、春日町一丁目、春日町二丁目、春日町三丁目、香谷一丁目、香谷二丁目、香谷三丁目、香谷四丁目、香谷五丁目、千代田、上土新田、上土豊地新田、浅畑沼新田、川合、上足洗、南沼上、香谷川合新田、北、東、羽高、有永、南、池ヶ谷、浅畑新田、豊原町、曲金一丁目、曲金二丁目、曲金三丁目、曲金四丁目、曲金五丁目、曲金、柚木、長沼、小黒、小黒一丁目、小黒二丁目、小黒三丁目、小黒四丁目、小黒五丁目、小黒六丁目、小黒七丁目、小黒八丁目、東若松町一丁目、東若松町二丁目、東若松町三丁目、東若松町四丁目、

四二

目、宮前町、小鹿、有東、池田、 聖一色、古庄、栗原、国吉田、 瀬名、瀬名川、北沼上、長尾、平 山、松富上組、手一右衛門新田、 福田ヶ谷、下、牛妻、門屋、郷 島、野田平、俵峰、油島、俵沢	第二区 一人
静岡市	第一区に属しない区域
安倍郡	第三区 一人
清水市	第四区 一人
庵原郡	第五区 一人
富士宮市	第六区 一人
吉原市	第七区 一人
富士市	第八区 一人
富士郡	第九区 一人
三島市	第十区 一人
御殿場市	第十一区 一人
田方郡	第十二区 一人
伊豆長岡町	第十三区 一人
修善寺町	第十四区 一人
戸田村	第十五区 一人
土肥町	第十六区 一人
西豆村	第十七区 一人
函南村	第十八区 一人
韭山村	第十九区 一人
大仁町	第二十区 一人
北狩野村	第二十一区 一人
下狩野村	第二十二区 一人
中狩野村	第二十三区 一人
上狩野村	第二十四区 一人
中大見村	第二十五区 一人
上大見村	第二十六区 一人
駿東郡	第二十七区 一人
裾野町	第二十八区 一人
深良村	第二十九区 一人
須走村	第三十区 一人
北郷村	第三十一区 一人
小山町	第三十二区 一人
沼津市	第三十三区 一人
駿東郡	第三十四区 一人
原町	第三十五区 一人
清水村	第三十六区 一人
長泉村	第三十七区 一人
須山村	第三十八区 一人
富岡村	第三十九区 一人
熱海市	第四十区 一人
伊東市	第四十一区 一人
賀茂郡	第四十二区 一人
田方郡	第四十三区 一人
網代町	第四十四区 一人
焼津市	第四十五区 一人
藤枝市	第四十六区 一人
志太郡	第四十七区 一人
広幡村	第四十八区 一人
岡部町	第四十九区 一人
大井川町	第五十区 一人
島田市	第五十一区 一人
榛原郡	第五十二区 一人
志太郡	第五十三区 一人
東川根村	第五十四区 一人
徳山村	第五十五区 一人
掛川市	第五十六区 一人
小笠郡	第五十七区 一人
周智郡	第五十八区 一人
磐田郡	第五十九区 一人
浅羽村	第六十区 一人
袋井町	第六十一区 一人
竜川村	第六十二区 一人
竜山町	第六十三区 一人
浦川町	第六十四区 一人
佐久間村	第六十五区 一人
山香村	第六十六区 一人
城西村	第六十七区 一人
水窪町	第六十八区 一人
磐田郡	第六十九区 一人
磐田郡	第七十区 一人
田原村	第七十一区 一人
福田町	第七十二区 一人
於保村	第七十三区 一人
竜洋町	第七十四区 一人
豊田村	第七十五区 一人
豊岡村	第七十六区 一人
二俣町	第七十七区 一人
光明村	第七十八区 一人
上阿多古村	第七十九区 一人
下阿多古村	第八十区 一人
熊村	第八十一区 一人
浜名郡	第八十二区 一人
浜名町	第八十三区 一人
北浜村	第八十四区 一人
赤佐村	第八十五区 一人
中瀬村	第八十六区 一人
横志村	第八十七区 一人
引佐郡	第八十八区 一人
龜玉村	第八十九区 一人
第十三区	第九十区 一人
浜松市	第九十一区 一人
本庁管内	第九十二区 一人
新津支所管内	第九十三区 一人
白脇支所管内	第九十四区 一人
五島支所管内	第九十五区 一人
芳川支所管内	第九十六区 一人
河輪支所管内	第九十七区 一人
曳馬支所管内	第九十八区 一人
蒲支所管内	第九十九区 一人
笠井支所管内	第一百区 一人
長上支所管内	第一百零一区 一人
和田支所管内	第一百零二区 一人
中ノ町支所管内	第一百零三区 一人
飯田支所管内	第一百零四区 一人
第十四区	第一百零五区 一人
浜松市	第一百零六区 一人
第十三区に属しない区域	第一百零七区 一人
浜名郡	第一百零八区 一人
可美村	第一百零九区 一人
篠原村	第一百一十区 一人
舞阪町	第一百一十一区 一人
新居町	第一百一十二区 一人
湖西町	第一百一十三区 一人
庄内村	第一百一十四区 一人
和地村	第一百一十五区 一人
伊佐見村	第一百一十六区 一人
雄踏町	第一百一十七区 一人
入野村	第一百一十八区 一人
引佐郡	第一百一十九区 一人
細江町	第一百二十区 一人
引佐町	第一百二十一区 一人
三ヶ日町	第一百二十二区 一人
愛知県	第一百二十三区 一人
第一区	第一百二十四区 一人
東区	第一百二十五区 一人
中区	第一百二十六区 一人
北区	第一百二十七区 一人
西区	第一百二十八区 一人
瑞穂区	第一百二十九区 一人
熱田区	第一百三十区 一人
港區	第一百三十一区 一人
昭和区	第一百三十二区 一人
隼人町、花見通二丁目、花見通 三丁目、上山町二丁目、上山町 二丁目、上山町三丁目、上山町 四丁目、高峯町、清川町、檀溪 通三丁目、檀溪通四丁目、檀溪 通五丁目、南山町、山中町二丁 目、山里町、山手通一丁目、山 手通二丁目、山手通三丁目、山 手通四丁目、山手通五丁目、八 事本町、五軒家町、妙見町、沙 見町、広路町字石坂、広路町字 北石坂、広路町字池田、広路町 字南山、広路町字梅園、広路町 字松風園、広路町字雲雀ヶ丘、 広路町字隼人、駒方町一丁目、 駒方町二丁目、駒方町三丁目、 駒方町四丁目、駒方町五丁目、 駒方町六丁目、川名山町、川名 山町一丁目、石仏町一丁目、石 仏町二丁目、戸田町一丁目、戸 田町二丁目、戸田町三丁目、戸 田町四丁目、戸田町五丁目、陶 生町一丁目、陶生町二丁目、若 柳町一丁目、若柳町二丁目、若 柳町三丁目、鶴羽町三丁目、長 池町一丁目、長池町二丁目、長 池町三丁目、長池町四丁目、長 池町五丁目、長池町六丁目、長 池町一丁目、長戸町二丁目、長戸 町三丁目、長戸町四丁目、長戸町五 丁目、長戸町六丁目、大和町一丁 目、大和町二丁目、松風町一丁 目、松風町二丁目、松風町三丁 目、藤成通一丁目、藤成通二丁 目、藤成通三丁目、藤成通四丁 目、藤成通五丁目、藤成通六丁 目、台町一丁目、台町二丁目、台 町三丁目、小核町三丁目、紅梅町 一丁目、紅梅町二丁目、紅梅町三 丁目、御器所通一丁目、御器所 通二丁目、御器所通三丁目、恵 方町一丁目、恵方町二丁目、恵 方町三丁目、天神町二丁目、天	第一百三十区 一人

神町二丁目、天神町三丁目、阿由知通四丁目、阿由知通五丁目、荒田町一丁目、荒田町二丁目、荒田町三丁目、荒田町四丁目、荒田町五丁目、榎山町一丁目、榎山町二丁目、榎山町三丁目、榎山町四丁目、榎山町五丁目、菊園町一丁目、菊園町二丁目、菊園町三丁目、菊園町四丁目、菊園町五丁目、明月町一丁目、明月町二丁目、明月町三丁目、緑町三丁目、南分町一丁目、南分町二丁目、南分町三丁目、南分町四丁目、南分町五丁目、南分町六丁目、下橋町一丁目、塩付通四丁目、塩付通五丁目、塩付通六丁目、塩付通七丁目、広路北町一丁目、広路北町二丁目、広路北町三丁目、広路通一丁目、広路町字藤成、広路町字下橋、広路町字石仏、池端町一丁目、池端町二丁目、東畑町一丁目、東畑町三丁目、滝子通一丁目、滝子通二丁目、滝子通三丁目、滝子通四丁目、丸屋町一丁目、丸屋町二丁目、丸屋町三丁目、丸屋町四丁目、丸屋町五丁目、丸屋町六丁目、御所町一丁目、御所町二丁目、永金町一丁目、永金町二丁目、出口町一丁目、出口町二丁目、出口町三丁目、天池町一丁目、天池町二丁目、天池町三丁目、広池町、広見町一丁目、広見町二丁目、広見町三丁目、広見町四丁目、広見町五丁目、広見町六丁目、狹間町、東郊通一丁目、東郊通二丁目、東郊通三丁目、東郊通

三丁目、東郊通四丁目、東郊通五丁目、東郊通六丁目、東郊通七丁目、東郊通八丁目、東郊通九丁目、鶴舞町、山脇町二丁目、山脇町三丁目、山脇町四丁目、小針町一丁目、小針町二丁目、小針町三丁目、小針町四丁目、幸楽町一丁目、幸楽町二丁目、幸楽町三丁目、桜井町一丁目、桜井町二丁目、木市町、島西町一丁目、島西町二丁目、島西町三丁目、洲原町一丁目、洲原町二丁目、洲原町三丁目、洲原町四丁目、洲原町五丁目、洲原町六丁目、吸場町一丁目、吸場町二丁目、吸場町三丁目、都島町一丁目、都島町二丁目、村田町一丁目、村田町二丁目、村田町三丁目、御器所町一丁目、御器所町二丁目、御器所町三丁目、御器所町四丁目、御器所町五丁目、御器所町六丁目、御器所町七丁目、御器所町八丁目、御器所町九丁目、御器所町字出口、御器所町字水金、御器所町字荒畑、円上町一丁目、円上町二丁目、円上町三丁目、島退町一丁目、島退町二丁目、島退町三丁目、堀江町一丁目、堀江町二丁目、堀江町三丁目、堀江町四丁目、堀江町五丁目、堀江町六丁目、堀江町七丁目、堀江町八丁目、鎌田町一丁目、鎌田町二丁目、鎌田町三丁目、鎌田町四丁目、鎌田町五丁目、鎌田町六丁目、高辻通一丁目、高辻通二丁目、高辻通三丁目、堀江町一丁目、堀江町二丁目、堀江町三丁目

中
川
区

[illegible]

渡町字水深、西古渡町字島ノ前、童子町一丁目、童子町二丁目、童子町三丁目、童子町四丁目、童子町五丁目、尾頭橋通一丁目、尾頭橋通二丁目、尾頭橋通三丁目、八千代通一丁目、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三丁目、八幡町四丁目、八幡町五丁目、八幡町六丁目、八幡通二丁目、八幡通六丁目、八熊町字井桁畔、八熊町字畑代、八熊町字笠取、八熊町字津坂、八熊町字長町、八熊町字野峠、八熊町字柳原、八熊町字小山、八熊町字五反畑、八熊町字寺田、八熊町字出郷、八熊町字荒江、八熊町字三反田、八熊町字木場畔、八熊町字島ノ山、八熊町字西越、八熊町字中川新田、八熊町字上新田、八熊町字下西越、八熊町字小屋畑、八熊町字苗田、八熊町字下新谷、八熊町字田ケ後、八熊町字東起、八熊町字村東、八熊町字上脇、八熊町字下脇、八熊町字瀬戸畑、八熊町字下新田、八熊町字沖ノ畑、八熊町字割田東、八熊町字古海道、八熊町字五女子西、八熊町字西石場、八熊町字二本伏、八熊町字東脇、八熊町字上新ヶ谷、八熊町字掛上り、八熊町字石場、八熊町字二女子境、八熊町字三味越、八熊町字五升田、八熊町字中街道、八熊町字大池、八熊町字南荒江、小山町、砦仁町一丁目、砦仁町二丁目、牛立町一丁目、牛立町二丁目、牛立町三丁目、牛立町四丁目、牛立町五丁目、野立町字下川田の5

ち熱田区に属しない区域、野立町字荒越のうち熱田区に属しない区域、野立町字喧嘩池のうち熱田区に属しない区域、野立町字三味越のうち熱田区に属しない区域、野立町字下ノ切、野立町字上川田、野立町字七百成、野立町字水落、野立町字海道畔のうち熱田区に属しない区域、野立町字大山、野立町字内新田、野立町字西新開、野立町字東河田、野立町字下地、野立町字明田、野立町字野田、野立町字字新田、野立町字神明前、野立町字新落山、野立町字瀬戸、野立町字段ノ上、野立町字七畝割、清川町一丁目、清川町二丁目、清川町三丁目、清川町四丁目、清川町五丁目、清川町六丁目、石場町、二女子町一丁目、二女子町二丁目、二女子町三丁目、二女子町四丁目、二女子町五丁目、二女子町六丁目、二女子町七丁目、富川町一丁目、富川町二丁目、富川町三丁目、富川町四丁目、富川町五丁目、八幡本通二丁目、八島町一丁目、柳島町一丁目、柳島町二丁目、柳島町三丁目、柳島町六丁目、無番地（中川運河用地中幹線二十一号地から三十八号地の一まで）、八劔町一丁目、八劔町二丁目、八劔町三丁目、八劔町四丁目、玉川町一丁目、玉川町二丁目、玉川町三丁目、玉川町四丁目、外新町一丁目、外新町二丁目、外新町三丁目、外新町四丁目、堀川町一丁目、堀川町

昭和三十一年五月十六日 衆議院會議録第五十号追録

第十一区 一人

南区

第三区に属しない区域

半田市

知多郡

東浦町

大府町

有松町

大高町

上野町

武豊町

第十二区 一人

常滑市

知多郡

阿久比町

横須賀町

知多町

小鈴谷町

内海町

豊浜町

師崎町

篠島村

日間賀島村

美浜町

第十三区 一人

西尾市

碧南市

幡豆郡

第十四区 一人

安城市

刈谷市

碧海郡

高浜町

桜井村

六ツ美村

知立町

第十五区 一人

挙母市

東加茂郡

西加茂郡

碧海郡

高岡村

上郷村

第十六区 一人

岡崎市

額田郡

第十七区 一人

豊川市

北設楽郡

南設楽郡

八名郡

宝飯郡

一宮村

第十八区 二人

豊橋市

蒲郡市

渥美郡

宝飯郡

御油町

音羽町

小坂井町

御津町

形原町

西浦町

三重県

第一区 一人

津市

安濃郡

河芸郡

一志郡

久居町

香良洲町

第二区 一人

桑名市

桑名郡

員弁郡

三重郡

朝日町

川越村

保々村

竹永村

朝明村

第三区 一人

第四区 一人

鈴鹿市

龜山市

鈴鹿郡

三重郡

菰野町

楠町

水沢村

第五区 一人

上野市

名張市

阿山郡

名賀郡

一志郡

白山町

美杉村

第六区 二人

松阪市

飯南郡

多気郡

一志郡

三雲村

度会郡

玉城町

小俣町

滝原町

南勢町

御園村

下外城田村

七保村

第七区 一人

伊勢市

鳥羽市

志摩郡

度会郡

二見町

第八区 一人

尾鷲市

熊野市

北牟婁郡

南牟婁郡

度会郡

南島町

柏崎村

大内山村

第九区 一人

大津市

滋賀郡

高島郡

草津市

栗太郡

甲賀郡

第三区 一人

近江八幡市

八日市市

蒲生郡

野洲郡

第四区 一人

彦根市

大上郡

愛知郡

神崎郡

第五区 一人

長浜市

坂田郡

東浅井郡

伊香郡

第一区 一人

中京区

第二区 一人

上京区

第三区 一人

左京区

第四区 一人

右京区

第五区 一人

下京区

第六区 一人

東山区

伏見区

第七区 一人

宇治市

久世郡

乙訓郡

綴喜郡

相楽郡

第八区 一人

綾部市

亀岡市

何鹿郡

船井郡

南桑田郡

北桑田郡

第九区 一人

舞鶴市

福知山市

加佐郡

天田郡

第十区 一人

宮津市

宇陀郡

中郡

竹野郡	熊野郡	大阪府	第一区	東成区	第二区	城東区	第三区	都島区	旭区	第四区	北区	大淀区	福島区	第五区	東淀川区	第六区	西淀川区	此花区	第七区	西区	港区	大正区	第八区	南区	天王寺区	浪速区	第九区	西成区	第十区	阿倍野区	第十一区	住吉区	第十二区	東住吉区	第十三区	生野区				
一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人			
第十四区	豊中市	池田市	豊能郡	三島郡	豊川村	第十五区	吹田市	茨木市	三島郡	三宅村	味舌町	味生村	島飼村	第十六区	高槻市	枚方市	三島郡	島本町	富田町	第十七区	守口市	寝屋川市	北河内郡	第十八区	布施市	河内市	第十九区	八尾市	枚岡市	松原市	中河内郡	南河内郡	志紀町	国分町	第二十区	富田林市	河内長野市	南河内郡		
一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人		
石川村	磯長村	山田村	白木村	河内村	中村	赤阪村	千早村	東条村	南八下村	北八下村	古市町	駒ヶ谷村	西浦村	狭山町	登美丘町	日置荘町	平尾村	黒山村	丹南村	丹比村	埴生村	高鷲町	藤井寺町	道明寺町	第二十一区	堺市	本庁管内	第二十二区	堺市	第二十一区に属しない区域	泉北郡	高石町	福泉町	美木多村	泉ヶ丘町	第二十三区	岸和田市	泉大津市		
一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人
泉北郡	信太村	和泉町	忠岡町	八坂町	北池田村	北松尾村	南池田村	南横山村	横山村	南松尾村	第二十四区	貝塚市	泉佐野市	泉南郡	兵庫県	第一区	東灘区	灘区	葺合区	生田区	兵庫区	本庁管内	桶谷町、梅元町、矢部町、神田町、馬場町、五宮町、上祇園町、下祇園町、上三条町、下三条町、平野町、湊山町、雪御所町、山王町一丁目、山王町二丁目、天王町一丁目、天王町二丁目、天王町三丁目、鳥原村、千鳥町一丁目、千鳥町二丁目、千鳥町三丁目、千鳥町四丁目、都乃乃町一丁目、都乃乃町二丁目、都乃乃町三丁目、石井町一丁目、石井町二丁目、石井町三丁目、石井町四丁目、石井町五丁目、石井村、菊水町一丁目、菊水町二丁目、菊水町三丁目、菊水町四丁目	第二区	長田区	須磨区	垂水区	兵庫区	第三区	西宮市	本庁管内	鳴尾支所管内	瓦木支所管内	甲東支所管内						
一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人

四七

昭和三十一年五月十六日 衆議院會議錄第五十号追録

屋町、万町、東鎮治屋町、舟大
工町、西大工町、南大工町、北
大工町、鷺ノ森東ノ丁、鷺ノ森
新道、鷺ノ森明神ノ丁、鷺ノ森西
ノ丁、鷺ノ森片町、鷺ノ森中ノ
丁、鷺ノ森、鷺ノ森二十五本
松、鷺ノ森堂前丁、鷺ノ森南ノ
丁、曲尺丁、恵光寺門前下、六
軒丁、元博勢町、杉ノ馬場一丁
目、杉ノ馬場二丁目、杉ノ馬場
三丁目、杉ノ馬場四丁目、杉ノ
馬場五丁目、徳田木丁、石橋
丁、西蔵前丁、東蔵前丁、屏風
丁、九家ノ丁、西布經丁一丁
目、西布經丁二丁目、西布經丁
三丁目、西布經丁四丁目、西布
經丁五丁目、西布經丁六丁目、
西釘貫丁一丁目、西釘貫丁二
丁目、西釘貫丁三丁目、源蔵馬
場一丁目、源蔵馬場二丁目、一
筋目、二筋目、三筋目、四筋
目、五筋目、六筋目、東布經丁
一丁目、東布經丁二丁目、東布
經丁三丁目、東布經丁四丁目、
東布經丁五丁目、東布經丁六丁
目、西鎮治屋町、駿河町、福
町、下半町、寄合町、一番丁、
二番丁、三番丁、四番丁、五番
丁、六番丁、七番丁、八番丁、
九番丁、十番丁、十一番丁、十
二番丁、十三番丁、南汀丁、北
汀丁、西汀丁、屋形町一丁目、
屋形町二丁目、屋形町三丁目、
屋形町四丁目、屋形町五丁目、
三木町堀詰、三木町中ノ丁、三
木町台所丁、三木町南ノ丁、有
田屋町西ノ丁、上野町一丁目、
上野町二丁目、上野町三丁目、
雑賀屋町、有田屋町南ノ町、雑賀

屋町東ノ丁、漢通丁南一丁目、
漢通丁南二丁目、漢通丁南三丁
目、漢通丁南四丁目、東坂ノ上
丁、西坂ノ上丁、材木丁、植松
丁、西河岸町、加納町、北半
町、南半町、北土佐丁、土佐町
一丁目、土佐町二丁目、土佐町
三丁目、土佐町四丁目、西長町
一丁目、西長町二丁目、西長町
三丁目、西長町四丁目、七曲
り、北甚五兵衛丁、南甚五兵衛
丁、鶴町、北中岡町、南中岡
町、北田辺丁、南田辺丁、北相
生丁、東長町一丁目、東長町二
丁目、東長町三丁目、東長町四
丁目、東長町五丁目、東長町六
丁目、東長町七丁目、東長町八
丁目、東長町九丁目、東長町十
丁目、東長町十一丁目、久右衛
門丁、徒町、広道、漢通丁北一
丁目、漢通丁北二丁目、漢通丁
北三丁目、漢通丁北四丁目、北
坂ノ上丁、小松原通二丁目、小
松原通三丁目、小松原通四丁
目、小松原通五丁目、小松原通
六丁目、小松原通七丁目、小松
原通八丁目、小松原通九丁目、
小松原通十丁目、有田屋町、
漢、網屋町、伝法橋南ノ丁、
漢紺屋町一丁目、漢紺屋町二
丁目、漢紺屋町三丁目、漢本
町一丁目、漢本町二丁目、漢本
町三丁目、漢本町四丁目、漢
本町五丁目、漢本町六丁目、漢
本町七丁目、漢本町八丁目、漢
本町九丁目、漢本町十丁目、漢
本町十一丁目、漢本町十二丁目、
漢本町十三丁目、漢本町十四丁
目、漢本町十五丁目、漢本町十
六丁目、漢本町十七丁目、漢本
町十八丁目、漢本町十九丁目、
漢本町二十丁目、漢本町二十一
丁目、漢本町二十二丁目、漢本
町二十三丁目、漢本町二十四丁
目、漢本町二十五丁目、漢本町
二十六丁目、漢本町二十七丁目、
漢本町二十八丁目、漢本町二十
九丁目、漢本町三十丁目、漢本
町三十一丁目、漢本町三十二丁
目、漢本町三十三丁目、漢本町
三十四丁目、漢本町三十五丁目、
漢本町三十六丁目、漢本町三十七
丁目、漢本町三十八丁目、漢本
町三十九丁目、漢本町四十丁目、
漢本町四十一丁目、漢本町四十
二丁目、漢本町四十三丁目、漢
本町四十四丁目、漢本町四十五
丁目、漢本町四十六丁目、漢本
町四十七丁目、漢本町四十八丁
目、漢本町四十九丁目、漢本町
五十丁目、漢本町五十一丁目、
漢本町五十二丁目、漢本町五十
三丁目、漢本町五十四丁目、漢
本町五十五丁目、漢本町五十六
丁目、漢本町五十七丁目、漢本
町五十八丁目、漢本町五十九丁
目、漢本町六十丁目、漢本町六
十一丁目、漢本町六十二丁目、
漢本町六十三丁目、漢本町六十
四丁目、漢本町六十五丁目、漢
本町六十六丁目、漢本町六十七
丁目、漢本町六十八丁目、漢本
町六十九丁目、漢本町七十丁目、
漢本町七十一丁目、漢本町七十
二丁目、漢本町七十三丁目、漢
本町七十四丁目、漢本町七十五
丁目、漢本町七十六丁目、漢本
町七十七丁目、漢本町七十八丁
目、漢本町七十九丁目、漢本町
八十丁目、漢本町八十一丁目、
漢本町八十二丁目、漢本町八十
三丁目、漢本町八十四丁目、漢
本町八十五丁目、漢本町八十六
丁目、漢本町八十七丁目、漢本
町八十八丁目、漢本町八十九丁
目、漢本町九十丁目、漢本町九
十一丁目、漢本町九十二丁目、
漢本町九十三丁目、漢本町九十
四丁目、漢本町九十五丁目、漢
本町九十六丁目、漢本町九十七
丁目、漢本町九十八丁目、漢本
町九十九丁目、漢本町一百丁

丁目、男ノ芝丁、片岡町一丁
目、片岡町二丁目、藪ノ丁、岡
山町、山蔭丁、介財天丁、谷
町、華辺丁、南細工町、南片原
一丁目、南片原二丁目、広瀬通
一丁目、広瀬通二丁目、広瀬通
三丁目、広瀬通四丁目、広瀬通
五丁目、広瀬通六丁目、広瀬通
七丁目、広瀬通八丁目、広瀬通
九丁目、広瀬通十丁目、元町奉
行丁一丁目、元町奉行二丁目、
雑賀道、鷹匠町一丁目、鷹
匠町二丁目、鷹匠町三丁目、鷹
匠町四丁目、鷹匠町五丁目、鷹
匠町六丁目、鷹匠町七丁目、鷹
匠町八丁目、鷹匠町九丁目、鷹
匠町十丁目、島崎町一丁目、島
崎町二丁目、島崎町三丁目、島
崎町四丁目、島崎町五丁目、島
崎町六丁目、島崎町七丁目、島
崎町八丁目、島崎町九丁目、島
崎町十丁目、田中町一丁目、田
中町二丁目、田中町三丁目、田
中町四丁目、田中町五丁目、田
中町六丁目、田中町七丁目、田
中町八丁目、田中町九丁目、田
中町十丁目、木広町一丁目、木
広町二丁目、木広町三丁目、木
広町四丁目、木広町五丁目、木
広町六丁目、木広町七丁目、木
広町八丁目、木広町九丁目、木
広町十丁目、吹屋町一丁目、吹
屋町二丁目、吹屋町三丁目、吹
屋町四丁目、吹屋町五丁目、吹
屋町六丁目、吹屋町七丁目、吹
屋町八丁目、吹屋町九丁目、吹
屋町十丁目、美園町一丁目、美
園町二丁目、美園町三丁目、美
園町四丁目、美園町五丁目、手
平、手平出島、新留丁、和歌町、
船場町、北細工町、東紺屋町、
西紺屋町一丁目、西紺屋町二丁
目、南材木丁一丁目、南材木丁
二丁目、南材木丁三丁目、新通
一丁目、新通二丁目、新通三丁
目、新通四丁目、新通五丁目、
新通六丁目、新通七丁目、新中
通一丁目、新中通二丁目、新中
通三丁目、新中通四丁目、新中
通五丁目、新中通六丁目、新中
通七丁目、新中通八丁目、新中
通九丁目、新中通十丁目、茶屋
丁、毛草屋丁、柳丁、柳差町一
丁目、柳差町二丁目、橋向丁、
北ノ新地一丁目、北ノ新地二丁

目、蔵小路、橋右衛門小路、北
ノ新地東ノ丁、北ノ新地中六軒
丁、上六軒丁、尾崎丁、作事
丁、南相生丁、出口甲賀丁、出
口中ノ丁、出口端ノ丁、出口新
端ノ丁、金龍寺丁、小貝丁、舟
津町一丁目、舟津町二丁目、舟
津町三丁目、舟津町四丁目、漢
御殿一丁目、漢御殿二丁目、漢
御殿三丁目、漢御殿四丁目、漢
御殿五丁目、漢御殿六丁目、漢
御殿七丁目、漢御殿八丁目、漢
御殿九丁目、漢御殿十丁目、今
福、関戸、茶屋ノ丁、芝ノ
丁、漢桶屋町、真砂丁一丁目、
真砂丁二丁目、車坂西ノ丁、車
坂丁一丁目、車坂丁二丁目、寺
町、東長町中ノ丁、溝ノ丁、磯
山丁一丁目、磯山丁二丁目、磯
山丁三丁目、磯山丁四丁目、苦
屋町一丁目、苦屋町二丁目、苦
屋町三丁目、玉藻丁一丁目、玉
藻丁二丁目、豊原丁一丁目、豊
原丁二丁目、豊原丁三丁目、豊
原丁四丁目、新堀七軒丁、新堀
一丁目、新堀二丁目、新堀三丁
目、新堀四丁目、新堀五丁目、
新堀六丁目、新堀七丁目、新堀
八丁目、新堀北ノ丁一丁目、新
堀北ノ丁二丁目、新堀北ノ丁三
丁目、東徒町、中徒町、西徒
町、浜見丁、洲崎丁、塩木丁、
大泉寺丁、北河岸丁一丁目、北
河岸丁二丁目、北河岸丁三丁
目、北河岸丁四丁目、北河岸丁
五丁目、新堀二十軒丁、新堀井
戸ノ丁、新堀南ノ丁一丁目、新
堀南ノ丁二丁目、塩木丁、中橋
筋、宇須、塩屋、和歌浦一ノ一
番地から二八二番地まで、西

浜、小雑賀、岡町、中島、杭ノ
瀬、南出島、新中島、雄松町一
丁目、雄松町二丁目、雄松町三
丁目、雄松町四丁目、雄松町五
丁目、雄松町六丁目、雄松町七
丁目、雄松町八丁目、雄松町九
丁目、雄松町十丁目、三沢町一
丁目、三沢町二丁目、三沢町三
丁目、三沢町四丁目、三沢町五
丁目、三沢町六丁目、三沢町七
丁目、三沢町八丁目、三沢町九
丁目、三沢町十丁目、沙見町一
丁目、沙見町二丁目、沙見町三
丁目、沙見町四丁目、沙見町五
丁目、友田町一丁目、友田町二
丁目、友田町三丁目、友田町四
丁目、友田町五丁目、友田町六
丁目、友田町七丁目、友田町八
丁目、友田町九丁目、友田町十
丁目、吉田、黒田、納定、中之
島、松島、加納、新在家、有
本、南休賀町、北休賀町、南
雑賀町、新雑賀町、新堀丁、
坊主丁、敷寄屋丁、太挽丁、新
大工丁、新八丁屋丁、鈴九丁、
北ノ新地一丁目、北ノ新地裏田
町、北ノ新地分銅町、北ノ新地
田町、北ノ新地下六軒丁、岡南ノ
丁、岡北ノ丁、岡織屋小路、岡
袋町、岡林泉寺町、岡内福院東
ノ丁、岡内福院西ノ丁、煙屋敷
新道丁、煙屋敷松ヶ枝丁、煙屋
敷兵庫ノ丁、煙屋敷千体仏丁、
煙屋敷中ノ丁、煙屋敷東ノ丁、
煙屋敷西ノ丁、煙屋敷葛屋丁、
煙屋敷袋町、煙屋敷雁木丁、煙
屋敷円福院東ノ丁、煙屋敷円福
院西ノ丁、新内、大谷、桶見
中、善明寺、船所、栗、平井、
市小路、北島、野崎、堀取、福
島、狐島、松江、木ノ本、次郎
九、延時、榮谷、土入、向、梅
原、中野、中、懷原、古屋
海草郡
加太町
西脇町

昭和三十一年五月十六日

衆議院會議録第五十号追録

第二区 和歌山市 第一区に属しない区域 海草郡 有功村 直川村 紀伊村 山口村 川永村 和佐村 西山東村 東山東村 安原村 下津町 初島町 野上町 美里町 細野村 第三区 橋本市 伊都郡 那賀郡 第四区 御坊市 有田郡 日高郡 美浜町 由良町 日高町 川辺町 船着村 川中村 川上村 寒川村 第五区 田辺市 西牟婁郡 白浜町	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人
第一区 島取市	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人
第一区 松江市	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人
第一区 島根県	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人
第一区 島根県	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人

昭和三十一年五月十六日 衆議院會議録第五十号追録

第九区 倉敷市	第八区 小田郡	第七区 吉備郡	第六区 高梁市	第五区 久米郡	第四区 津山市	第三区 和氣郡	第二区 上中野、下中野、中原、牟佐	第一区 田、西市、新保、富田、泉田
一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人
第九区 安登村	第八区 山県郡	第七区 安芸郡	第六区 高田郡	第五区 安佐郡	第四区 佐伯郡	第三区 大竹市	第二区 似島出張所管内	第一区 玉島市
一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人
第九区 沼隈郡	第八区 尾道市	第七区 福山市	第六区 松永市	第五区 三原市	第四区 賀茂郡	第三区 志和郡	第二区 川上村	第一区 安芸津町
二人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人
第九区 阿武郡	第八区 豊浦郡	第七区 長門市	第六区 下関市	第五区 宇部市	第四区 小野市	第三区 吉敷郡	第二区 厚狭郡	第一区 山口市
一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人
第九区 高松市	第八区 海部郡	第七区 那賀郡	第六区 美馬郡	第五区 三好郡	第四区 勝浦郡	第三区 名東郡	第二区 鳴門市	第一区 徳島市
一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人
第九区 高松市	第八区 海部郡	第七区 那賀郡	第六区 美馬郡	第五区 三好郡	第四区 勝浦郡	第三区 名東郡	第二区 鳴門市	第一区 徳島市
一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人
第九区 高松市	第八区 海部郡	第七区 那賀郡	第六区 美馬郡	第五区 三好郡	第四区 勝浦郡	第三区 名東郡	第二区 鳴門市	第一区 徳島市
一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人

昭和三十一年五月十六日 衆議院會議録第五十号追録

昭和三十一年五月十六日 衆議院會議録第五十号追録

第一区 柳原二丁目、柳原三丁目、薬院西川端、西警固町、栗林、湯池、桜ヶ峯、赤坂、岩戸町、薬院大通一丁目、上出口町、若宮町、若宮町一丁目、薬院原の町、薬院中溝町、薬院堀入町のうち高宮出張所管内以外の区域、警固本町、警固沖田町、薬院大坪町のうち高宮出張所管内以外の区域、薬院相割町のうち高宮出張所管内以外の区域、薬院古浜町のうち高宮出張所管内以外の区域、古小島町のうち高宮出張所管内以外の区域、警固本通一丁目、警固本通二丁目、警固本通三丁目、東警固町、本庄町一丁目、本庄町二丁目、本庄町三丁目、本庄町天神通、今泉町一丁目、今泉町二丁目、今泉町三丁目、今泉町四丁目、今泉町五丁目、十軒屋、浦谷、杵屋谷、地藏谷、綾ヶ谷、上練堀町、下練堀町、井原ヶ谷、高頭、中出口町、東小性町、紺屋町、薬院東川端、西警固町、天狗松、大字庄、大字今泉、大字薬院、住吉出張所管内、高宮出張所管内		第二区 一人		福岡市 本庁管内 荒戸町、谷町、荒戸村、新大工町、菰川東町一丁目、大円寺町、東唐人町、東唐人町堀端、浪人町、樹木屋町、西唐人町、西町、鳥飼町一丁目、鳥飼町二丁目、鳥飼町三丁目、地行東町、地行西町、伊	
崎浦、大工町、東簀子町、西簀子町、築石町、長倉町、福岡町、舞鶴町、入船町一丁目、入船町二丁目、東渡町、北渡町、西渡町、南渡町、三宅出張所管内、草ヶ江出張所管内、西新出張所管内、今津出張所管内、今宿出張所管内、姪浜出張所管内、田隈出張所管内、日佐出張所管内		第三区 一人		福岡市 第一区及び第二区に属しない区域	
早良郡 糸島郡 筑紫郡 粕屋郡 宗像郡		第四区 一人		第五区 一人	
直方市 八幡市 上津役支所管内 折尾支所管内 香月支所管内 木屋瀬支所管内		第六区 二人		第七区 一人	
幸袋町 額田村		第八区 一人		第九区 一人	
若松市 戸畑市		第十区 一人		第十一区 一人	
宮の陣村 北野町 小郡町 太刀洗町 久留米市 浮羽郡 三井郡 山本村 草野町 大橋村 善導寺町 柳川市 大川市 筑後市 三潞郡 八女市 八女郡 山門郡 赤池町 方城村 山田郡 嘉穂郡 碓井町 嘉穂町 嘉穂町 筑穂町 桂川町 第十三区 飯塚市 嘉穂郡 庄内村 二瀬町 鎮西村 穂波村 第十四区 甘木市 朝倉郡 三井郡		第十二区 一人		第十三区 一人	
宮の陣村 北野町 小郡町 太刀洗町 久留米市 浮羽郡 三井郡 山本村 草野町 大橋村 善導寺町 柳川市 大川市 筑後市 三潞郡 八女市 八女郡 山門郡 赤池町 方城村 山田郡 嘉穂郡 碓井町 嘉穂町 嘉穂町 筑穂町 桂川町 第十三区 飯塚市 嘉穂郡 庄内村 二瀬町 鎮西村 穂波村 第十四区 甘木市 朝倉郡 三井郡		第十四区 一人		第十五区 一人	
神埼郡 唐津市 東松浦郡 伊万里市 武雄市 西松浦郡 杵島郡 山内村 第六区 鹿島市 藤津郡 橘下村 北方町 大町町 江北町 白石町 福岡村 北有明村 有明村 長崎県 第一区 長崎市 西彼杵郡 茂木町 香焼村 伊王島村 高島町 野母崎町 三和町 第二区 西彼杵郡 東長崎町 多良見村 長与村 時津町 村松村 長浦村 亀岳村 大串村		第十六区 一人		第十七区 一人	
神埼郡 唐津市 東松浦郡 伊万里市 武雄市 西松浦郡 杵島郡 山内村 第六区 鹿島市 藤津郡 橘下村 北方町 大町町 江北町 白石町 福岡村 北有明村 有明村 長崎県 第一区 長崎市 西彼杵郡 茂木町 香焼村 伊王島村 高島町 野母崎町 三和町 第二区 西彼杵郡 東長崎町 多良見村 長与村 時津町 村松村 長浦村 亀岳村 大串村		第十八区 一人		第十九区 一人	
神埼郡 唐津市 東松浦郡 伊万里市 武雄市 西松浦郡 杵島郡 山内村 第六区 鹿島市 藤津郡 橘下村 北方町 大町町 江北町 白石町 福岡村 北有明村 有明村 長崎県 第一区 長崎市 西彼杵郡 茂木町 香焼村 伊王島村 高島町 野母崎町 三和町 第二区 西彼杵郡 東長崎町 多良見村 長与村 時津町 村松村 長浦村 亀岳村 大串村		第二十区 一人		第二十一区 一人	

昭和三十一年五月十六日 衆議院會議錄第五十号追録

[illegible]

第二区 延岡市 西臼杵郡 東臼杵郡 北臼杵郡 北川村 北方村 一人	第三区 日向市 児湯郡 東臼杵郡 門川町 東郷村 南郷村 西郷村 北郷村 諸塚村 椎葉村 一人	第四区 小林市 東諸県郡 西諸県郡 都城市 北諸県郡 一人	第五区 日南市 串間市 南郷郡 一人	第六区 鹿兒島市 第一区 清水町、鼓川町、池之上町、稲荷町、春日町、柳町、栄町、上瀬尾町、下瀬尾町、冷水町、長田町、車町、恵美須町、和泉屋町、小川町、易居町、生産町、山下町、平之町、西千石町、東千石町、中町、金生町、六日町、潮見町、築町、泉町、住吉町、堀江町、大黒町、呉服町、新町、船津町、洲崎町、松原町、南林寺町、塩屋町、一人	第七区 新屋敷町、樋之口町、山之口町、加治屋町、新照院町、草牟田町、玉里町、永吉町、原良町、薬師町、鷹師町、常盤町、西田町、武町、高麗町、上之園町、上荒田町、下荒田町、天保山町、鷺池町、都元町、向江町、浜町、一人	第八区 鹿兒島市 第二区 阿久根市 川内市 出水市 高城村 高江村 永利村 下東郷村 一人	第九区 出水市 阿久根市 川内市 出水市 高城村 高江村 永利村 下東郷村 一人	第十区 出水市 阿久根市 川内市 出水市 高城村 高江村 永利村 下東郷村 一人	第十一区 出水市 阿久根市 川内市 出水市 高城村 高江村 永利村 下東郷村 一人	第十二区 出水市 阿久根市 川内市 出水市 高城村 高江村 永利村 下東郷村 一人	第十三区 出水市 阿久根市 川内市 出水市 高城村 高江村 永利村 下東郷村 一人	第十四区 出水市 阿久根市 川内市 出水市 高城村 高江村 永利村 下東郷村 一人	第十五区 出水市 阿久根市 川内市 出水市 高城村 高江村 永利村 下東郷村 一人
--	--	---	--------------------------------	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--

昭和三十一年五月十六日 衆議院會議録第五十号追録

- 二 行政区画は、なるべく尊重し、特に町村の区域は、分割しないこと。
- 三 地勢、交通、産業等の見地からの地域的一体性は、なるべく尊重すること。
- (別表第一の改正法案の提出)
- 10 内閣総理大臣は、附則第三項の規定により改正案の提出があつたときは、その案に基いて、公職選挙法別表第一の改正に関する法律案を最近の国会に提出しなければならない。
- 11 (別表第一の改正法等の施行) 前項の規定に基いて制定される公職選挙法別表第一の改正に関する法律及び改正後の同法第二百五十一条の三第二項に規定する法律は、この法律(附則第一項ただし書に係る部分を除く)の施行と同時に施行するようにしなければならない。
- 12 (総理府設置法の一部改正) 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中

選挙制度調査会	
選挙制度調査会	内閣総理大臣の諮問に応じて国会議員の選挙及び地方公共団体における選挙に関する制度について調査審議すること。
衆議院議員選挙区画定委員会	衆議院議員の選挙区に關する公職選挙法別表第一の改正案を作成し、内閣総理大臣に提出すること。

改める。

本修正の結果必要とする経費
本修正の結果必要とする経費は、
約二千万円の見込である。

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部

十五円
(配達料共)

発行所

東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九四〇三三―五。自費課